

97-214  
115-11

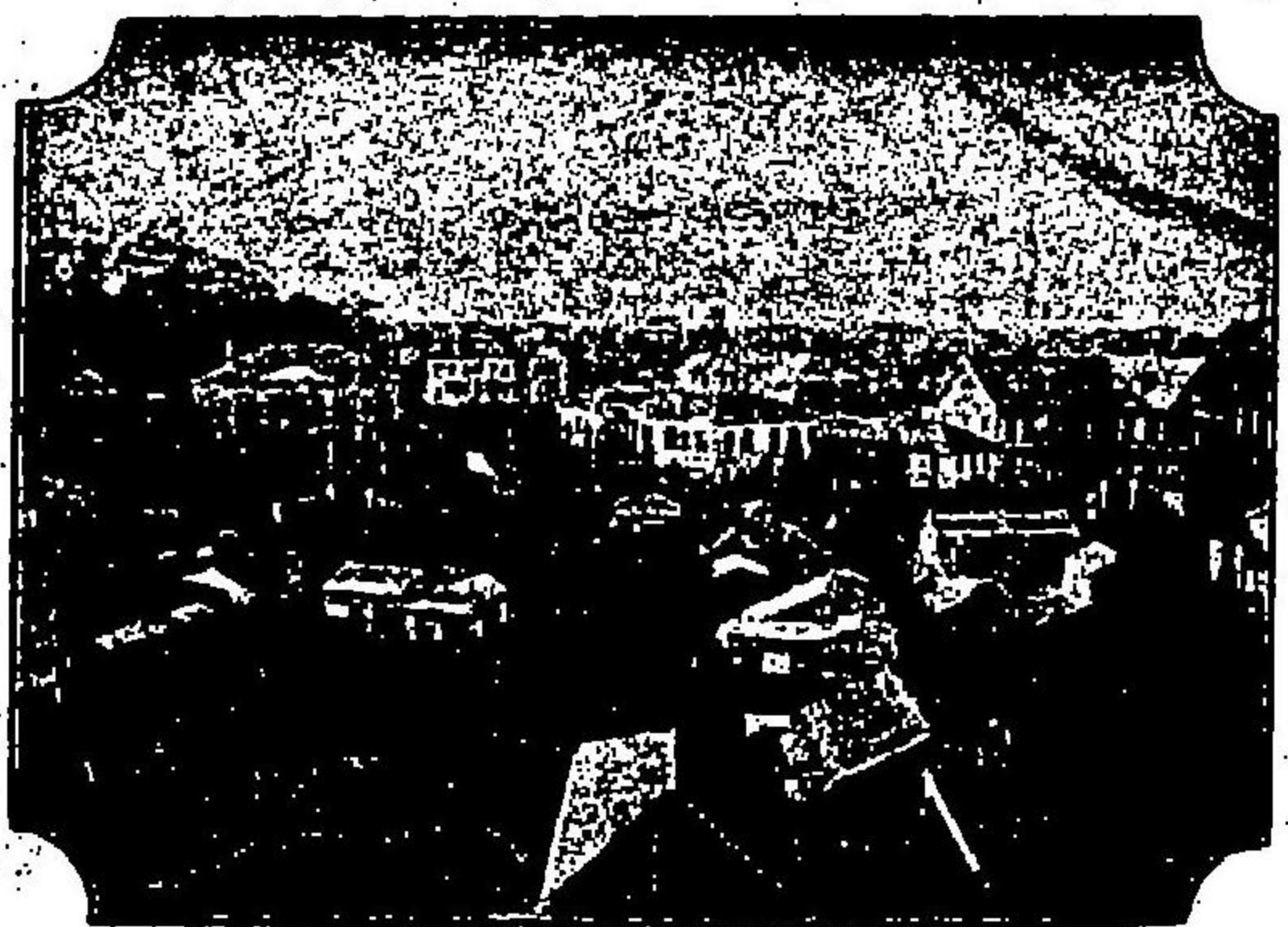
A  
CHINESE GRAMMAR  
BY  
CHIKURO HIROIKE,  
LECTURER IN THE WASEDA UNIVERSITY.

廣  
渾  
平  
丸  
塾  
著

支  
那  
文  
典

早  
稲  
田  
大  
學  
出  
版  
部  
藏  
版

明治  
38 13 14  
内交



早稻田大學

下所揭之乎古止點第一則真福寺所藏將門記文據

德溫故係于承  
三年之古寫第二則弘安抄本孝經第三則永和抄本

日本紀也而原本之爲體也將門記者無朱點其乎

古止點并傍訓送假名共用墨示之孝經及日本紀

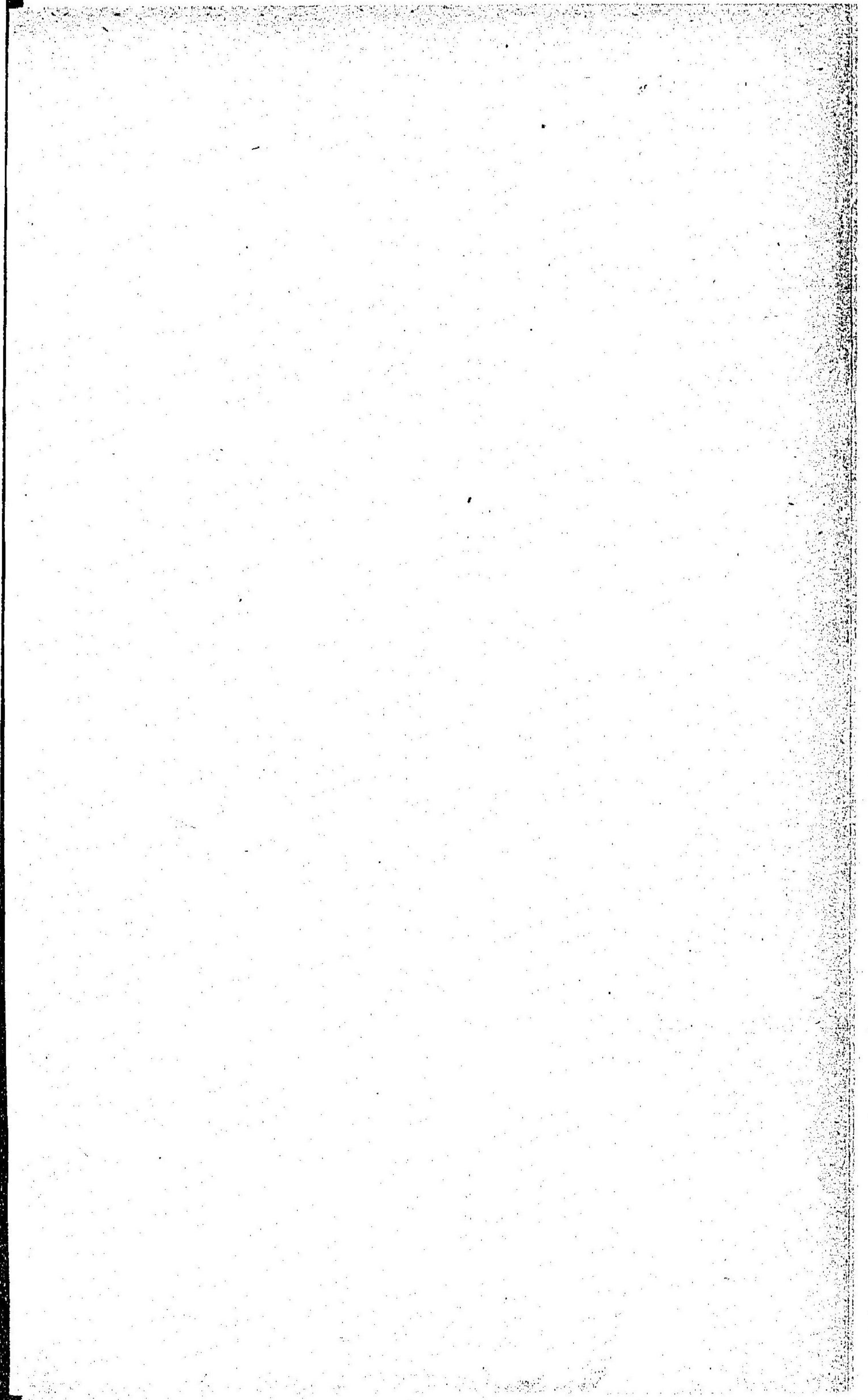
者以朱示乎古止點以墨記傍訓送假名及反點俱

本紀者往々以朱  
示傍訓及反點是蓋古書所謂朱墨兩點者歟

明治三十八年九月 廣池千九郎識

予又嘗觀點笏者於京都某縉紳家頗珍品也偶

追想往事附記之於此云 千九郎父識



〔第二〕

將門少年、日本名傳於大政、大威數十  
年、至于今、與相國構、世不意奉此事、歎  
念、至不可勝言、將門雅萌、傾國之謀、何忘  
舊主、貴閭、且賜察、其甚幸、以一貫、方將門  
撲言

天慶二年十二月十五日

〔第三〕

孝經 孔氏傳

開宗明義章第一 一百二十四字

仲尼廟居曾子侍坐

仲尼者孔子字也凡名有五  
品有信有義有象有假有類

以名生為信以德名為義以類名為象取物為假取父為  
類仲尼首上禮似丘丘山故曰丘而字仲尼孔子者男

〔第三〕

次生海、次生川、次生山、次生木、祖句句、迺  
馳、次生董、祖草野、地亦名野、地既而伊、樊  
諸尊伊、樊再尊、共議曰、吾已生大八洲國、  
及山川草木、何未生天下之主者歟、於是  
共生、日神、神、日、靈、貴、伊、比、屋、詳、被、武、塔

## 支那文典序

凡そ、史的科學の研究に於て、最も必要なるものは、蓋し、語學の智識なるべし、殊に、古代史の研究に於ては、語學は、正に其學問の生命とも稱すべきものにして、其成功の度は、一に、其學者の、語學に於ける智識の程度如何よりて決するものと云ふも、敢て誣言にあらざるを信ず、之を、歐洲の實例に徴するに、グリムの如き、サヴニールの如き、モムゼンの如き諸名家が、其史的研究に於て、不朽の名を垂れし所以、皆、主として、古語研究の素養が、其一大要素たりしによらずんば、あらず、廣池千九郎君は、九州の碩儒、帆足萬里翁の學統を承け、夙に、漢學を以て家を成し、事に、東洋法制史の研究に従ふ、而して、其研究の基礎として、積年、和漢の語學に力を致し、遂に、茲に支那文典の著あり、抑も、支

二  
那の古文に關する文典は、前に、獨乙にガベレンツ氏の著あり、  
後に、支那に馬建忠氏の著あり、此他、我國にも亦二三の著書あ  
りと雖も、多くは簡略にして、未だ其蘊奥を發揮するに至らず、  
然るに、今、此支那文典を觀るに、其研究深刻にして、説明、微細の  
點に亘り、注目すべき記事尠からず、たとへば、其二三の例を舉  
ぐれば、單語、熟語の區別に關する支那古來の謬見を排し、代名  
詞に於て、人代名詞を、強制的、自由的に分ち、接續代名詞を、所の  
字一字となして、者の字は、之を英文法の Anecedent に當て、動詞に  
於て、被動調（Passive Voice）に關する規則を明にして、從來の誤謬を正し、又、自  
動詞の有の字の用法に關する規則を定め、自ら、先年、諸學士の、  
帝國文學誌上にて、爭論せし總主論に解決を與へ、形容詞に於  
て、無の字と莫の字との用法區別を明確にし、又、始めて支那に

於ける數詞の組織を説明し、副詞に於て、打消副詞と疑問副詞  
との用法、區別に就きて、殊に詳論する所あり、同じく打消をな  
すに、打消副詞を用ふる時と、疑問副詞を用ふる時との別ある  
理由を考へ、又、副詞の呼應に關する古來の謬見を正し、前置詞  
に於て、於の字の一類の用法に、種々の規則を定め、又、後置詞の  
生ぜし理由を考へ、接續詞に於て、況の字の接續詞たる所以を、  
述へ、感歎詞に於て、支那に於ける多くの感歎語を、皆、異字同義  
のものとして、断定せし類是なり、殊に、其和漢文比較研究の結果と  
して、アストン、チャンバレン等、諸名家の説に、一步を進めて、古來、  
日本文法上、ラニテハと稱せし一類の語に、精密なる研究を加  
へたるが如きは、學問上、甚だ注目すべき有用の事業にして、日  
本文法史上に、特筆すべき價值あるを見る、本書の出づる、蓋し、

## PREFACE

60

### HIROIKE'S CHINESE GRAMMAR

Nothing is more important for historical studies than linguistic knowledge; especially in the study of ancient history, linguistic knowledge may be rightly called the very life of it, and it is no exaggeration to say that the success or failure in this study is simply determined by the linguistic knowledge of the scholar. To take some examples in Europe, such eminent scholars as Grimm, Savigny, and Mommsen were able to establish their immortal names chiefly because they had wide acquaintance with ancient languages.

Mr. Chikuro Hiroike, a follower of that great scholar of modern times, Banri Hoashi, has sometime been known as a Chinese scholar, and is now engaged in the study of the history of the Oriental system of law. It is indeed many years since he began to study the Japanese and Chinese languages as the basis of his historical research, and he has recently published this Chinese Grammar. The Grammar of Chinese classics was formerly published by Gabelemtz of Germany and latterly by Ma Chien Chung of China. Even in Japan we have a few works on the subject, but they are all too brief to be thorough and full. This Grammar of Mr. Hiroike's is, on the other hand, very thorough in investigation and quite minute in explanation. Let me here mention some of the most noticeable points in the work. He corrects the traditional error in China as regards the distinction between vocabularies and phrases; he classifies the Personal Pronouns into the Compulsory and the Liberal; he admits no other Relative Pronoun than *so* (所) and compares *ché* (者) with the Antecedent in English

單に我國語界を益するのみにあらざるべし是を以て序文と爲す

鎌倉に於て

明治三十八年八月

上田萬年

Grammar; he rectifies an erroneous idea concerning the verb by explaining its rules; he fixes the rules in connection with the use of the Intransitive verb *yu* (有) and thus settles the question of the Compound Subject formerly discussed by various scholars in the "Teikoku Bungaku"; he makes a clear distinction between the use of the Adjective *wu* (無) and that of the Adjective *mu* (莫); he explains the system of the Chinese Adjectives of Number; he expatiates on the differences between the use of the Negative Adverb and that of the Interrogative Adverb, and discusses why the same negation is sometimes made by the Negative Adverb and sometimes by the Interrogative Adverb; he corrects the old mistake concerning the grammatical form of the Adverb; he gives the rules concerning the use of a group of Prepositions with the sense of *yu* (於); he investigates the reason why the Postposition was made; he argues that the word *kuang* (況) is a Conjunction; he professes that all the Chinese Interjections are different in character but the same in sense. Not only these but his comparative study of the Japanese and Chinese literatures has led him beyond Aston and Chamberlain to make a minute as well as careful investigation of a group of words traditionally termed *te-ni-wo-ha* in Japanese Grammar. This is a very noteworthy and useful contribution to linguistic science and is worth mentioning in the history of Japanese Grammar. The publication of such a book will, therefore, do more than simply benefit those who are interested in the study of the Japanese language.

Ueda Mannen.

August, 1905.

### 支那文典緒言

一本書は、去る明治三十五年十月より、早稲田大學文學教育科講義録に登載せしものを、訂正増補して、新に出版せるものなり。  
一予の支那文典研究は、今より十數年前に起りしものにして、本書は、明治三十二年の比既に脱稿せしものなり、されど、未だ之を公にせずして、篋底に藏せしを、前記の如く、三十五年十月、始めて早稲田大學講義録の一部分として發表せしものなり。  
一本書の舊原稿は、大凡、三千枚以上もある大冊にして、早稲田大學に於て講述せる講義録は、正に此内より抄録せしものに係る、故に、今、多少の増補を行ひしも、猶原書の内容を悉すべきにあらざ、之に加ふるに、兩三年來、又、新に予の研究し得たる説も、亦、尠からざれば、予は、先づ、姑く本書を公にし、更に、他日を待て、本書の續篇を發表する豫定なり、讀者請ふ之を諒せよ。  
一本書と交互参照すべき書は、卑著てにをば廢止論冊八年度早稲田大學文科講義録に掲載せり、他日別に一冊として發表すべし、及び近き將來に早稲田大學文科講義録を以て發表せむとする卑著應用的支那文典なり。

明治三十八年九月

支那文典 緒言

廣池千九郎識



### 支那文典引用書凡例

- 一 凡そ、予が著書に於ては、悉皆引用書の卷數と、丁數とを明記する例なり、これ、管に、其引證の確實なる事を示して、讀者に安心を與ふるのみならず、他日再考の際、自ら便する所、亦甚だ多き事あるを經驗したるによるなり、
- 一 易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、穀梁傳、公羊傳、孝經論語、孟子、爾雅は、汲古閣版十三經注疏本によれり、此内、左傳の文は、すべて經文と混じて春秋と題せり、讀者焉を諒せよ、
- 一 春秋外傳國語は、和版再刻本によれり、
- 一 諸子に於ては、老子は寶永六年の須原屋版本、荀子は増註本、墨子は、和版經訓堂本、韓非子は解詁本によれり、
- 一 支那歴代の國史に於ては、史記、前漢書は和刻大本の評林本に係り、後漢書、三國史、晉書、新唐書、五代史等は和刻本にして、其他は汲古閣版本なり、
- 一 此他、大藏經を首として、稀に引用せる所の佛書、醫書、天文曆書、地理書、文集、日本の史類、并に和漢辭書類、及び和漢制度に關する書は、今一々舉げず、

一 以上は、大藏經を除くの外、和漢洋書共に、予が研究室の藏本に係る、予が研究室専  
あり餘故に何人にてても、之を檢せむとするものは、予が室に來れ、予は歡んで之を迎ふべし。

明治三十八年九月

著者識

## 支那文典目次

### 第一編 總論

第一章 支那語の種類	一
第二章 漢文の種類	二
第三章 支那文典の定義	三
第四章 支那文典の範圍	四
第五章 詞論と文章論との略解	七
第一項 詞論の事	七
第二項 文章論の事	一〇
第六章 語句文章の區別	一三
第一項 文字と語との別	一三
第二項 語の定義	一五
第三項 語の種類	一五

第四項 單語

- 第一款 單語の定義……………一六
- 第二款 單語の種類……………一六
- 第一節 固有名詞、即ち地名、人名の全部、及び普通名詞の物名の一部分を寫す場合……………一六
- 第二節 翻譯語を寫す場合……………一七
- 第三節 外國の地名、人名、物名等を寫す場合……………一八
- 第四節 複合の後、新意義を生ぜし語……………一八

第五項 複合詞及び熟語

- 第一款 複合詞と熟語との別……………二一
- 第二款 印度に於ける複合詞の規則(六合釋の解、附、八轉聲の事)……………二二
- 第三款 複合詞の組織……………二七
- 第四款 複合詞の種類……………二七
- 第一節 形容詞が他語を形容するによりて作られたる形容詞的熟語……………二八
- 第二節 前添辭が他語の前に添はるによりて成る所の前添辭的熟語……………三〇

第四項 句

- 第一款 句の定義……………四二
- 第二款 句の種類……………四四
- 第三款 完全句……………四四
- 第四款 不完全句……………四五
- 第一節 序說……………四五
- 第二節 實例……………四五
- 第三節 後添辭が他語の後に添はるによりて成る所の後添辭的熟語……………三一
- 第四節 對等なる語を連結して作る所の熟語……………三一
- 第五節 前置詞(又は後置詞)と其目的格とにて作る所の前置詞的熟語……………三二
- 第六節 句を熟語と見なすもの……………三三
- 第七節 單語の如き熟語、即ち疊字……………三八
- 第八節 熟語に似たる句……………三九

第五項 文章

- 第一款 文章の定義……………四八
- 第二款 文章の種類……………四九
- 第一節 總說……………四九

支那文典目次 總論

第二節	單文	五〇
第三節	樣文	五一
第四節	複文	五四
第六項	句と文章との別	五六
第七章	漢文和訓法	五七
第一項	漢文和訓の由來	五七
第二項	漢文和訓の方法	六一
第三項	漢文和訓法の沿革并に諸家の得失	六三
<b>第二編 詞論</b>		
第一章	詞論の定義	六九
第二章	語の分類	六九
第三章	八品詞の活用	七一
第四章	名詞	七四
第一項	名詞の定義	七四

第二項	名詞の種類	七四
第三項	名詞の數	七七
第四項	名詞を他の品詞に用ゐる事	七八
第五項	名詞形の事	八〇
<b>第五章 代名詞</b>		
第一項	代名詞の定義	八二
第二項	代名詞を他の品詞に用ゐる事	八三
第三項	代名詞の種類	八四
第四項	人代名詞	八五
第一款	人代名詞の定義	八五
第二款	人代名詞の文法的類別	八五
第三款	人代名詞の人為的類別	八六
第四款	人代名詞一人稱	九〇
第一節	強制的のもの	九〇

六

第二節 自由的のもの……………九三

    第一、序説 第二、我、吾、余、予、台の妻(マレ)と和訓す( )……………一一〇

    第二節 女子の一人稱……………一一〇

        第一、強制的のもの 第二、自由的のもの……………一一〇

第四款 人代名詞二人稱……………一一二

    第一節 人代名詞二人稱の種類……………一一二

    第二節 對稱、卑稱……………一一二

        第一、序説 第二、汝、女、而、爾、乃、若 第三、子、吾、子……………一一二

    第三節 敬稱……………一一五

        第一、敬稱の定義并に其二大別 第二、強制的二人稱の例……………一一五

        第三、自由的二人稱の例 一、閣下、執事、足下 二、先生、大人、尊公、尊兄、仁兄、令兄、吾兄、君……………一一五

第五款 人代名詞三人稱の實例……………一一三

    第一節 三人稱代名詞の種類……………一一三

    第二節 彼の性質……………一一三

    第三節 彼の用法……………一一三

第四節 彼以外の三人稱……………一一三

第六款 人代名詞の數……………一一三

第七款 複合代名詞……………一一三

第八款 自、自といへる語の事……………一一四

    第一節 自、自といへる漢語の性質用法……………一一四

    第二節 ミヅカラといへる日本語も、漢語と同じく副詞なる事を論ず、并に、ミヅカラとオノヅカラとの異同を論ず……………一一五

    第三節 ミヅカラといへる日本語を、人代名詞一人稱に用ゐる時の形を論ず……………一一七

第五項 接續代名詞……………一一九

    第一款 接續代名詞の定義……………一一九

    第二款 接續代名詞の種類……………一二一

    第三款 接續代名詞の先行詞……………一二一

    第四款 接續代名詞の所字の説明……………一二三

        第一節 所字の性質、上……………一二三

        第二節 所字の性質、下 所と處との別、并に者字の先行詞たる……………一二三

理由の再説……………一四五

第三節 所の字と同一に用ゐらるゝ位<sub>レ</sub>の事……………一四八

第四節 所の字の用法……………一四八

第五款 接續代名詞の先行詞たる者<sub>レ</sub>字の説明……………一六七

第一節 者<sub>レ</sub>字の性質上(者<sub>レ</sub>字の起源并に日本語のは又はものと云ふ語との比較)……………一六七

第二節 者<sub>レ</sub>字の性質中(者<sub>レ</sub>の字の感詞なる所以を論ず)……………一七〇

第三節 者<sub>レ</sub>字の性質下(者<sub>レ</sub>字と物<sub>レ</sub>字との差別)……………一七一

第四節 者<sub>レ</sub>字の用法上の種類……………一七三

第五節上 者<sub>レ</sub>字の用法中、上に數詞を冠して、其數詞の代表なす一種の代名詞……………一七四

第五節下 二者三者の一類の者<sub>レ</sub>字と同一の如くあれど、其用法甚だ輕きもの……………一七六

第六節 者<sub>レ</sub>字の用法中、上に接續代名詞的句、若くは接續代名詞的句の性質を含有する語を冠して、其の語句を代表せし者、即ち者<sub>レ</sub>字が接續代名詞の先行詞に立てる場合のもの……………一七六

第七節 者<sub>レ</sub>字の用法中、接續代名詞の先行詞に立つ者<sub>レ</sub>字の一轉して、上に各種の句を冠して、その意義を代表するもの……………一八六

第六款 者<sub>レ</sub>字と有<sub>レ</sub>字との關係……………一八九

第七款 事<sub>レ</sub>の字の解、并に事<sub>レ</sub>字と者<sub>レ</sub>字との比較……………一九〇

第六項 疑問詞……………一九一

第一款 序説……………一九一

第二款 疑問詞の定義……………一九一

第三款 疑問詞の用法上の類別(即ち疑問代名詞、疑問形容詞、疑問副詞の事)……………一九三

第四款 疑問詞の意義上の類別……………一九三

第五款 疑問詞の特性……………一九七

第七項 疑問代名詞……………二〇〇

第一款 疑問代名詞の定義……………二〇〇

第二款 疑問代名詞の語の種類并に其慣用……………二〇〇

第三款 疑問代名詞の用法上の種類……………二〇一

第四款 疑問代名詞の離執といふ語は、單に疑問を發するに用ゐる

支那文典目次 詞論 代名詞……………九

るものは主格に立て、打消をなすに用ゐるものは、文の  
 真正の主格に立つを得ざるものなる事を論ず……………二〇二  
 第五款 疑問代名詞にして、物主格に立つものは、誰といふ語に限  
 る事……………二〇七

第六款 疑問代名詞にして文章の完成言に立つもの……………二〇八

第七款 疑問代名詞にして文章の目的格に立つもの……………二〇九

第一節 誰……………二〇九

第二節 孰……………二〇九

第三節 何……………二一〇

第四節 奚……………二一一

第五節 曷……………二一一

第八項 定限形容詞と同一の性質を有する代名詞……………二一一

第一款 定限形容詞と同一の性質を有する代名詞の性質、用法、并  
 に種類……………二一一

第二款 指示代名詞……………二一二

第一節 指示代名詞の定義、并に性質上の類別……………二一二

第二節 指示代名詞の用法上の類別……………二一三

第三款 近稱指示代名詞……………二一四

第一節 近稱指示代名詞の種類……………二一四

第二節 近稱指示代名詞の主要語たる此、是、斯……………二一四

第三節 茲……………二一九

第四節 矧……………二三〇

第五節 時、惟、唯、雖、雖、侯、伊、曷、曷、已、寔……………二三〇

第四款 中稱指示代名詞……………二三一

第一節 中稱指示代名詞の種類……………二三一

第二節 其の例……………二三一

第三節 夫の例……………二四〇

第五款 遠稱指示代名詞……………二四一

第六款 不定代名詞……………二四一

第一節 不定代名詞の定義并に種類……………二四一

第二節 或……………二四一

第三節 某……………二四六

第七款 配分代名詞……………二四六

第九項 助辭的代名詞……………二四七

第一款 助辭的代名詞の定義并に種類……………二四七

第二款 之、諸、焉、然、旃の別……………二四七

第三款 之……………二四八

第一節 之字の指示代名詞として用ゐらるゝもの、事……………二四八

第二節 之字の感詞として用ゐらるゝもの……………二五五

第三節 之字と此、是等との用法上の別……………二六〇

第四款 諸……………二六一

第一節 諸字の性質并に種類……………二六一

第二節 稱字が之字と前置詞の乎との合字たる例……………二六一

第三節 爾字が之字と助辭的疑問副詞の乎字との合語たる例……………二六二

第五款 焉……………二六二

第六款 然、旃……………二六五

第六章 動詞……………二六六

第一項 動詞の定義……………二六六

第二項 動詞の種類……………二六八

第三項 自動詞と他動詞との定義……………二六八

第四項 動詞の様……………二七〇

第一款 動詞の様の種類……………二七〇

第二款 漢語動詞の文法的様を作る法……………二七〇

第五項 動詞の調……………二七一

第一款 動詞の調の定義并に種類……………二七一

第二款 加助調……………二七二

第三款 被助調……………二七二

第一節 被助調を作る法……………二七二

第二節 文章の様上、自ら他動詞に被助の調を起さしむるも……………二七二

の……………二七二

第三節 助動詞によりて作る例……………二七四

第一、見 第二、爲 第三、所 第四、所明 第五、爲所 第六、被



第四節 前置詞によりて作る例……………二七七

第四款 自動詞と被動詞ありや否やを論ず……………二七八

第五款 使役式……………二七九

    第一節 使役式を作る法……………二七九

    第二節 助動詞にて使役式を作る例……………二七九

        第一使 第二(命) 第三款 第四使 第五使……………二八二

    第三節 助動詞なくして使役式を作る例……………二八二

第六項 動詞の時……………二八三

    第一款 動詞の時の定義、并に漢文動詞の時法を作る法……………二八三

    第二款 希求、願望、推測、預言、假定、及び意志の發表等の意義ある文章には、自ら未來法のあらはるゝ事、并にこれは眞の未來法にあらざる事……………二八四

第七項 動詞の法……………二八七

    第一款 動詞の法の定義……………二八七

    第二款 動詞の法の種類……………二八七

第三款 日本語動詞活用の形状、并に其原名……………二八七

第四款 直説法、接續法……………二九〇

第五款 可成法……………二九三

第六款 命令法……………二九三

第七款 不定辭即ち動詞の名詞形……………二九五

第八款 分詞……………二九七

    第一節 分詞の定義、并に和漢文分詞の種類……………二九七

    第二節 分詞を作る法……………三〇七

    第三節 分詞の性質……………三〇七

第八項 自動詞中、特殊の用法を有する爲、有等の用例……………三〇七

    第一款 序説……………三〇八

    第二款 爲……………三〇八

        第一節 爲の字義……………三〇八

        第二節 自動詞の爲の事……………三〇九

    第三款 有……………三二〇

        第一節 日本語の「有」の用法と漢語の有の用法……………三二〇

第九項 他動詞中特殊の用法を有する諸語

- 第二節 有字の位置……………三二一
- 第三節 有字が主格の上において、説明語をなす種々の例……………三二三
- 第四節 有字の上にある語にして副詞にあらざるもの……………三二六
- 第五節 有字の名詞形……………三二七
- 第六節 有字を省略する場合の事、并に其理由、及び自動詞省略の事……………三二八
- 第七節 有字の形容詞に立つもの……………三二九
- 第八節 有字の他動詞に立つもの……………三一九
- 第四款 有<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>ミの別……………三二一
- 第五款 不<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>と非<sub>レ</sub>との別……………三二一
- 第一款上 他動詞の内にて、説明語と副詞とを兼用せらるゝもの……………三二三
- 第一款下 一句中、二ヶの同一なる動詞ある事……………三二四
- 第二款 欲……………三二五
- 第三款 爲……………三二六
- 第一款 ナス又はスミ和訓するもの(目的格が動詞の爲の上に)

ある理由)……………三二六

- 第二款 爲<sub>レ</sub>を省略する事……………三三〇
- 第三款 爲<sub>レ</sub>なツケル、タスケル、オコナフ、ナサムを訓するもの……………三三一
- 第四款 以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>とつゞくもの……………三三二
- 第四款 謂……………三三二
- 第一節 謂字の位置……………三三二
- 第二節 謂字の意義上の類別……………三三七
- 第三節 謂字の不定辭……………三三九
- 第四節 謂字の誤用と、謂<sub>レ</sub>と云<sub>レ</sub>との別、并に謂<sub>レ</sub>曰<sub>レ</sub>の別……………三三九
- 第五款 曰……………三四〇
- 第一節 曰字の位置……………三四〇
- 第二節 曰字の意義……………三四三
- 第三節 子曰云々の文の構造……………三四三
- 第六款 言、讀、道……………三四五
- 第七款上 助辭的他動詞の云字の事……………三四六
- 第七款下 云字と言字、曰字等との異同……………三四七

第十項 動詞を重疊する事……………三四九

第十一項 動詞の省略……………三五〇

第十二項 助動詞……………三五〇

第七章 形容詞……………三五〇

第一項 形容詞の定義……………三五〇

第二項 形容詞の比較……………三五一

第三項 形容詞の種類……………三五三

第四項 和訓上クシキの語尾變化を有する形容詞……………三五三

第一款 日本語に於けるクシキの語尾變化を有する形容詞の性質、并に其語尾の性質……………三五四

第二款 クシキの語尾變化ある語を形容詞とせし理由、并に形容詞の法の種類は只二種なる事……………三五九

第三款 クシキの語尾變化を有する形容詞に時法なき事……………三六〇

第四款 クシキの語尾變化ある形容詞に命令法なき事……………三六一

第五款 形容詞の語根、并にク活、シク活、ケク活の事……………三六一

第六款 形容詞の名詞法……………三六三

第七款 形容詞の語根を副詞法又は形容法に用ゐる事……………三六四

第八款 和訓の時、クシキの語尾を有する漢文の實例……………三六五

第一節 接續法に和訓すべきもの……………三六五

第二節 副詞法の用例……………三六五

第一、能、克、耐、而、善 第二、多、全、大、小、久等……………三六五

第三節 形容詞の用例……………三六五

第四節 形容詞副詞法の下界の形、即ち中止直說法……………三六五

第五節 形容詞の完了形、即ち第一完了直說法……………三六五

第六節 クシキの語尾變化ある形容詞の説明語に立てる場合の文章の解剖法……………三六五

第七節 形容詞の名詞形の例……………三六五

第五項 和訓上クシキの語尾變化を有する助辭的形容詞の事……………三七七

○ 第一款 助辭的形容詞の性質及び種類……………三七七

支那文典目次 詞論 形容詞……………一九

第二款 無字、英字の分類……………三七八

第一節 無字、英字の特性、附無字、英字は、獨立せる副詞法の形なき事……………三七八

第二節 無字と英字との別……………三七九

第三節 無字と英字との差一、(無字は形容詞、英字は打削副詞なる事)……………三七九

第四節 無字と英字との差二、(無字は名詞代名詞の上に在る事)……………三八一

第五節 無字と英字との差三、(無の字は句の上に在るものも、之を打消副詞とせずして、尙ほ形容詞として處置すべき事)……………三八三

第六節 無字と英字との差四、(無字が自動詞の打消の意義ある非と同一に用ゐらるるものも、事)……………三八六

第七節 無字と英字との差五、(無字が禁止の副詞にあるもの)……………三八七

第八節上 無字と英字との差六、(英字は動詞形容詞若くは副詞の上に在る事上)……………三八七

第八節下 無字と英字との差七、(英字は動詞形容詞若くは副詞の上に在る事下)……………三九一

第九節 無字と英字との差八、(英字の下に目的格ある例)……………三九三

第十節 無字の位置……………三九三

第十一節 母、亡、岡、茂、勿、没、靡、微、末の事……………三九四

第十二節 英字に母亡等の一類の禁止の副詞に立つものも、事……………四〇一

第三款 如若の一類……………四〇一

第一節 日本語の「トシ」といへる語の成分(語根は事といふ名詞より成る事、并に其語の位置)……………四〇一

第二節 日本語の「トシ」、漢語の「如若」は、形容詞と前置詞とを兼ねるものなる事……………四〇四

第三節上 如若の副詞法の實例(通常のもの)……………四〇六

第三節下 如若の副詞法の實例(省略語あるもの)……………四〇六

第四節 如若の完了形の例……………四〇七

第五節 如若の形容法の例……………四〇八

第六節 如若の接續法……………四〇九

第五項 定限形容詞……………四一〇

支那文典目次

詞論 形容詞

第一款 定限形容詞の定義…………… 四一〇

第二款 定限形容詞の種類并に性質…………… 四一〇

第三款 代名詞より成る所の形容詞…………… 四一〇

第一節 代名詞より成る所の形容詞の種類…………… 四一一

第二節 指示形容詞…………… 四一一

第一、指示形容詞の定義 第二、指示形容詞の種類 第三、指示形容詞の近稱(此、是、斯、茲、時、維、伊、之) 第四、指示形容詞の中稱(其、厥、爾、而、以、然) 第五、指示形容詞の遠稱(彼、匪、夫)

第三節 不定形容詞…………… 四二七

第四節 配分形容詞…………… 四二七

第五節 毎字の事…………… 四二七

第四款 数詞…………… 四二八

第一節 数詞の定義(数詞は名詞と形容詞との二様に見らるゝ事)…………… 四二八

第二節 数詞の分類…………… 四三一

第三節 数の觀念の發達…………… 四三一

第四節 數詞の組織(附、數の名稱)…………… 四三三

第五節 數字…………… 四三九

第六項 疑問代名詞の定限形容詞として用ゐらるゝもの、即ち疑問形容詞の事…………… 四四〇

第一款 疑問形容詞の定義…………… 四四〇

第二款 疑問形容詞の作用疑問を發し、又、反語を作らざるものある事を併せ論ず…………… 四四一

第七項 顯性形容詞…………… 四四三

第一款 顯性形容詞の定義并に種類…………… 四四三

第二款 名詞形容詞…………… 四四三

第一節 名詞形容詞の定義…………… 四四三

第二節 名詞形容詞の種類…………… 四四四

第三節 物主格は生物なる理由…………… 四四五

第四節 生物の名にして、他の名詞の上にある語にても、物主格に立たずして、主格たるものある事…………… 四四六

第五節 生物の名にして、他の名詞の上にあるものにして、物主

格に立たずして、形容詞たるものある事……………四四七

第六節 無生物の名より成る名詞形容詞……………四四八

第三款 分詞形容詞……………四五〇

第八章 副詞……………

第一項 副詞の定義……………四五二

第二項 副詞の意義上の分類并に詞論の副詞と、文章論の副詞部との事……………四五二

第三項上 副詞の用法上の分類……………四五二

第三項下 用法上より分類せられたる單純、疑問、接續、助辭的の四副詞の定義……………四五三

第四項 副詞の語性……………四五四

第一款 序説……………四五四

第二款 名詞より成る副詞……………四五四

第三款 代名詞より成る副詞……………四五五

第四款 動詞より成る副詞……………四五五

第五款 形容詞より成る副詞……………四五六

第六款 前置詞的熟語より成る副詞……………四五六

第七款 副詞句……………四五六

第五項 副詞の位置、上(副詞が其制限せむとする語の上)又は下にある事……………四五七

第六項 副詞の位置、下(副詞は目的格完成言等を其間に挟む事あり)……………四五八

第七項 副詞の位置を可否するの目的……………四五九

第八項 副詞の重複……………四六〇

第九項 主格と誤認せらるる副詞の種類……………四六一

第一款 序説(主格と副詞との區別)……………四六一

第二款 自動詞の有が文章の説明語に立てる場合……………四六二

第三款 形容詞が文章の説明語に立つ場合……………四六三

第四款 接續代名詞の先行詞の者字の附ける句が副詞に立てる……………四六三

ものには、往々主格に似たるものある事……………四六三

第五款 同等の二箇以上の副詞の相重なる時には、其内の一箇は

主格の如くに見ゆるものある事……………四六五

第六款 自動詞の有き、形容詞の内にて主格の上に置かるゝ語と

の外の動詞形容詞が、説明語に立てる場合にても、其説明語の上に、名詞代名詞あれば、其名詞代名詞は往々副詞なる事……………四六六

第七款 主格に紛らはしき副詞の和訓……………四六八

第十項 副詞の比較法……………四六九

第十一項 單純副詞……………四六九

第一款 單純副詞の語性……………四六九

第二款 單純副詞の意義上の分類……………四七〇

第三款 方法若くは有様の副詞……………四七〇

第一款 方法若くは有様の副詞の定義……………四七〇

第二款 特殊……………四七〇

第三款 何ノマーニと和訓するもの……………四七二

第四節 誠、實、洵等の一類……………四七三

第五節 マサニと和訓する一類のもの……………四七四

第一、方、正、政、禮、多(第二、當、應) 第三、且、副詞と接續詞とあり(

第四、將

第六節 過去分詞の動詞状より來るもの……………四八二

第一、跡、果、總、欽、實、敬、謹、慎、粉、勉、却、反、還、政、肯の事 第二、果 第三、

敬、肯

第七節 動詞の不定辭より成るもの……………四八九

第一、序、既、相、背、互、遞、迭、試、嘗、並、并(第二、並、并の性質 第三、並、并

の用法の別

第八節 和訓の時後置詞的熟語とふる一類のもの……………四九二

第四款 指定并に許可の副詞……………四九三

第一節 指定并に許可の副詞の定義……………四九三

第二節 指定并に許可の副詞の種類及び實例……………四九三

第一、序、既 第二、然、爾 第三、可 第四、宜

第五款 希求願望の副詞……………四九七

第六款 断定の副詞(必、固、故、願等)……………四九七

第七款 預定、概覽、推量の副詞(凡、百、請、一應、都、總、悉、蓋、意、願、想)……………五〇〇

第八款 場所若くは方向の副詞……………五〇一

第一節 場所若くは方向の副詞の定義と種類……………五〇一

第二節 場所若くは方向の副詞は、何故に、説明語の上にあるものと下に在るものとの二種ありや……………五〇二

第三節 場所の副詞の上に、前置詞のあるものとなきものとのちるは、何故なりや、并に、副詞的成りや、與奪格との別に就きて……………五〇七

第四節 數詞が、場所の副詞の形容詞たるもの、并にこれは何故に説明語の上にあるや……………五〇九

第九款 度数の副詞……………五一〇

第十款 分量程度の副詞……………五一一

第一節 分量程度の副詞の定義の種類……………五一一

第二節 分量程度の定量の副詞の定義及び實例……………五一一

第三節 分量程度の不定量の副詞の定義……………五一二

第四節 分量程度の不定量の副詞の例……………五一二

第一、甚、已、已はハナハダ又はステニミ和訓す(第二、以、ハナハダ又はステニミ和訓す) 第三、孔、(ハナハダと和訓す) 第四、益増、情、倍、遂、加、彌、愈 第五、最、尤 第六、稍、啻、荷 第七、唯、只、惟、維、副 翅、實、徒、祇、抵、止、正、且、但、直、若、タ、(と和訓す) 第八、獨 第九、粗、略、稍、將、幾、頗 第十、皆、與、比、舉、咸、愈、可、盡、畢、備、在、卒、悉、單、彈、詳、層、訖、既、具

第十一款 時の副詞……………五二一

第一節 時の副詞の定義……………五二一

第二節 時の副詞の種類……………五二一

第三節 時の副詞の位置の種類……………五二一

第四節 時の繼續の定量を示す副詞、附、世と代との事……………五二三

第五節 時の繼續の未定量を示す副詞……………五二四

第六節 實在の時を示す副詞、附、歴史時の事……………五二四

第七節 常在の時の副詞……………五二九

第八節 前置詞的熟語より成る時の副詞の事……………五三〇



第十二項 疑問副詞

第十二款 打消副詞……………五三〇

  第一節 打消副詞の定義……………五三〇

  第二節 打消副詞に二種ある事(固有の打消副詞と疑問副詞)并に其理由……………五三〇

  第三款 固有の打消副詞……………五三一

    第一、不、邪、第二、無、莫、勿、非、匪、第三、未、無、第四、不能、不克……………五三七

第十三款 禁止の副詞(ナカレと訓す)……………五三七

第十四款 修飾的副詞……………五三七

  第一節 修飾的副詞の定義并に種類……………五三七

  第二節 通常のもの……………五三七

  第三節 雙聲、疊韻……………五三八

  第四節 疊字……………五四二

  第五節 後添辭の然、焉、爾、如若、乎等を有するもの……………五四二

第十五款 應答副詞……………五四四

第一款 疑問副詞の語性并に語形……………五四六

第二款 疑問副詞の三大作用(疑問と反語的打消と感歎文とな作る事)并に單純打消の外に、反語的打消を必要とする理由……………五四七

第三款 疑問副詞の意義上の分類……………五五〇

第四款 單に疑問を問ふに用ゐる疑問副詞の例……………五五〇

  第一節 方法の副詞に立つ所の何如、如何、若何、云何等の類……………五五〇

  第二節 場所の副詞に立つ何、奚等……………五五四

  第三節 原因の副詞に立つ所の何又は何由、何以等の事……………五五五

  第五款 反語的打消をなすに用ゐらるる疑問副詞の例……………五五六

  第一節 方法の副詞に立つ何、庸、奚、誰、豈、幾等の事……………五五九

  第二節 方法の副詞に立つ寧、無寧、非乃、無乃等の類の事……………五五九

  第三節 方法の副詞に立つ如何、若何の類……………五六五

  第四節 對爭を方法の副詞のイカンと同一義に用ゐる事……………五六七

  第五節 方法の副詞と原因の副詞とに立つ何爲、何爲而の類……………五六八

  第六節 原因の副詞に立つ何、不并に蓋の類……………五六九

  第七節 何不と同一の選、不、不選とありても同一義なる理由……………五七一

第八節 原因の副詞の後置詞的熟語……………五七一

第九節 數量の副詞の幾何幾何若……………五七二

第十節 時の副詞の書、寫、等(打消をなさぬ例もあり)……………五七三

第十一節 方法若くは場所の副詞に立つ安、焉、胡、惡、烏等……………五七三

第十三項 接續副詞……………五七四

第一款 接續副詞の定義……………五七四

第二款上 英文に於ける接續副詞と從位接續詞との異同……………五七四

第二款中 和文には英文の如き接續副詞あり、漢文には之なき事……………五七六

第二款下 漢文特有の接續副詞の事、并に其種類、及び其一部分を  
接續副詞、他の一部分を從位接續詞とする事……………五七七

第三款 接續副詞の二大別……………五七八

第四款 完了已定の意義の接續副詞……………五七九

第一節 則……………五七九

第二節 乃……………五八八

第三節 即……………五九二

第四節 曾(嘗)の別……………五九四

第五節 輒、輒、便、安、然、皆、ス、ナ、ハ、チ、と訓す……………五九五

第六節 此、斯……………五九六

第七節 必、而等が接續副詞句の中に置かるゝ事、并に接續副詞  
句は、連結語等なくとも、之を作り得る事……………五九九

第五款 假定の意義の接續副詞……………六〇三

第一節 若、如(接續詞の而字と同一に用ゐらるゝ事あり)……………六〇三

第二節 苟……………六〇六

第三節 儻、庶、常、尙、猶、即、設、借、藉、假、嚮、向、者、脫(モシと訓す)……………六〇八

第六款 接續副詞句の假定のトキといふ語と、實在の時との別……………六〇八

第十四項 助辭的副詞……………六〇九

第一款 助辭的副詞の二大別、并に古人の之に對する名稱……………六一〇

第二款 助辭的單純副詞……………六一〇

第一節 也……………六一〇

第二節 矣……………六一四

第三節 爾、耳、已、而已……………六一九

第四節 兮……………六二〇

第五節 止、則、且、則、且、思、而……………六二一

第三款 助辭的疑問副詞……………六二二

第一節 助辭的疑問副詞の語の種類……………六二二

第二節 助辭的疑問副詞の三大作用……………六二二

第三節 乎……………六二三

第四節 子……………六二六

第五節 邪、耶……………六二六

第六節 與、歟……………六二七

第七節 夫……………六二八

第九章 前置詞……………六二九

第一項上 前置詞の定義并に各連結語の作用……………六二九

第一項下 後置詞の生ぜし原因并に烏拉亞爾泰系語の後置詞の事……………六三一

第二項 前置詞の特別作用……………六三三

第三項 前置詞は其目的格を省略する事ある事……………六三四

第四項 前置詞の省略……………六三四

第五項 前置詞的熟語并に前置詞的句……………六三五

第六項 前置詞と主格との關係……………六三五

第七項 漢文前置詞の語性……………六三七

第八項 前置詞の意義上の分類……………六三七

第九項 場所、方向、若くは物の比較を示す於の分類……………六三八

第一款上 於、于、乎の性質、上……………六三八

第一款下 於、于、乎の性質、下……………六三九

第二款 於、于、乎の用法……………六四〇

第一節 他動詞の下の間接目的格の上に在るもの……………六四〇

第二節 與奪の意義ある他動詞の下に在る於字……………六四一

第三節 自動詞又は形容詞が説明語に立てる時、其完成音の上  
に在る於字……………六四二

第四節 他動詞の下、目的格の上に在りて、ナと和訓せらるゝ於  
字……………六四三

第五節 於の一類の被動調を作るもの……………六四四

第六節 於の一類が比較を示すもの……………六四五

第七節 オイテ、オイテスと和訓するもの、事、附、前置詞の通有性性の事……………六四七

第十項 物の並行、并に事の比較を示す與、及、共の一類……………六四七

第一款 與の性質種類……………六四七

第二款 前置詞の與の内、通常のもの、附、古人の諷の事……………六四九

第三款 前置詞の與の内、比較を示すもの……………六四九

第四款 及、共、附、同、連の事……………六五〇

第十一項 二物並存の場合に、其關係を示す由の一類、附、迄……………六五一

第十二項 原因を示す爲の一類、附、比、與、謂を爲と訓する事……………六五四

第十三項 方法を示す以の一類……………六五六

○第一款 以、目、已……………六五六

第一節 以字の性質……………六五六

第二節 以字の下に目的格あるもの……………六五六

第三節上 以字の下に目的格なきもの……………六五七

第三節下 以往、以來、以前、以後の事、附、而來の事……………六五八

第四節 以の字は、他動詞の爲が、文章の説明語たる時は、其目的格を自己の目的とする事ある事……………六五九

第五節 以字が、種々の動詞又は故といふ語に用ゐらるゝ事……………六五九

第六節 以字の熟語的慣用……………六六〇

第二款 用、庸、式、與、而、將、由、猶、似……………六六〇

第十四項 類似を示す猶、若の一類……………六六一

第十五項 後置詞の用例……………六六三

第一款 後置詞の二大別……………六六三

第二款 前置詞より來る後置詞……………六六三

第三款 固有の後置詞の之字……………六六六

第一款 之字の性質及び種類……………六六六

第二款 之字の用法の二大別……………六六七

第三款 物主格又は形容詞の下に附加せらるゝ例……………六六七

第四節 主格の下に、後置詞の之字ある理由、並に其例……………六六八

第五節 之と同一なる如き而字……………六七〇

第十章 接續詞……………六七〇

第一項 接續詞の定義……………六七〇

第二項 接續詞の二大別并に其定義……………六七〇

第三項 接續詞の省略……………六七〇

第四項 同位接續詞……………六七一

第一款 同位接續詞の意義上の分類、并に其定義……………六七一

第二款 同位接續詞の位置……………六七一

第三款 同位接續詞……………六七二

第一節 與、并、及、越、逮、暨、于……………六七二

第二節 而……………六七三

第三節 且……………六八八

第四節 猶、由、尙……………六九二

第五節 又、有、復(復は副詞なり)……………六九四

第六節 亦、還……………七〇〇

第七節 加之、重加、加以……………七〇七

第八節 況、況、兄、皇、矧(感詞に立つものあり)……………七〇七

第四款 同位選擇接續詞……………七一

第一節 如、若、而(此他豈、或等は副詞なる事)……………七一

第二節 抑……………七二

第一、抑字の性質、並に意、感、借、用、の、事 第二、抑字の用法に

は選擇と反對との二種ある事

第三節 將は選擇接續詞なる事、附、又、無の事……………七二五

第五款 同位反對接續詞……………七二六

第一節 而、而、況、然、雖、然、然而……………七二六

第二節 但……………七二八

第六款 同位推理接續詞……………七二八

第一節 故、肆……………七二八

第二節 故、以、以、所以、是、故、茲、故、如是、故……………七二〇

第三節 故字の省界……………七二一

第七款 接續副詞句より成る同位鎖合接續詞(由是則、然則、則由是觀之、以此觀之の類)……………七二一

第八款 接續副詞句にして同位選擇接續詞に立つもの、(不然則、否則)……………七二二

第九款 前置詞的熟語より成る同位鎖合接續詞(於是、於是乎)……………七二三

第十款 前置詞的熟語より成る同位推理接續詞(以是、是以、以此、此以等)……………七二三

第五項 從位接續詞……………七二四

第一款 從位接續詞の種類……………七二四

第二款 從位鎖合接續詞の而字……………七二四

第三款 從位反對接續詞の雖、縱の類……………七二四

第一節 雖……………七二四

第二節 每……………七二七

第三節 縱、從、假、借等の類……………七二八

第十一章 感詞……………七二八

第一項 感詞の定義……………七二九

第二項 感詞の種類……………七三〇

第三項 間投詞……………七三一

第一款 間投詞の性質……………七三一

第二款 間投詞の文字の一樣ならざる理由……………七三二

第三款 間投詞の各文字……………七三三

第四項 附屬的感詞……………七三八

第一款 附屬的感詞の種類……………七三八

第二款 者、諸……………七三八

第三款 也……………七四〇

第四款 來……………七四三

第五款 周、其、姬、記、己、近、期、只、親、兮、猶、俟、姑……………七四四

第六款 哉……………七四六

第五項 半感詞(即ち代名詞、副詞、疑問詞より來たる感詞の事)……………七四九

第一款 指示代名詞、及び助辭的代名詞より來たるもの……………七四九

第二款 場所の副詞の於處の藝をなすものと云ひ傳ふる一類のもの……………七五〇

### 第三編 文章論

第一章 文章論の定義……………	七五三
第二章 文章組織の成分……………	七五四
第三章 文章の二大部……………	七五四
第四章 文章の部分省略……………	七五五
第五章 格……………	七五六
第一項 格の定義……………	七五六
第二項 格の種類……………	七五七
第三項 主格……………	七五七
第一款 主格の定義……………	七五七
第二款上 主格の位置……………	七五七

第二款中 標文の本句の説明語を省略せる場合……………	七五八
第二款下 主格の倒置法……………	七五九
第三款 主格の省略……………	七五九
第四項 目的格……………	七六〇
第一款 目的格の定義……………	七六〇
第二款 目的格の位置、附、提唱、目的格の事……………	七六〇
第三款 目的格の省略……………	七六五
第四款 和訓上、完成言若くは變成動詞の完成言に似たる目的格の事……………	七六六
第五項 與奪格……………	七六六
第一款 與奪格の定義……………	七六六
第二款 與奪格の種類……………	七六八
第六項 完成言(一名補足言)……………	七六九
第一款 完成言の定義……………	七六九
第二款 完成言の種類……………	七六九

第七項 變成動詞の完成言、又、間接目的格と謂ふを得べきもの……………七七三

第一款 變成動詞の完成言の定義……………七七三

第二款 變成動詞の完成言の種類……………七七三

第三款 完成言と變成動詞の完成言との任務の差別……………七七六

第八項 物主格、持格、領格、所有格等と譯す……………七七六

第一款 物主格の定義……………七七七

第二款 物主格と形容詞との別……………七七七

第九項 同格……………七七七

第十項 呼格即ち英文法の獨立格……………七七九

第一款 呼格の定義及び種類……………七七九

第二款 呼格と命令、疑問、若くは語調急劇なる文章の主格との一處に具備する例……………七八〇

第三款 感動の呼格の普通の例……………七八一

第六章 説明語……………七八二

第一項 説明語の定義……………七八二

第二項 説明語の位置……………七八三

第三項上 説明語の省畧……………七八三

第三項下 漢文の説明主格は、其實完成言なる事を論ず……………七八七

第七章 略語法……………七八八

第八章 剩語法……………七八八

第九章 重語法……………七八九

第十章 重句法……………七九〇

第十一章 倒置法……………七九〇

第一項 倒置法の定義并に倒置法起生の理由……………七九〇

第二項 倒置法の實例……………七九一

第一款 副詞を倒置するもの……………七九一

第一節 形容詞の副詞法を倒置して説明語の如くに用ゐる例……………七九一

第二節 時の副詞を倒置して説明語の如くに用ゐる例……………七九二



第三節 接續副詞を倒置する例……………七九二

第四節 前置詞的熟語を倒置する例……………七九二

第二款 接續詞を倒置するもの……………七九二

第三款 格の倒置法……………七九二

第十二章 文章の分類……………七九三

第十三章 文章を其使用の方法に關して分類するもの及び其種類……………七九三

第十四章 説明文……………七九三

第十五章 疑問文……………七九四

第十六章 命令文……………七九四

第十七章 感歎文……………七九五

第十八章 文章を其構造の性質によりて分類するもの及び其種類……………七九六

第十九章 單文……………七九七

第一項 單文の定義……………七九七

第二項 單文の例……………七九七

第二十章 綵文……………七九七

第一項 綵文の定義……………七九八

第二項 綵文の本句には一語より成る簡單なるものある事……………八〇一

第三項 綵文の附屬句を誘出するもの……………八〇一

第四項 綵文の附屬句の種類……………八〇三

第五項 綵文の例……………八〇四

第一款 綵文の附屬句にして主格に立てるもの例……………八〇四

第一節 接續代名詞の所字若くは其先行詞の者字にて誘出せられたるもの(こゝの例は所若共により)……………八〇四

第二節 接續代名詞句にして和訓の時接續代名詞の先行詞なる者若くは事といへる語を附して訓すべきを省畧せる形のもの……………八〇五

第三節 有と云へる説明語若くは形容詞の無字が説明語に立

つ如き時、其下にありて、主格たるもの……………八〇五

第二款 標文の附屬句にして目的格に立てるものゝ例……………八〇六

第一節 接續代名詞(所)といふ語にて誘出せられたるもの……………八〇六

第二節 接續代名詞句にして、和訓の時、接續代名詞の事といへ

る語を附して訓すべきを、省畧せる形のもの、即ち、願、請、

欲、求、問、恐、謂、曰、爲、不圖等が説明語に立てる場合、附屬句

が其目的格に立ちて「禮ヲ行ハムコトヲ欲ス」などい

るもの……………八〇六

第三款 標文の附屬句にして、完成言若しくは變成動詞の完成言、若

しくは副詞に立てるものゝ例……………八〇七

第一節 接續代名詞の所字若しくは其先行詞の者字を以て誘出

せられたるもの……………八〇七

第二節 接續代名詞の先行詞なる事など云へる語にて誘出せ

られたるものにて、其接續代名詞の先行詞は省畧せら

れたる形のもの……………八〇七

第三節 前置詞若しくは後置詞にて誘出せられたるもの……………八〇八

第四節 接續副詞にて誘出せらるゝもの……………八〇八

第五節 接續副詞に誘出せられたるものと同一にして、其接續

副詞は省畧せられたる形のもの……………八〇九

第六節 従位接續詞の離、離などにて誘出せられて、標文の副詞

部を形成するもの……………八〇九

第七節 過去分詞動詞状を形成する従位接續詞の而字に誘出

せられて標文の副詞部となるもの……………八〇九

第八節 過去分詞動詞状を形成する従位接續詞の而字(但し而

字は省畧)に誘出せられて、標文の副詞部をなすものな

れど、其實は目的格たるもの……………八一〇

第九節 前置詞の爲に誘出せられ、且更に従位接續詞の而字を

下に附して、過去分詞動詞状句をなし、標文の副詞部た

るもの……………八一〇

第十節上 時の副詞句が連結語の力を藉らすして、感詞の也に

て誘出せらるゝ如きもの……………八一〇

第十節下 同上、但し感詞の也の字を省略するもの……………八一〇

第六項 外形に依りて之を附屬句とせざるもの……………八二一

第廿一章 複文……………八二一

第一項 複文の定義……………八二一

第二項 複文の組織法并に其成分の名稱……………八二一

第三項 複文の四大別……………八二二

第四項上 複文の聯合法并に其方法の種類……………八二三

第四項下 複文聯合法の實例……………八二四

第一款 二箇以上の主格あるによりて生ずる複文の例……………八二四

第二款 二箇以上の目的格あるによりて生ずる複文の例……………八二五

第三款 二箇以上の完成言あるによりて生ずる複文の例……………八二五

第四款 二箇以上の變成動詞の完成言あるによりて生ずる複文の例……………八二六

第五款 二箇以上の副詞あるによりて生ずる複文の例……………八二七

第六款 二箇以上の説明語あるによりて生ずる複文の例……………八二八

第五項 複文の聯合法によるべからざるもの……………八二八

第廿二章 文章を其構造の方法によりて分類するもの及び其種類……………八三〇

第廿三章 文章の解剖……………八三一

廣池千九郎 著



第一編 總論

第一章 支那語の種類

支那文典の定題を說明前に、聊か支那語の種類に就きて一言せむ、即ち支那は其境土が廣大で、所謂廣土衆民の國であるから、國家を組織する所の最大要素たる言語に各地相違があるので、但し、こは、今に始つた事ではありませんが、孟子十六上ノに「孟子謂戴不勝曰、子欲子之王之善、歟、我明告子、有楚大夫於此、欲其子之齊語也、則使齊人傳諸、使楚人傳諸、曰使齊人傳之」とありて、北方の齊と、南方の楚との言語が、當時斯くの如く大なる差違があつた事を示して居るので、此外に、漢の楊雄の作つた「輶軒使者絶代語釋別國方言十三卷」を觀る時は、支那各地の言語の異なつて居るのは、古くから甚しいものであることに驚くでしやう、日知錄、八ノ廿五左に、南人選南、北人選北、此昔年舊例、宋政和六年、詔知縣

注選雖甚遠、無過三十驛、三十驛者九百里也。今宋之選人、動涉數千里、風土不習、語音不曉、而赴  
顯民家訓の九州之人、言語不同の文を引きて、支那内をかし、支那全國に、どれほどの國語  
の種類があるかといふことは、容易に分りませんが、ウィリアムス氏の漢英韻府の  
初に、「夫、孝者、天之經、地之義、民之行也云々」の文を掲げて、之をマンダリン 支那の官  
吏をいふ  
ペキン、ハンカオ、シアンハイ等九つの音を以て讀んであるのを見ます時には、今日  
其方語の多いと云ふ事は確知せらるゝのです。此マンダリン語と申すのが支那  
の官吏及び教育ある士人の用ゐる語として、支那全國の通用語、又は支那の標準語  
とも云ふべきもので、即ち官話と呼ばれるゝものです。

## 第二章 漢文の種類

支那國語の種類は前記の如く多くありますが、文章は、大體は僅に二種類に止まり  
ます。即ち古文と俗文とです。但し、古文の内にも、多くの躰があり、古今の變遷もあり  
ますが、先づ、通じて古の形を存して、今に傳はつて居ります。俗文は、即ち方語をその  
まゝに寫すと云ふことより起つた文章で、日本の假名文のやうなものです。から其  
躰は種々ありまじやうが、あかし上に述べし支那各地の方語の音の異なるが如く

には違ひがないやうに見えます。今此に申します支那文典とは、此古文の文典の事  
でありまして、俗文の方は一切論ぜぬのです。

## 第三章 支那文典の定義

さて、文典と申しますは、或る國語を正しく讀み、正しく話し、正しく作る事の術を説  
きますものです。から、今此支那文典は、支那古文の組織上の法則を説明して、正しく  
之を讀み、正しく之を作る事の術を教ふるものです。故に、これにては支那俗文の事  
は一切知れぬのです。且、吾人は、漢文に對しては、和訓して之を讀むが故に、此文典を  
研究しても、漢文と同一の事を支那語の法則に従つて談話する事も出来ぬのです。  
その代りには、此文典にては、古文を正しく讀み、正しく作るの術を學ぶと同時に、日  
本文法を併せて會得する事が出来るのです。

私は、支那文典の定義を、前の如くに下したのでありますが、元來、文典は科學であるか、技術  
であるかといふことは、西洋でも議論のあるやうに見えます。が、しかし、私の別に研  
究致して居ります法制史の側でも、法律は科學か、技術かといふ議論があります。や  
うです。から、此邊の争のあることは、何れの學問でも似て居ることがあると見ゆる。

四  
のです。しかし、又西洋人の申します説によりますれば、文典でも法律でも、其見様に  
よりて、科學とも云へるし、技術とも云へるのであるやうです。而して、其見様による  
と申しますは、元來、『科學は法則の探求に關する秩序的の研究』として、『技術は目的を達  
するの方便』ですから、語の法則や、法律の法則を研究する點から申せば、文典も法律  
も科學でしやうが、其法則を應用して、其語を綴る方法や、讀む方法や、若くは其法律  
を適用する點から申せば、文典も法律も技術の内でしやう、それゆゑに今此私の研  
究しました支那文典は、勿論語學の法則を探求して出來たものであります。が、要す  
る所は、漢文を讀み且綴る所の法則を實地に適用する方法を指示してあるので  
すから、此點から技術と稱した次第であるのです。乍併、私の文典は、從來日本に行は  
れてある日本文典やなど、異なりて、文典の法則を説明する場合、往々、之を心理學  
言語學等の見地より、根本的に研究してありますから、本書は、素より科學の記載で  
あると見て差支はないのです。

#### 第四章 支那文典の範圍

凡そ、これまで、文典と申しますれば、大抵、文字論(Orthography)音韻論(Prosody)詞論(Ety-

mology)文章論(Syntax)の四科目を總括したるものです。乍併、英文法などには、文字論  
は、綴字書、若くは字書の内に入るべく、音韻論は、作文書の内に入るべしなどとて、此  
二つをば除去して、只詞論と文章論とのみ説けるものもありまして、一樣ではあり  
ませんが、さて支那に於きましては、文字論は、主として、爾雅、說文解字等を講究する學  
です。これは支那流の學科の分類によりて申しますれば、小學科の一つであります。  
で、一つの専門學になつて居ります。此學は、清朝に至つて始めて大に發達したもの  
で、顧炎武、錢大昕、畢沅、段玉裁、王引之、阮元、桂馥、王筠等、非常の大家が齊々として輩出  
して居るのです。而して、此說文解字と申します書は、後漢の許慎の作りましたもの  
で、支那文字に就きて、一字一の起源を記しましたもので、假令ば、『則の字は貝と  
刀との合したものである。而して、此貝を刀にて切つて整理すれば、實となる。』(文明  
史を讀みし人は知るならむ、貝は、古代にありては、往々貨幣に用ゐられたり)それ故  
に、物の調ひたる意を示す語なり。』といふ如き事を説けるものにて、誠に有用の書で  
す。そこで、支那文字の事は、之を土臺にして、色々に研究すれば分るので、説文は  
文簡古にして、意義深長ですから、中々、六つかしいのです。そこで、古來之を研究した

人は多いが、餘り發達をしませんでしたが、只今申した通り、清朝に至つて明になつたのです、即ち段玉裁、桂馥など云ふ人は、説文の大家で、段玉裁の説文解字註と、桂馥の説文解字義證とは、廣く世に行はれて、中々の勢力です、而しながら、此支那文字の學、即ち説文の學ともいつて宜しい、此學問は、實は未だ一科の學術としては、十分に組織せられて居らぬのですから、之を研究して完全なる一科の學術に組織する事は、甚だ有用な事です、それゆゑに、他日、私は、此方にも十分研究を遂げまして、必ず一科の學術に成立せしめやうとは思つて居りますけれども、何分只今語學は餘業の事ですから、先づ、支那諸大家の考案によつて、用を辨ずることにしたのですから、此文典には文字論はありません、次に音韻論は、支那では禮樂射御書數などと申しまして、音樂は、人心を和げ、道德を進め、爲政の輔翼となる第一のものとして、甚だ之れを重んじましたものですから、夙はより音樂は發達して、音韻を論ずる學は開けて居たやうですが、之を學術的に説明して、文字の學に應用し、古書を説明するの爲にせしものは、これ亦清朝に至つて始めて發達したもので、顧炎武音韻五書、戴震聲韻考、錢大昕聲類等は、非常の大家であるやうですが、あかし音韻の學は、十數年の攻

究を要しませんでは、中々之を新式に且完全に組織するわけには参りませんから、今此文典には、只、詞論と、文章論とのみを述ぶるのです、但し、文字論、音韻論も、一通りの研究はしてありますから、他日更に述ぶる事にしましやう。

### 第五章 詞論と文章論との畧解

#### 第一項 詞論の事

詞論と文章論との事は、後にも申しますが、こゝでも、一寸説明の必要上、一言します、さて、詞論とは、語の性質と用法とを説明するものでして、すべての語を、名詞とか、代名詞とか云ふやうに、分けて、研究するが、普通の文法書の書き方ですが、此の分類に關しては、其國語の構造の性質と、文法家の考へとによりて、各多少ちがつて居ります、而して、私は此文典に於ては、之を名詞 (Noun) 代名詞 (Pronoun) 動詞 (Verb) 形容詞 (Adjective) 副詞 (Adverb) 前置詞 (Preposition) 接續詞 (Conjunction) 感詞 (Interjection) の八品詞とする或る英文典の法を、そのまゝに採りまして、此外に、品外詞として、前添

辭、後添辭の二つを置く事にしてあります。右の内、從來の日本文法書に見えませぬ名は前置詞でしやう、それ故に、一寸これだけに就いて一言します。これは、英語で *Preposition* と申して、『前に置く』と云ふ義の詞です。故に、此詞の内、名詞の後に置く者を *Postposition* と申します。故に又前置詞を蘭學の文法書には、上言と譯してあります。前置詞と同一の義であります。が、全躰前置詞などいふ事は譯の分らぬ名稱です。名詞の前に置く詞といへば、洋文、漢文では、動詞も形容詞も皆前置詞でなければならぬのです。しかし、先づ原語から右の次第ですから、前置詞といふは、名詞、代名詞、若くはこれと同等の語の前若くは後にあつて、その語と他の品詞とを連結する一種の連結語といふことだけを知つて居つて、名稱には拘泥せずに居つて宜しいかと思ひます。次に前添辭、後添辭は、英語の *Prefix, Suffix* として、或は接頭語、接尾語などとも譯するので、漢語には、殆ど前添辭はないのです。敬語の御の字の如きは、先づこれに入るべきにやと思はれます。日本語にては御代の御眞吉野の眞、小夜ふけての小の類枚舉するに違あらぬのです、後添辭は鏗爾、馳然、淡乎、鞠躬、如等の、爾然乎如等より、複數を示す所の等の字の如き者が、それでしやう、日本語では、複數を示す

語の外に、心ありげ、惜しさ、高みなどのげ、さ、み等、亦頗る多いのです。而して、この二種の語は、獨立しては働けず、他語に附屬して働くのです。尤も、形容詞なども、他語に附屬するのですから、前添辭は之れに似て居りますが、しかし、形容詞は獨立して居りますから、何れの語にでも附屬せしむるを得れど、前添辭は、或る語に限つて附屬するのです。即ち、たとへば、玉垂の小籠の小は、小瓶とか小田とか、他の二三の語には之を附する事は出来れど、それは只若干の慣例ある語のみに限られたもので、他の如何なる語にも附けらるゝものではない。先づ手近く之を譬へて申さば、形容詞は衣服の如きもので、自在に甲乙丙丁等、何れの躰にも之を着せしむるを得るのです。が、前添辭は皮膚の如きもので、或る語に附屬固着したものです。即ち、此添辭と云ふものは、その本語と分て、之を二つとして、二つの語と云ふ事は出来ぬ様な關係のある語です。しかし、和漢の添辭は、それほど本語と密接した關係を有せぬから、本語と分て二語とするのですが、前添辭と形容詞とを混してはならぬのです。次に、又、一寸申して置くべき事があります。それは連結語といふ事です。これは連結辭を掌る語にして、接續詞と、前置詞と、後置詞と、接續副詞と、接續代名詞との總稱です。



これから澤山出る語ですから、こゝで御記憶を願ひたい。

## 第二項 文章論の事

文章論とは、各品詞を、其各自の任務に従つて、之を排列して、文章を構造する方法を説明するものでして、其品詞を排列するに當りましては、文章論の方では、便宜上、又文章論の方の名稱があつて、其名稱によつて、各品詞を呼ぶやうの事もあり、又、各品詞を幾つも連ねて、一つの名稱を冠せて呼ぶ等の事もありますれば、先づこれ等の名稱と、これ等の名稱の出来た理由とを、一通り知るといふ事が必要であると思ひます。

さて、文章論の方の名稱と申しますは、文章の主格と、文章の目的格と、物主格と、與奪格と、完成言是は英語の Complement の譯語です。一名補足言と、説明語と、副詞部と、形容部と、凡そ是等の者です。先づ一寸こゝに手近く和文にて一例を擧げて説明しますれば、假令ば、『私は昨年支那文法を専門學校の某の講義録で学びました』(之を漢文に譯せば、予去年以專門學校講義録學支那文法)といふ文章があるとすれば、『私は学びました』といふ事が此文の主眼でして、私はと云ふ語が、此文の主格です。即ち学びましたといふ一つの

動作は、私といふ語の動作を表はしたもので、私と云ふ語は、その動作に對して主格的の關係を有する語ですから、主格といふのです。而して、此学びましたといふ語は、主格の動作を説明したものですから、説明語といふのです。次に学びましたといふ時に、何を学びしか、その學んだといふ目的物が分らねば、意義が全くない。そこで、學んだと云ふ所の目的物を擧ぐる必要がある。その目的物は、支那文法と云ふ事であるのです。さて、これにて、一つの思想は、よく表出せられて居りますが、尙ほこれにくはしく云へば、何時それを學んだか、誰に學んだかなど云ふ問題が起るであらう。(尙ほ云は、如何にしてなどの問題も起るならむ、これらは皆副詞部なり)即ち、『昨年學んだ』といへば、此昨年は時を表はす副詞部です。『又誰に學んだか』といへば、『専門學校の某の講義録で學んだ』といふ、左すれば、其専門學校の某といふ熟語は完成言であるのです。即ち補足言です。而して専門學校といふ語は、某といふ語を形容し、某といふ語は、講義録といふ熟語を形容して居りますから、これらは何れも形容部です。又、此外に、たとへば、『私の本を妹に與ふ』といへば、私の本と云ふは目的格にて、與ふといふは説明語で、上に私はといふ主格を略してあるのを、妹にとらへば、これが與奪格であるのです。即ち、私の本を誰にや

るか、その與ふる人を指すのですから、これが與奪格であるのです。これ等の一類は與ふるのは與格で、奪ふのは奪格ですから、合せて一括に與奪格といふのです。又私の本といへば、私といふ代名詞は本の所有者です。即ち物の主です。故にこゝにては、私は物主格です。而して主格、目的格、物主格、與奪格は、名詞若くは代名詞、若くは此等と同一の價值ある語により成るもので、説明語は、必ず動詞に極つたものですが、和漢文では、往々動詞を省略して、名詞、代名詞、形容詞、副詞等で、その代用をせしむる事があるのです。『堯も人なり』『舜は賢し』などの類の人賢し等が即ちこれです。

さて右の通りですから、すべて文法上にては、何れの語にも、詞論の方の名稱即ち品詞の名稱と、文章論の方の名稱とが、二つづつあるのです。而して、文法を講究するに當りましては、始終此二つの名稱を併行して考へて行かねばならぬのです。即ち、たとへば『燕雀何知、鴻鵠之志』といへる句ありとして、之を説くとすれば、燕雀は二つの名詞より成る主格にして、何は疑問副詞の打消をなすものにて、此文の副詞部なり。又、知は他動詞にして、上の疑問副詞の爲に打消されて、不知の義を表はせるものにて、『燕雀は知らぬ』といふ義となり、而して、其知らぬ品物は、鴻鵠の志であつて、鴻鵠の

志を知らぬといふ事ですから、鴻鵠之志といふ熟語は、不知と云ふ語の目的格で、その不知と云ふ語は、主格がその目的物を知らぬといふ事を説明するものでありますから、これが此文の説明語です。又、鴻鵠之志といふ熟語は、鴻鵠は二つの名詞、志は一つの名詞、之は後置詞にて、此上下の名詞を連結するものであるといふやうに説明すべきものです。かやうに説明する習慣をつけて古書をよめば、如何なる難文でも、大抵は分るものです。尤も、文を作ると、文を解するとは、只文法を知つたばかりではいかぬもので、文法の外に、文字と事實とを知らねばならぬ。しかし、文字は、一寸した事ならば、康熙字典とか、字彙玉篇などの字書を見れば分るし、事實も、三才圖會とか、淵鑑類函とか、文献通考とか、泰平御覽とか、云ふ様なものを見れば分るものです。これらは器械的に分るもので、之を知る事は極めて容易い事ですから、文法だけ骨折ればよいのです。文法の方は學力ですから、平素に善く學んで置かねば、咄嗟に調ふる事は出来ぬものです。それですから、價值があるのです。

## 第六章 語句文章の區別

### 第一項 文字と語との別

文字 (Letter) は語 (Word) を組織するの成分に用ゐるものです。さかし支那の文字は、一字毎に意義を有して居りますから、古人は、文字と語とを同一としてあります。即ち一例に就いて申しますれば、古人が、老子經の字數を計算しますのを見るに、陶弘景の真誥<sup>卷九</sup>には

大極真人云讀道德經五千文<sup>一</sup>

と申してあります。これを宋學士全集<sup>卷二十七</sup>には

老子二卷道經德經各一、凡八十一章、五千七百四十八言<sup>〇</sup>

と書いてあります。即ち、老子の文字が、五千あると云ふことを、一つには五千文、一つには五千言あるというてあるのです。こゝで一寸申さねばならぬ事は、文と字と書といふ事です。文とは説文解字の文の字で、これが文字の事です。字とは説文解字の字の字で、これは、文字といふものは、段々殖ゆるといふ所から、字は華の義で、かやうに申すのです。而してこれを竹帛に著せば書といふのです。左に、古人の説を引きて證としましてやう、即ち、説文解字の叙に、

倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字、文者物象之本、字者言

華乳、而寢多也、著於竹帛、謂之書、書者如也

とあるを御覽なさい。又、文字は、一に名といふ事あり、これは論語の註及び周禮<sup>廿七右</sup>外等に見ゆるが、又、説文解字の段註<sup>十五下</sup>にも見ゆ、しかし、支那の文字が、毎字に意義を有するにせよ、直に文字と語とが同一であるといふ事は、正確な考ではありません、何となれば、支那にても、地名、人名等や、翻譯語などには、随分二字以上合して一語をなすものが多いからです。されど、只此場合の外は、悉く皆、各文字に相當の意義を有して居りますから、それ等に向つては、文字即ち語といつても差支はありません。

### 第二項 語の定義

語とは、一つ概念 (Conception) の表出でして、文章<sup>口に上すれ</sup>は、語なりを組織する一つの成分であるのです。即ち、書籍とか、世界とか、草木とか、荷とか、以とか、云ふ如きものは、何れも各一つの語でありまして、吾人が、或る特殊の點に就いて認められた概念の符號として、用ゐるものであるのです。

### 第三項 語の種類

語は之を三種に分れねばならぬのです。即ち第一は單語 (Simple words)、第二は複合

詞(Compound words)第三は熟語(Phrase)であるのです。

#### 第四項 單語

##### 第一款 單語の定義

そこで單語と云ふことを御話し申しますが、單語とは一語と云ふ事です、即ち一つの意味を持って居る語といふ事です、勿論漢字は一字にして多くの意味に用ゐられますなれど、一字にして同時に多くの意味に用ゐらるゝ譯はありませんから、單語とは、一つの意味を持つて居る語と云ふ事と申すのです、假令ば、日月人馬喜怒美醜苟況などの類は、皆單語です、而して、此外に、二字以上より成る單語があります、即ち前項に述べました固有名詞杯の一種です、此事に就きては、古來、和漢の學者は、一向にこれを説いたものがありませんでして、二字以上のものは、皆熟語と唱へて居りますのは、大變なる誤です、由て、今、私の説を左に述べて、此辨別を明にしましやう。

##### 第二款 單語の種類

第一節 固有名詞、即ち地名人名の全部、及び普通名詞の物名

の一部分を寫す場合、

固有名詞(Proper noun)と申すは、其物一つより外に、天地間にないので、地名や人名は勿論これに屬します、此内には、日本とか、支那とか、孔子とか、文公とか、二字以上のものが澤山ありますが、假令綴りは二字以上でも、其語の意義は只一つより外ありません、即ち日本と云へば日本の事だけ、孔子といへば孔子の事だけです、これは語が重なつて居るとはいへませんから、やはり單語です、又普通名詞と申すは、種類の澤山あるもの、總名です、麒麟とか、杜鵑花とか云ふ語です、麒麟も澤山ありて、堯の時の麒麟もあるべし、孔子の時の麒麟もありましやうが、その麒麟といふ語の意義は、二つあるのでなくて、麒麟は何處までも麒麟で、聖人の出づる時の瑞徴に出づる靈獸といふ一つの意義を有するのみです、それ故に麒麟といふは、二つの文字より組み立てられては居れど、やはりこれは一つの語としか見られませんから、單語です、杜鵑花其他も此と同一理です。

##### 第二節 翻譯語を寫す場合

翻譯語は、二字以上で一語をなすものが多いたとへば、翻譯名義集によつて見まし

ても、  
 十四ノ右三 此云カ  
 十二ノ右三 此云カ  
 十四ノ右三 此云カ  
 十三ノ右三 此云カ  
 九右ノ十 逦求 秦言輕、大品、迦字門、諸法度、世間、放、亦、愛、枝、因、滅、故、  
 論曰、若、開、逦、字、即、知、一、切、法、離、輕、重、相、云、  
 五右ノ十 陀摩 秦言善、大品、陀字門、  
 九右ノ十 陀摩 諸法善、心生、故、  
 など云ふ如き事がある、何れもこれは二字ですけれども、其意義が一つですから、これは單語です、

第三節

外國の地名、人名、物名等を寫す場合、

外國の地名、人名、物名等を寫すのには、漢字の字音を藉りて寫しますから、これには二字以上のものが尤も多いのです、英吉利、巴理、亞歷山王、加農砲等の類、枚舉に遑あらずです、これは丁ど日本の万葉假名に、雲を久毛と書き、春を波爾と書くと同一で、只支那の文字の音を借りたゞけです、

第四節 複合の後新意義を生せし語

(甲) 二語以上より複合して成る所の複合詞でも、その成分に用ゐられたる各語の意

味が消えて仕舞つたやうになつて、二語相合して新に一つの意義を生ずる場合があります、  
 (乙) 又意義類似なる語が二個以上合して一語となりまして、其各語の原意と同様なる意義の語を生ずる事があります、たとへば、

(甲) 犧牲 甲兵 士臣 智慧 祭祀 君子 官府

(乙) 仇讎 草創 脩飾 涕泣 勞苦 喜悅

などの類です、此場合には、これらは之を單語として苦しからぬ様です、

又、意義反對の形容詞の相合せしもの、たとへば、多少、大少等の如きは、元來、これは熟語でありますけれども、これを『多少、今年も雨が多くありましやう』とか『大少、賛成者もありましやう』などの如くに、多少とか、大少とか云ふ熟語が、其各元素たる多とか少とか大とか少とかいふ義は消滅して、單に若干とか又は少しとか云ふ意義に用ゐらるゝときには、これはやはり單語と云はねばならぬのです、

但し、左に掲ぐる清の王言慎旃の連文釋義の如くに説く時には、毎字の意義各消滅するにあらずして、各字共に其固有の意義を發揮して居る様に見ゆれど、然らず、これ逆も、やはり、其原義は『しかゞ』なる故、これが何と云ふ意義になるのである』と云

ふ心ですから、之を單語と申して誤はないのみならず、單語と申すが至當であるのです。そこで、つまり單語の内には、單字的單語即ち一字で一語をなすものと、複字的單語即ち二字以上で一語をなすものとの二つがあるのです。これ等の事は從來の學者が全く考へてない事ですから、多少疑訝する人もあらうが、眞理は争ふ事は出来ぬのです。

まかし、此一類の單語は、其用法の目的によつて、熟語ともなるのです。たとへば罵詈雑言といふ事を、單に人を悪口するといふ義のみでなくて、罵と詈との二つの義として用ゐたものは、勿論熟語であるのです。圍圀でも、廬舎でも、皆同一であるのです。連文釋義釋天地の條に

穹蒼

天也、穹音其形、蒼音其色、

宇宙

上下四方曰宇、往古來今曰宙、

又釋宮室の條に

園囿

有藩曰園、有墉曰囿、

造化

造、自無而之有、化、自有而之無、

朦朧

月將入爲朧、日將出爲朦、

廬舎

在野曰廬、市居曰舎、

庖厨

庖、宰殺之所、厨、任煮之所、

又釋形牀の條に

言語

自言曰言、答述曰語、

窳窳

善心曰窳、善容曰窳、

罵詈

正斥曰罵、旁及曰詈、

### 第五項 複合詞及び熟語

#### 第一款 複合詞と熟語との別

複合詞(Compound words)とは、二語以上より成れる語にして、たとひ、賦詞でも何でも、抽象的に觀れば、名詞の形をなせるものにして、熟語(Phrase)とは、同じく二語以上より成れるものなれど、必しも名詞の形を成さぬもの。たとへば、『於東京』と云ふ如き形のものをも云ふ例であれど、古來東洋にては、複合詞と熟語との區別なく、複合詞即ち熟語と云ふ如くに考へて、單語に對する名稱として存して居つたものです。まかしながら、これは、別に誤りと云ふ程の事もないから、今こゝには、コムパウンド、ウオーツと、フレーズとを一つにして、單に、複合詞、又は熟語と呼ぶ事にしたので、

而して此複合詞は、二箇以上の意義を含蓄するものと申しましても、それは單語二つ以上の意義といふ事で、即ち、單語は、一つの概念ニヤンニヤンを表はすものですから、熟語は二つ以上の概念を表はすといふ事です。故に「鳥飛」主観「德不孤兮」主観などの如くに、形は誠に小さいものでも、主格と説明語とあるものは、既に一つの思想をあらはして居るものですから、これは句若くは文章ともいふべきもので、句と文との別は後にあり、熟語ではありません。

## 第二款 印度に於ける複合詞の規則(六合釋の解、

### 附、八轉聲の事)

印度は、世界文化の根原地で、其佛教は東漸して、我國まで入り来りて、弊害も少なくなかつたが、とにかく、大に我國の文化を助けたのですから、若し、我國の學者が、今一步踏み入りて、哲理の外に、佛教の經典を有効に研究したならば、尙ほ色々有用なことを發見して、我國の文化をして、印度の文化を被つて發達した所の歐洲の文明と、同一の程度に進ましむることが出来たかも知れぬのであつたのです。即ち、佛の經典には、哲理の外に、天文、究理、修辭、論理、文法の學まで見えて居るからです。

さて右の次第で、此熟語の法則の如きも、素より、文法の一科として、この經典中にあるのでして、支那に傳はつて来て居りましたのを、唐の三藏法師玄奘が、其高弟の慈恩法師、名は窺基字は洪道と申す、碩學に口授しましたのを、その慈恩法師が筆記して、一つの成文と致しまして、六合釋うがしやと名づけて、之を世に弘めたのです。これが我國にも傳はつて來まして、秋篠寺の釋善珠の釋大乘法苑義林章義鏡の中に、既に此六合釋のことが説いてあるのです。次に、空海の十住心論の第六卷目にも、此に關する説があり、東大寺凝然なげんの十住心論義批の第十三卷にも同じく此事があり、比叡山五大院の安然あんぜんの金剛胎藏菩提心義問答抄の中にも見ゆ、此外根來中性院の賴瑜僧正の六合釋私記、長谷寺快道の六合釋精義、六合釋分量、六合釋斥非、同寺法住の分別六合釋、江戸傳通院の神光の頭書六合釋、同寺融光の六合釋節要、上州の釋無相の六合釋纂註、高野山宥快の六合釋略頌など、多くの著書が世に出で、斯學の功者な人もあつたやうで、僧侶の間には、多少行はれたやうであります。然るに、俗人の間には、全く知れませんが、今日まで、之を利用して、漢語の熟語の規則を論じた人もないやうです。今日では、既に、西洋の言學語が渡つて來て居りますから、これらのことは、別に古

めかしき印度の文法を参考する必要はないやうですが、決して然らず、千餘年來、支那、日本にて、幾多の僧侶が、漢文の佛の經典を讀み、漢譯書を讀み、参考に供したものですから、今日に在つても、頗る参考となるのです。由て、左に其概略を説明し、まじやう。

第一に、六合釋中の「諸法但有二義以上而爲名者、即當此釋、唯一義名、即非此釋」とあるのは、一語の内に二つ以上の意義のある語が、此熟語といふもので、只一つの意義あるものは熟語でないといふのです。

第二は何故に熟語の法則を書いたものを、六合釋といふかといふことを説明してあるのです。即ち「初但別釋二義、差別後乃合之、如說佛陀一名爲覺者、是主義通於五蘊、覺是察義、唯屬於智、此別解已、有覺之者、名爲覺者、此即合之、故名爲合」とあるは、覺者といふ熟語に就いて例を示せるものにて、先づ、初に、覺者の二語を分離して、一つ宛に説明して、覺は察の義で、者は主の義でありとなし、次に、之を合して、覺者とは「覺あるの者」といふ義なることを説いてあるのです。斯くの如く、初に熟語の各成分を各別に説明し、次に之を合して説明するから、其實は、これを六離合釋といふべきであるのを、略して六合釋といふといふことも、此次に説いてあるのです。

す。

第三は、熟語の種類を六つに區別してあるのです。六合釋といふのは、これが爲めであるのです。而して、その六つの種類と申すは、

第一は、持業釋、一名同依釋、

第二は、依主釋、一名依士釋、

第三は、有財釋、一名多財釋、

第四は、相違釋、

第五は、隣近釋、

第六は、帶數釋、

であるのです。さて、

第一の持業釋とは、其語に作用上の意義を有つて居るからといふのです。たとへば、大乘といふ語は、大は小に對へて云ひ、乘は行者を運載するの義を有つて居るからであるといふのです。

第二の依主釋とは、從が主に依るといふ意義を有つて居るもので、たとへば、王臣といへば、王が主で、臣はそれに従うてあるといふ意をもつて居る故に云ふこのことです。

第三の有財釋とは、所有をあらはす意義の語で、たとへば、大乘阿毘達磨集といへ



ば、大乘阿毘達磨といふは、根本佛經の名である。之を集め之を評論したものが、共に、大乘阿毘達磨集と呼ばれて、此集は、大乘阿毘達磨を所有して居る義があるによつて此語を有財釋の類といふのです。

第四の相違釋とは、相違せる二物以上の名を集めたといふ義で、例へば、五識身地及意地といへば、五識身地といふ語と、意地といふ語とは、全く別物にて、二語なるを、及といへる同位接續詞で連結して、一つの熟語としてあるのをいふのです。若かし、此接續詞は、省略するも同一であるとのことで、西洋の熟語の法と同一です。第五の隣近釋とは、自體と同時に存在する他物が、もし自體より優勢なるときには、その他物によつて自體の名を立つるもの、たとへば、埼玉縣人が、他縣に出で、は、東京人といふの類であるやうです。原文は佛語の例で説明が致しにくく、第六の帶數釋とは、一十百千等の數を帯びた熟語です。たとへば、二十唯識論といへば、二十額の唯識論といふことであるの類です。

右の如くに、六合釋は、熟語を六つの種類に分つてありますが、此分け方は、私は感心しませぬけれど、これが非常に漢語の熟語を定むることに有用な参考となるとは、

疑はぬのです。

此外、なほ古來和漢の僧家の間で珍重した印度の文法書では、八轉聲（ハチテンシヤウ）とて、文章の格を論じたものがあるのです。これは、中橋鶴峰翁（ナカハシツツネ）（戊申（1868））などは、少々、のぞいたことがあるやうですが、しかし、只今西洋の文法書が渡つて来て見れば、これはあまり役に立たぬものですから略します。

### 第三款 複合詞の組織

是まで、熟語といへば、漠然と、二字以上集つた語を、皆それと指して居ましたけれど、私の研究した所では、熟語には、熟語として一定の法則があつて出来るものであるといふ様に考へられました。既に、熟語の定義をも下したわけですから、これが組織の方法に就きても、只漠然と二語以上の集まつたものとはせられぬわけです。即ち一切の熟語を涉獵して考へて見ますに、其組織の方法は色々ありますけれど、何れも確乎たる一定不動の規則に據つて成立して居るものです。即ち、其種類に就きては、これから一つ一つに條を逐うて述ぶる事に致しませう。

### 第四款 複合詞の種類

第一節 形容詞が他語を形容するによりて作られたる形容詞的熟語

先づ熟語の大多數は、形容詞が他語を形容するによりて作られたる形容詞的熟語といふべき一類のものでしやう、而してこの内にも、色々種類があります。

(一) 形容詞の形容法にて他語を形容するによりて生ぜし熟語、

高<sup>キ</sup>山<sup>廣</sup>澤<sup>澤</sup>——高<sup>キ</sup>廣<sup>キ</sup>は形容詞の形容法なり、

(二) 限定形容詞にて他語を形容するによりて生ぜし熟語、

斯<sup>ス</sup>、文<sup>文</sup>、彼<sup>彼</sup>、地<sup>地</sup>——斯<sup>ス</sup>ノ彼<sup>彼</sup>ノは限定形容詞の内なる指示形容詞なり、

各<sup>各</sup>、人<sup>人</sup>、各<sup>各</sup>、國<sup>國</sup>——各<sup>各</sup>は限定形容詞の内なる配分形容詞なり、

或<sup>或</sup>、人<sup>人</sup>、或<sup>或</sup>、書<sup>書</sup>——或<sup>或</sup>は限定形容詞の内なる不定形容詞なり、

但し、或<sup>或</sup>、人<sup>人</sup>と云ふ時など、漢文にては下に、人といふ語を置く事なくして、或といふ語のみを獨立に用ゐる例なり、

(三) 顯性形容詞の内なる名詞形容詞にて、他語を形容するによりて成る所の熟語、  
遼<sup>遼</sup>東<sup>東</sup>、豕<sup>豕</sup>國<sup>國</sup>之<sup>之</sup>光<sup>光</sup>——遼<sup>遼</sup>東<sup>東</sup>國<sup>國</sup>等は名詞形容詞なり、

右の例によりて、後置詞の之字が形容詞に立つて居る所の名詞の後にあるものと、なき者との二種類があれど、之字の附くのと、附かぬのとある和訓上にては、共にこの字を入れて訓する例であると云ふことを知ることが出来る。

(甲) 但し、此外に、一年三日谷川雄鳥など、形容詞(一、三、谷、雄)の下に、之字もなく、又、和訓してもの字を加へて訓することのなき類も澤山あるのです、

(乙) 又、日本語には、沖津浪、蘆原中津國などの如くに、のと同じの意義あるつといへる後置詞を、形容詞の下に有するものもあるのです、

(丙) 又、教へ草贈り物謠ひ物など、形容詞が動詞の不定辭の形より成るものも澤山あります、

(丁) 又、物覺エ物語リ、讎討チ、從弟違ヒなどの如くに、名詞が動詞の不定辭の上になつて、之を形容して居るものもあるのです、

(戊) 又、請ク受リ立チ廻ハリ賣リ捌キなどの如くに、不定辭が、不定辭を形容して居るものも多いのです、

(己)又賜物の賜などの如くに、動詞の語根を形容詞とせし如きものもあるのです。但し、これはたまひもの義であるのを、約略したのかと思ふのです。  
(庚)又面白端近等の如くに、名詞にて、形容詞の語根を形容した者もあるのです。  
(辛)又細長久方淺瀬黒雲堅氣などの如くに、細とか久とか淺とか黒とか堅とか云ふ形容詞の語根で、形容詞の語根長の類や、名詞[方]の類を形容したるものもあるのです。

要するに、動詞の不定辭や、形容詞の語根等は、何れも名詞と同一の價值ある語にして、名詞と同一の作用をなす語ですから、以上の諸例は、皆名詞で他語を形容したが爲に出來た所の複合詞と同一のものであるのです。

(四)顯性形容詞の内なる分詞形容詞にて、他語を形容するによりて成る所の熟語  
來年逝水——來ル逝クは分詞形容詞なり。

第二節 前添辭が他語の前に添はるによりて成る所の前添辭的熟語

前添辭は私が既に前に説いたやうに、其實は、本語に固着すべき性質のものなれば、

之を單語といふも不可なきものなれども、和漢の前添辭は、其語形といひ、其意義といひ、多少形容詞に似たる所あるものなれば、直に之を單語とするとはいひがたです。しかし漢語には御陵など、敬語の外には、此種の熟語はないのです。

第三節 後添辭が他語の後に添はるによりて成る所の後添辭的熟語

後添辭的熟語の成立する理由は、前添辭的と同一であるのです。

忽焉悠然巍々乎、淡如四書五經等——焉然乎、如、等などが後添辭である

第四節 對等なる語を連結して作る所の熟語

第一 同位接續詞にて連結して作るもの

〔孟子十五上〕惠王曰、孟子對曰、殺人以梃、與及有以異乎、  
右は、梃と及とが與といふ同位接續詞に連結せられて熟語となつたものです。

〔論語十五右〕唯、安見方六七十如五六十而非邦也者、  
右は「方六七十如五六十」と云ふ如く訓みて、如といへる同位接續詞が「方六七十」と五六十といふ二つの熟語を結合して、又一つの長い熟語を作つて居る形です。

第二 同上、但し接續詞を省略せる形のもの

〔禮記四十八左〕躬秉以事天地山川社稷先古

右は、天及地山與川などいふと同一です、

此外に、和漢日月草木前後長短甘苦などいふ類が皆これに屬するので、これらは和及漢日並月草若木などいふと同一にて、以上の第一第二の兩種共に、之を六合釋で申せば、その相違釋に當るのです、しかしながら天地とか山川とか云ふことを、各一つの神の名の如くに心得るときは、之を單語と見ても差支はないのです、

第五節 前置詞(又は後置詞)と其目的格とにて作る所の前置

詞的熟語

〔春秋廿四右〕孟獻子言於公曰 〔論語五ノ十〕子曰、伯夷叔齊不念舊惡、怨是用希

〔論語四左〕顔淵死 中 從者曰、子慟矣、曰、有慟乎、非夫人之爲慟而誰爲

右の於公は前置詞的熟語で、是用夫人之は後置詞的熟語です、和漢の學者は、古來かゝる熟語のある事を説いたものはないのです、熟語といへば、必ず名詞と名詞との合語であると思ふは誤りです、

第六節 句を熟語と見なすもの

第一 序説

句の全部若くは一部を熟語と見なすといふことは、特別の場合にして、かやうになされて出来た所の熟語は、恰も英文法のイデオムテ、クフレーズ即ち特別的熟語とでも云ふやうなものであるのです、

第二 實例

(一) 主格と説明語とより成るもの

〔毛詩二ノ三〕碩人侯侯、公庭萬舞、有力如虎、○カアノコト

〔論語一五ノ右〕子○中謂、南容邦有道不廢、○邦ニ道アリト謂ス

右は「力あり」「道あり」などいふ一つの句にして「力」とか「道」とかが主格で「有」が説明語であるのです、これがたとへば「有力を畏る」とか「有道について學ぶ」とか云ふやうに、有力有道などが各一つの名詞として用ゐらるゝときは、句てはなくして、熟語であるのです、

〔春秋八ノ右〕初襄公立、無常○立ツテ常ナシト謂フので、こゝにて

〔禮記十八上〕聽於無聲視於無形

〔孟子十二上〕白髮有於是亦爲之而已矣有人於此力不能勝一匹雛則爲無力人矣

右は「常なし」「聲なし」「形なし」「力なし」にて其實は「常がなくある」「聲がなくある」「形がなくある」「力がなくある」の義で常聲形力は之を主格とし無は之を副詞と説明語とを兼ねたる如きものとするのですが此各の句そのまゝにこれを名詞と見なすときには句てはなくて熟語であるといふのです

(二) 目的格と説明語とより成るもの

〔春秋十八左〕凡師一宿爲舍再宿爲信過信爲次

右は過は説明語で信は目的格であるのです但し過信の過は之を他動詞として「信をすす」と云ふやうに云へば右の通りですが之を自動詞として「信に過ぐる」といふやうに云へば信は目的格でなくて副詞の類であるのです

〔論語二左〕四十而不惑五十而知天命

〔孟子十二上左〕諸侯朝於天子曰述職述職者述所職也

右の知命述職は各二つの名詞ともなるがそのもとは皆説明語(知述)と目的格(命

職)とより成つたものです

此外に七月のことを夷則といふなどの類がある此名詞はもと則を夷ると云ふ義から出来た語ですからやはり説明語と目的格との合語であるのです

〔孟子九下〕今有同室之人鬪者

右は「室を同じうするの人鬪」といふ義にて同は形容詞ですけれども同は他動詞を省略して同の字て之を兼ねた形でして室といふ語はその目的格たる形ですからこれも同室は説明語と目的格とより成る所の熟語であるといふのです

(三) 副詞と説明語とより成るもの

〔春秋十八左〕凡師一宿爲舍再宿爲信過信爲次

〔論語二左〕四十而不惑五十而知天命六十而耳順

〔孟子六下〕聖王不作諸侯放恣處士橫議楊朱墨翟之言盈天下

右の一宿の一再宿の再耳順の耳横議の横等は皆副詞としてその下の語は動詞で文章の説明語に立つて居るのですが之を合して各一つの名詞と見なす場合

には、何れも一つの熟語であるのです。

(四) 打消副詞と説明語と副詞とより成るもの

〔春秋八右〕夏六月辛未朔、日有食之、鼓用牲于社、非<sub>レ</sub>常也。ルナリと訓サ

〔論語一右〕顔淵曰、請問其目、子曰、非<sub>レ</sub>禮勿<sub>レ</sub>視、非<sub>レ</sub>禮勿<sub>レ</sub>聽、非<sub>レ</sub>禮勿<sub>レ</sub>言、非<sub>レ</sub>禮勿<sub>レ</sub>動。

〔春秋十右〕三、夏、城<sub>レ</sub>郎<sub>レ</sub>、書<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>時也。○時ナラザルヲ訓サ

〔春秋十八右〕三、我實<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>德<sub>レ</sub>齊師、何<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>。

〔老子三上〕十、天地不<sub>レ</sub>仁、以<sub>レ</sub>萬物爲<sub>レ</sub>芻狗。

右の不字は、非と同一に用ゐてあるのです。さて、此非不は、共に「あらず」といふ義のものにて、打消副詞(す)と説明語(あら)とを兼ねし形のもので、その下にある語の體禮時徳仁等は「何々に」と訓して、副詞に立つて居る形であるのです。即ち「常にあらず」といは、常に「は」副詞「あらず」はありの未定形で説明語「す」は打消副詞であるのです。又、不仁といふは「仁にあらず」の義で、全く上と同一であるのです。故に、此非不をば、假りにあらずの非不といふのです。而して、これは句であるのです。六合釋精義八右に、古人の説を引いてあるのを見るに、

於<sub>レ</sub>句亦二對法疏一云、句イ二種一、集法滿足句、二、顯義圓周句、如<sub>レ</sub>說不生亦不滅、不來亦不去、不一亦不異、不常亦不斷、此一一句義雖不同、亦得名句。

とありますが、しかし、これは句と申しても宜しいのです。而して、此句が名詞として、「非常を戒む」「不時に備ふ」などと用ゐらるゝときには亦一つの熟語であるのです。非禮不徳不仁等も勿論です。

(五) 現在分詞の動詞状と動詞と合せしもの

現在分詞の動詞状と申すのは、動詞の中止形がたとへば、巡守(五年一巡守など)後進(後進於禮樂)などの巡や後の如くに、巡り後れなどの意義を以て、動詞たとへば守る進むなどの如きものの上に在りて、その動詞の副詞となりて居る語をいふのです。がこれは、亦前の非禮不徳などの一類の如くに、一つの句の性質あるものではあれど、之を巡り守るとか後れ進むとか、各二つ宛の意義をもつて居る一の名詞と見れば、巡守も後進もやはり各一つの特別熟語であるのです。

(六) 句の一部をとりて熟語とするもの

〔論語二左〕子曰、吾<sub>レ</sub>○中三十而立。

右は「三十にして立つ」といふ句を、その而立だけをとりて、三十歳の義に用ゐることがある。そのときには、而立は一つの熟語より成る名詞といはるゝのです。

〔論語八右〕子曰、禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣。

右の而往も而立と同一です。

第七節 單語の如き熟語即ち疊字

疊字と申しますのは、人々日々などの如くに、同意義の字を重疊したものでして、これは二つの目的の爲に作らるるものです。即ち、第一は、名詞の複数を表はす爲です。假令ば、

人々、家々、子々、孫々、吾々、これは代名詞なり、日々、

などは、其物の一つにあらざる事、即ち複数を示すものです。第二は、複数をも表はし、又語勢を添ふる爲として作らるるものです。尤も複数を表はすといふ事、即ち物が一つでない澤山あるといふ所から、自ら語勢が強くなるので、語勢を強くするといふ事は、複数を作る事に附隨した一の現象といつて宜しいかと思ひます。これは、たとへば、

盈々、頻々、徐々、赫々、巍々、皦々、

などの類で、主として副詞に立つ語ばかりです。

さて、此一類は、同一の語の重なりたるものにて、一語の時と、同一の意義を有するものなれば、之を單語としても不可なきに似たれど、然らず、複合の成分中、上の語は其語固有の意義を發揮し、下の語は複数を示す如きものなれば、二語各其任務を異にして居ると云つて苦しからぬ次第ですから、これは熟語に入れざるべからざる次第であるのです。

第八節 熟語に似たる句

第一 過去分詞動詞狀句 主格、目的格などなきものは之を熟語といふを許す。

動詞の説明を致しませぬ前に、過去分詞など申しても、少々分りませぬが、これは私が始めて考按したもので、動詞と接續詞の而字との連合した形をいふのです。即ち、「引而伸之」の引而とか、「吾十有五而學」の十有五而などの類をいふのです。これが英語の過去分詞の意義に稍々似た所があるから、かく申すのです。尤も、英語の過去分詞は動詞變化の一つの形でして、一の單語ですが、これは、動詞と句を接續するに用

ある所の接續詞の而字との連合したものでありまして、一つの思想を表出して居りますから、單語では勿論なく、熟語ともいへませぬ、全く句の性質を帯びて居るのです、殊に、たとひ、主格はなくとも、目的格などがあつて、たとへば、『伐曲沃而』などいふものに至つては、既に思想の表出してある事が、著しく分つて居るではないか、しかし、かういふは、又疑ふ人もあつて、『引く』『行く』というても、思想を表出して居るではないかといはうが、それとこれとは違つて居るのです、引カ引キ引ク引ク引ク行カ行キ行ク行ク行クなどいふは、これに主格をつくるか、目的格をつくるかせざれば、このまゝにては、活動の體を具へて居らぬのです、即ち、靜止の形にあるのです、字引の中の形といふべきものです、故に、こは單語です、然るに、引キ又は行キを引きて行きてなどいすれば、主格も目的格もつかぬ儘に活動の體を具ふるに至るのです、故に、引きて行きては、引キ行キと異にして、これは不完全ながらも思想を表出して居る形といはるゝのです、又、其、十有五而』などは、十有五といへる語の下に、動詞を省略した形のもので、『十有五にありて』の義をなすものです、故に、これ亦句といつて宜し、副詞の『既而』『如之何而』『悠然而』なども、此類で、何れも句の性質を帯びて居るので

す、しかし、實際に、主格、目的格、完成言等も省略せられて居る所の簡單なる形、假令は、『引而』『走而』『得而』『久而』『既而』『晏然而』などの如きは、假りに之を熟語といつても宜しからう、

第二 接續代名詞、若くは其先行詞に誘出せらるゝ所の

語は、句の性質を有するものなる事

接續代名詞と申すは、所と云ふ語で、其先行詞と申すは、者といふ語です、今これに誘出せらるゝ所の語とは、假令ば、

- (一) 〔易四七左〕言ハ行ハ君子ノ所ヲ以テ動ス天地也、
- (二) 〔孟子三七上〕國ノ所ニ存ス者ハ幸也、
- (三) 〔令四右〕凡ソ蔭皇親者ハ親王子ニ從四位下、

などの『以動天地』とか『存する』とか『蔭皇親』とか云ふ如きものである、而して、此『動天地』『蔭皇親』など云ふは、既にこれのみにて句の形をなせど、『存』の如きは、只一の動詞に過ぎませぬ、しかし、『所存』とか、『所存者』とかなれば、その語が活動して、直に不完全ながらも一の思想を表出して居るものである、『存する所』と『存する所の者』と



いふは同一であつて、只者といへる語が一方に省略してあるのみの事であるので、  
す(而して)此所といふ語のある句にては、必ず主格が此所字の上にある規定である  
のです。即ち前の第一例にては「君子が天地を動かす所以である」といふ義にて、君子  
が主格、第二例にては「國の存する所のものは幸である」の義にて、國といふが主格、第  
三例にては「人の皇親に蔭するものは」といふ義にて、人といふ主格は省略した形で  
あるのです。

右の理から推せば「兩者」「三者」「如是者」「逝者」などの類も、之を「二つある所のもの」  
とか「かくの如くある所のもの」「逝く所の者」などの義とすべくして、やはり句の性  
質あるものとせねばなりません。が、しかしこの内、兩者」「三者」などは、かやうにまで  
の義を含んでは居ぬやうです。から、これ等は熟語として處置して、苦しからぬので  
す。「逝者」など、上の語が分詞から成つて居るのは、句の内に入るべきでしやう。

### 第四項 句

#### 第一款 句の定義

句と申せば、文章と成る點まで同一であり、まして、主格と説明語との二つを具へ、必

ず一つの思想を表出して居るものです。但し、主格は、間々省略せらるゝ事がある。假  
令ば、一例によりて説明すれば、

〔論語 四左〕會子曰「以能問於不能、以多問於寡、有若無、實若虛、犯而、不校、昔  
者吾友嘗從事於斯矣。」

といふ如き文の内に、十箇の句があるのです。さて、之を説明せむに「會子曰」は、會子が  
主格、曰が説明語、以上第一句、「以能云々」は、以能は副詞、問は説明語、於不能は完成言  
にして、主格は省略の形、以上第二句、「以多云々」は、以多は副詞、問は説明語、於寡は完  
成言にして、主格は省略の形、以上第三句、「有」といふは、有と云ふ説明語と、雖といふ、  
接續詞との合語にして、主格は省略の形ですが、短いけれど一句です。以上第四句、「若  
無は、なきが如く」といふ副詞にて、しといふ説明語を兼ねた様な形で、主格も省略に  
なつて居れど、亦一つの句です。以上第五句、「實は、有」と同一の句で、以上第六句、「若  
虚」は「若無」と同一の句です。以上第七句、「又、犯而」も、「有」又は「實」と全く同一の句です。  
以上第八句、「不校」は、不は打消副詞で、校は説明語で、主格は省略せられた形の一つ  
の句です。以上第九句、それから、「昔者云々」これは、昔者は時の副詞、吾友は主格、嘗は

時の副詞、從は説明語、事は完成言、於斯は場所の副詞、矣は断定を示す助辭的副詞としてこれが又一つの句です。(以上第十句目、合計十句あるを見よ)

### 第二款 句の種類

句に二種あるのです。從來の日本の文法書などは、勿論かゝる事には注意してないやうですが、ぜい二つに分けて説明する必要があるのです。それは、第一は完全句(Primary Position)第二は不完全句(Cause)とでも云ふべきものです。即ち、完全句の方は、獨立して居る句で、獨立句、主句、本句などと申すべく、不完全句の方は、獨立して居らぬ句で、非獨立句、若くは附屬句ともいふべきものです。

### 第三款 完全句

完全句とは前條掲ぐる所の例の内にて云へば、十句の内『有れども』『實すれども』『犯せども』の三句を除きて、あと七句が皆これに當るのです。即ち、これは、其句が接續代名詞(所字など)と接續副詞(則字など)と、從位接續詞(雖、而の一部など)と、前置詞の或るもの(爲)又は以など)と、後添辭の或るもの(と)を、句首若くは句尾に有せずして、他の句と連結すべき性質を有せず、意義それ迄にて終止完了する形を有つ所の句で、完全に句

としての各部分を具備するといふ事でもなく、又其形が長いと云ふ事でもないのです。

### 第四款 不完全句

#### 第一節 序説

不完全句とは、句首又は句尾に、接續代名詞か、接續副詞か、若くは從位接續詞、前置詞の或るもの、後添辭の或るものかを有して居て、或は省略せられて居るものもあれど、やはり、その語のあるべき性質の句は、これに屬す、その句が、他の句と連結すべき性質を有し、意義それ迄にて完了せぬといふ形を存するものとして、句としての各部分に、省略が多いとか、又其形が短いかいふやうな事ではないのです。今、實例にて之を説明しましょう。

#### 第二節 實例

##### 第一 接續代名詞的句

〔禮記 四一ノ廿〕夫爲人之子者、三賜不及車馬。

右の「爲人之子者」は「人の、人の子たる所のもの」といふ義にて、上に人のといへる

主格と所といへる接續代名詞とは省略せる形であつて、一つの思想を表出して居るから、句には相違なきも、其句が完了の形をあらはして居らぬ、即ち獨立して居らぬ形ですから、これは不完全句であるのです、而して、此不完全句は、下の句の副詞部となるのです、即ち、それが、人の子たるものには、三たび物を賜はるも、車馬には及ばぬ」といふ義となるのです、

〔禮記 七右〕吊喪弗能賻不問其所費

右の「其云々」の句は問と云ふ説明語の目的格に立てるものにて、句とはいふと、其意義完結して居らぬのです、故に獨立して居らぬ句と見なさるゝのです、

第二 接續副詞的句

〔春秋 八左〕宗邑無主則民不威

右は「宗邑云々」の句は、下の「民不威」といふ句の副詞部に立つて居るのでして、これ亦則の字のあるために獨立して居らぬのです、故に不完全句でず、

第三 從位接續詞的句

〔孟子 十三左〕古之人脩其天爵而人爵從之

右は「古之人云々」の句は、それ限りに完結せずして、下の「人爵云々」の句に接續する形を存し、而して、その句の副詞部となつて居るので、

〔論語 二左〕其或繼周者雖百世可知也

右は「其或云々」の句は、雖といへる語のあるが爲に、意義斷絶せずして、下の句につづく形を存し、而して、下の句の副詞部をなすのです

第四 前置詞的句

〔老子 上右〕吾所以有大患者爲吾有身

是は一寸分りかねまじやうが、かう云ふ事です、「吾に大患のあるわけは、吾に身體がある爲である」といふ義でして、「吾に大患あるわけ」といふ句が此文の主格であるので、説明語は省略してある形であるのです、而して、「吾に身體がある爲」といふのが完成言であるのです、それ故に、「吾に身體がある」といふ句は、爲といふ前置詞のあるために、その意義が斷絶せずしてそのまゝに上につづく事になるのです、

〔孟子 八下〕君子所以異於人者以其存心也

これも上の例と全く同じで『君子の人に異なつて居るわけは、そのものが心を存して居るを以てである』と云ふ義にて『そのものが心を存す』といふ句は、以といふ前置詞で、意義が他句についで、それがために『以其存心』といふ句が、獨立の形にあることが出来ぬのです。

第五 後添辭的句

【孟子十一下ノ】白圭曰丹之治水也愈於禹。

右は『丹の水を治む』といふ句を、後添辭の如くに添はりたる感詞の也の字にて之を下の句につくくる事となるなり、故に『丹の水を治むるや』というて、句が斷絶せず、中止の形を存して居つて獨立句となるを得ぬのです。

第五項 文章

第一款 文章の定義

文章とは、文字を藉つて、完全なる思想を表出するものといふべきでしやう、只一つの考を表はしただけでなく、或る一事に就いての自己の考を、自己にて完全と認むるだけ云ひ表はしたものが文章ですから、かう云つて宜しいかと思ひます、夫れ

ゆゑに、たとへば『花は梢の上に咲くものである』といふ如き、不完全に幼稚なる事を云ひ表はしたるものにて、之を文章といふのです。

第二款 文章の種類

第一節 總説

文章は、其觀察の上から種々に之を分類する法がありますが、其内にて、今茲では、之を組織上より分類する事を説明するのです、さうして置きませぬば、詞論の中にて、私の説明が分りませんからであり、而して、組織の上からは、之を單文、複文、複文の三つに分ちます。

さて、又、文章は、如何なる成分より組織せらるゝかといへば、前にも述べし如く、主格と説明語とより成るものです、但し、主格は、往々省略せられますが、説明語は省略せらるる事はないのです、即ち、たとひ正常なる説明語(動詞)が省略せらるゝも、必ず其代用の語があるのです、代用の語とは、形容詞が若くは名詞、代名詞、若くは副詞です、かくて、この主格と説明語とは、文章の主要部ですが、此外に、目的格とか、完成言とか、副詞部とか、種々なる部分のある事は、前に述べました事のある通りです。

第二節 單文

五〇

さて、文章と申すは、右の總説に説きました様な事で組織せらるゝのですが、其内にて、主要部の主格と説明語とが、只一つ宛ある文と、二つ以上ある文とがあるのです。而して、その主格と説明語との各一つ宛ある文が單文であるのです。

〔孟子<sup>四下ノ</sup>六左ノ〕曰<sup>〇</sup>中<sup>〇</sup>周公弟也管叔兄也。

〔墨子<sup>三右ノ</sup>十〕齊景公問<sup>〇</sup>晏子曰<sup>〇</sup>孔子爲<sup>〇</sup>人何如<sup>〇</sup>晏子不對<sup>〇</sup>公復又問<sup>〇</sup>不對<sup>〇</sup>。

右の例中、右傍に線を施せる部分が、六つありまじやう、これ文は、主要分が一つ宛ある文であるのです。二つ以上もの即ち、『周公は弟なり』といへば、周公が主格弟は完言なりは説明語を兼ねて居る副詞として、主格と説明語とが一つ宛あるのみです。次の『管叔云々』の文も、全く同一です。次に『孔子の人となりや』と云ふ文は孔子のまてが主格で、人と爲りやまでが説明部であるので、或は孔子爲人を單に孔子の人柄はと云ふ熟語とすれば、これが主格で、下の何如が此説明語となつて、これ迄が單文になるのです。次に、『晏子對へず』は、晏子が主格で對へずが説明語です。次に、又、『公復又問ふ』は、公が主格で、復又は二つの副詞にて、副詞部を形作りて居るので、問ふは説明語

です。次に、『對へず』は、説明語で、此文にては、主格は省略になつて居る形であるのです。右の如く、主格一つ、説明語一つだけある文が、即ち單文といはるゝのです。即ち、これは文が短いといふわけではない、組織上、主要の成分が、只一つ宛あるのみで、組織が單純なといふ意味であるのです。

第三節 糅文

糅文と申しますのは、雜り文といふやうな義でござります。即ち、これは、不對等なる句を二つ結合して作る文ですから、さう云ふのです。勿論、對等なる品、若くは同一なる品を合する時は、雜つたとはいへませぬ。即ち、手近く似寄つた例を求むれば、米の中に米があるのは、雜つたのではないのです。が、米の中に粟か麥かが入つて居れば、雜つたのです。混合したのです。先づかう云ふわけで、不對等なる句が相合して出來た文を、かう云ふのです。而して、其不對等な句と申すは、一つは前に云ひました完全句で、一つは不完全句であるのです。完全句は、之を本句と申して、不完全句は、之を附屬句と申します。そこで、此文には、二つ以上の主格と、二つ以上の説明語とがある筈であるのです。何となれば、句といへば、完全句でも、不完全句でも、必ず一つの主格と

一つの説明語とがある筈であるのに此様文は、本句一つに附屬句一つを合せたもので、これ丈で既に二つ宛の主格と説明語とがあるのに、その附屬句は又單純でなく、又々その中に様文などを含んで居るものがありますから、自ら二つ以上の主要部がある譯です、即ち前條不完全句の條に引用してある例は、皆此様文であるのです。

是に於て、諸君は様文といふ事について、大凡そ御分りになつた事と思ひますが、なほ一二の例を擧げて示す事にしましやう。

〔論語 七八ノ〕子路從而後○中子路拱而立

右は、尤も簡單な様文の例です、即ち、「子路從而子路後る」、「子路拱して子路立つ」といふ意義で、子路從而、子路拱してが附屬句で、後る、立つが本句です。

〔論語 五右ノ〕子曰富而可求也、雖執鞭之士吾亦爲之、如不可求從吾所好

右は、様文の複雑なる例で、これを譯すれば「子曰ふには、富と云ふものが求めらるるものならば、事柄が執鞭の士でも私は之を求むるが、もし富は求められぬものならば、私は私の好む事をするというた」といふ様な、勝手な御話してあるのです、即ち子

曰は「子曰ふには」といふ副詞と「云ふ」といふ説明語とを兼ねたもので、これが本句で、そのあとが附屬句でありまして、本句に附屬句を連合する連結語は、省略せられて居るものです、而して、此富而以下の附屬句には、五つの句を含蓄して居るので、二句毎に句點を附したり、それ故に、これは、本句の主格一つと附屬句の内の主格が五つと、合せて主格丈が六つあるので、説明語も同様六つある筈であるのです、しかし、主格は大抵省略せられて居るから、それ丈の数が、形の上に具はつて居らぬばかりであるのです。

さて、こゝに一つ申し添へて置きたい事がある、即ち前に「様文と申すは、完全句と不完全句とが連結するによりて構成せられたるものである」と申ししたが、主格や目的格が不完全句より成つて居ても、それが爲に、やはり其文が様文となるといふ事であるので、これは、全く右の定義と同一ではあるが、少し構造の有様が違ふやうに見えますから、一寸斷つて置くのです、たとへば、

〔國之所存者幸也〕

の如きは「國の存する所の者」といふ不完全句は「幸也」と云ふ完成言と説明語とに

對して、主格に立つて居るのですか、「幸也」といふ完成言と説明語との形が、完了形を表はして居る故に、之を釋文の本句と見なして『國之所存者』といへる不完全句を、その附屬句として、この二つを連ねて作つた所の文章は、自ら二つの主格と、二つの説明語とを含んで居る故に、これを釋文といふのです。

第四節 複文

第一 複文の定義

複文と申すは、對等な文章が二つ連合せられた時の名であるのです、對等といふ事は、同一といふ事とはちがひます、各獨立した文章が相並べばそれが對等なのです、たとへば、瑞西と露西亞とを比較するに、瑞西は共和自由の國體として、露國は君主專制の國體であり、又、瑞西は實に小國として、露國は世界第一の大國である、しかし吾人は之を並べて對等國と見ますのです、故に複文とは、單文と單文と合しても成り立ち、單文と釋文と合しても成り立ち、單文と複文と合しても亦成り立つのです、更に申せば、

- (一) 單文と單文と合せしもの
- (二) 單文と釋文と合せしもの

- (三) 單文と複文と合せしもの
  - (四) 釋文と釋文と合せしもの
  - (五) 釋文と複文と合せしもの
  - (六) 複文と複文と合せしもの
- といふ如くなるのです、是に於て、複文には、主格説明語共に二つ宛以上ある筈のものといふ事も明てしやう。

第二 複文を作る法並に其實例

複文を作りますには、接續詞の内の同位接續詞と云ふを用ゐるのです、同位接續詞と申すは、又とか且とか、雖然とか、以是是は以なりとか云ふ如き接續詞として、其實例を擧ぐれば、

〔孟子十三上〕齊景公曰、既不能令、又不受命、是絕物也。

〔毛詩十九四右〕君子有酒、旨且有。

〔孟子二八下〕尹公之他、學射於夫子、我不忍以夫子之道、反害夫子、雖然、今日之事、君

事也、我不敢廢。

〔春秋五左〕生桓公、而惠公薨、是以隱公立而奉之。

かやうな類です、即ち、又且、雖然、以是等の上の句と下の句とは對等なので、之を是等

の接続詞で連結したるものであつて、これが複文であるのです。尙ほ同位接続詞は澤山ありますけれども、悉くは擧げぬのです。而して、此接続詞をば省略する事が亦往々あります。たとへば、

〔論語十有六〕孔子曰、君子有三畏、畏天命、畏大人、畏聖人之言、

と云ふ如き例にて見ますれば、これは「天命を畏れ、又大人を畏れ、又聖人の言を畏る」といふ事になるので、初の「畏天命」と「畏大人」との間に又といふ同位接続詞があつて、此二句を連続すべきを省略せられてあれど、やはり此二句は連結せられて、一つの複文となつて居るので、次に又、此複文と、その下の「畏聖人之言」と云ふ句との間に、又といふ語があるべきを省略せられてあれど、これもやはり此二句が連結せられて、一つの複文となつて居るので、かやうの次第ですから、複文は、必しも同位接続詞が形の上に表はれて居らずとも、そのあるべき性質をもつて居る文は、皆複文を構成するので、

### 第六項 句と文章との別

句と文章とは、或る程度まで全く同一ですと前に申して置きましたが、その或る程

度と申しますは、句と申すは、單文と略ぼ同一であつて、その他とは異なると申すのです。即ち、句と單文とは、共に、主格が一つ、説明語が一つあるのみのもので、其點に於ては同一のものといつても宜しいが、しかし、これにも異なる所があるので、即ち、句には、不完全句といふものがあつて、其形が斷絶せぬといふ一種があります。ですが、單文には、全くそれがない。而して、釋文と複文とは、主格も説明語も二つ以上宛あるものですから、これは句と全く異なるのです。夫れゆゑに、句と文章とは似て居る様ですが、大に異なるのです。

## 第七章 漢文和訓法

### 第一項 漢文和訓の由來

漢籍が、應神天皇の御代に渡つて來て、百濟の博士の阿直岐、王仁等が、皇太子菟路若郎子に之を教へ奉つた事は、何人も知つて居る事で、くはしく申すには、及ばぬ事ですが、應神天皇以前に、漢籍の渡來せしといふ説あり、日本紀通證等に漢文を和訓したのは、方に見えて居るが、これは信ずべき説なれど、今はくはしくいはず、漢文を和訓したのは、方に、この最初の時代から始つたことと見ゆるのです。其故は、朝鮮にては、只今も、諺文として、日本の假名の如き文字があつて、これを用ゐて其國語を寫して居り、漢文を



讀むにも此諺文で譯して讀む習慣であるのですから、古代に於ても彼國にては必ず漢文を其國語で譯讀したにちがひないので、それゆゑに、彼國の博士等の我國に來るや、亦我國の國語を以て之を譯讀する事にしたのでしやう、而して、王仁が我國語に通じて居つた事は疑ふべきでないやうです、そのゆゑは、もし、全く我國語に通じて居らざれば、之を皇太子に授け奉る事は出來ぬのです、道理上左様に考へられますが、殊に當時、韓國と我國との交通は、實に頻繁で、北海の方からも西海の方からも、自由に往復して居つた事が明てすから、彼我の言語の互に學ばれて居るのも推知せらるゝのです、殊に近年に至つて、朝鮮語と日本語とが、其文法的組織の同一な事が段々明になつたについては、一層此邊の消息に解釋を與ふる事が容易なものです、そのみならず、古今集の序によりて見ますれば、王仁は、我國の和歌をも咏ずる程度まで日本語が出來たやうです、即ち、古今集の序に、

なにはづの歌は、みかどのおほんはじめなり、おほんといふは、おほいといふの、なにはづにて、みかどと云ふ、觀ありたがひにゆづりて、くらぬにつきたまはて、三年になり、花をいければ、王仁といふ人の、いふかり思ひて、よみてたてまつりける歌なり、この花は、梅の花をいふなるべし、とありて、次に又、

そもそも、うたのさまむつなり、からのうたにもかくぞあるべき、そのむくさのひとつには、そへうた、おほさゝぎの御門を、そへたてまつれるうた、  
 なにはづに、さくやこの花、冬ももり、今は春べと、さくやこの花と、いへるなるべし、

とあります、これは、紀貫之が、日本の歌を、詩の六義の風賦比興雅頌に比して、その體を六つに分つたもので、右の王仁の歌を風賦に當てたのです、風賦は、毛詩の疏一ノ右に

風言、聖賢治道之遺化

とあるので、すから、仁徳天皇の治化を頌した歌として、右の風賦に當てたものであるかと思はるゝのです、しかし、序文の原註によれば、仁徳天皇が、皇太子稚郎子皇子と位を譲り玉ふ際に上りし歌と見ゆれば、聖徳を頌したるものにては、ないやうです、そへうたとは、諷歌で、暗に天皇に即位を御すゝめ申したと云ふやうな義ともなるやうです、しかし、右の原註と申すは、貫之の自註ではなくて、後人の加筆らしく思はるれば、此一條は、極めて分明には分らぬのです、其上、詩の六義と申すは、風雅頌と比

賦興と經緯の關係のあるものにて、一列に六つが相ならんで居るのではないのと、紀氏は之を一列に比較したのは、或は誤りではないかとも思はるゝのですが、とにかく此なにはづの歌は、古くより王仁の詠じたものであるとの傳來があつて、それゆゑに紀氏が、かやうにかいたものかとも思はれますから、かたぐ、これを、王仁が我國語に通じて居つた一つの證據として提供するに差支はないでしやう、

右の次第で、漢文は、最初より和訓逆讀の法によつた事は明ですから、此後も、依然として、これを因襲したので、然るに、推古天皇の頃より、支那の本國と交通が始つて、彼國人に直接に接するやうになるに至つて、支那語の研究を致さねばならぬやうになつて來ましたので、自然、漢文を讀むのにも、支那當時の音を以て之を直讀するの風が起つたやうです、即ち、大學には音博士を置いて、學生に漢音を學ばせた事が、大寶令の職員令、學令、延喜主稅式、並に三善清行の意見封事等に見えて、明かな上に、延曆十一年には、

「如聞明經之徒、不事習音、發聲讀誦、既致訛謬、靜言其弊、尤乖勸誘、宜令大學及國學、明經生等兼習音、」

と云ふ格文を發布した事が、一條兼良卿の令抄の上巻に見えて居るのです、殊に、此際佛經の方をば、法令を以て、専ら漢音を以て之を讀む事を強制したので、即ち、養老四年十二月廿五日の詔を拜讀するに、

詔釋典之道、教在甚深、轉經唱禮、先傳恒規、理事遵承、不須輒改、比者或僧尼自出方法、妄作別音、遂使後生之徒、積習成俗、不肯變正、恐濫法門、從是始乎、宜依漢沙門道榮、學門僧勝曉等、唱禮餘音、並停格、此詔は順聚三代格卷の三に見ゆ

とありて、僧の得度の試験にも、漢音を課せし事が、東大寺の文書や、類聚三代格四の延曆廿五年正月廿六日の官符などに見えて居るので、しかしながら、この現象は、只一時のこととて、和訓逆讀は、遂に改まるに及ばなかつたのです、

### 第二項 漢文和訓の方法

さて、漢文を和讀しますに、その最初はいかなる方法によりましたか、それは今詳ならざれど、稍下りて後は、漢字の四傍若くは中央に位置を定めて、點をつけて、たとへば、漢字の左の下角につけたる點は、舊稱テニヲハのてとし、左の上角につけたる點は、舊稱テニヲハのにとし、右の上角につけたる點は、舊稱テニヲハのを、右の下角に

つけたる點は、舊稱テニヲハのは、字の中央につけたる點は、舊稱テニヲハののといふ如き規則を定めて、和訓を記憶するの符號と致したものです。後に、これをヲコト點と申しました。ヲコトとは、その符號點を、字の右の上角をとし、その直下に附くるをことと云ふ字の符號とする規定でしたから、その一隅を取つて、全體の名にしたのです。即ち、いろは四十七字を、讀み出しのいろはの三字もて、名としたるやうなものです。而して、此ヲコト點は、支那にて、古くより點發とて、平上去入の四聲を、字の傍に點して、之を分つの法に倣つたものであるといふ事は、古人の説ですが、更に疑ひはないのです。かくて、又此ヲコト點は、其初めは、全く一樣でしたらうが、漸次に文學が盛になるにつきまして、紀傳明經の博士たちが、各自己の考を出して、色々その符號の附け場所を定めて、之を其門人に傳へ、又、僧家の方でも、學匠等が、銘々に右の如くしまえたものです。其符號點のつけ場所が、一家毎にちがつて居りました。之を圖にあらはしまして、點圖と稱して、諸家、諸山に所藏して、其流を傳來したのです。その點圖の古いのは、中右記の寛治元年十二月廿四日、堀河天皇御書始の條に見えて居るのです。此外に、群書類從の第四百九十五には、點圖部類といふがあつて

十七種の點圖が集めてあり、又、單行寫本の點圖は、世上に幾つも冊になつて流布して居ります。好事の人は、之を御覽なさい。私は、先年、承徳三年の古寫本と申す眞福寺本の將門記、弘安寫本の孝經、永和寫本の日本紀等の古き點のあるのを、抜き寫した事がありますが、面白いものです。

右の本文中に、舊稱テニヲハと云ふ事を私は申しましたが、私は、日本文法に於ける一切のテニヲハをば、悉く廢してあるのです。右の如く申したので、まかし、これをば各品詞に割り當てた新名稱を直に出しては、却て見る人の疑ひを招くかも知れません。先づは右の如く申して置いたのです。委細は、テニヲハ全廢論にて明に申し上げます。

### 第三項 漢文和訓法の沿革、并に諸家の得失

さて、漢文和訓の法は、前にも一寸申した通りに、諸家、諸山、各師資相承て傳來したもので、今昔物語第二十四卷目のに、菅公の作なる「東行西行雲砂々、二月三日、遅々」といふ句を訓み得る人のなかりけるに、或る人、北野の廟前にて、菅公の靈より、之を「トサマニ行キ、カッサマニ行キ、雲ハル」トサマニ行キ、カッサマニ行キ、雲ハルと訓む事を教へ

られたる事が書いてあるのは、著明なる事實で、其傳授を重んじたる形勢の一斑がこれにて分るので、而して、後には僧家にては、五山の如きは、史記家とか、漢書家とか、家を分つて標榜して居るのが、皆此訓點の一つであるのです。此事は、南畝考言の下史記抄は、此文見えず、此訓點のついて居る本は、點本と稱して、甚だ貴重したやうです。好書故事餘錄四而して、其點本の名稱は、其點者の名によつたもので、たとへば、藤原明衡の點せし本は、明衡點といつたのです。後二條關白記寛治七年二月十八日の條、然るに、何時頃からといふ事は、確乎とは知れませんが、此ヲコト點をつくる事が段々すたれて、その代りに、直に、そのヲコト點の本字に當る假名テニヲハの類を、漢字の右の下角につくるやうになつて、之をステガナと云ひ、併せて返り點といふを、漢字の左の下角につくる事になつたのです。前に申しました將門記には、ヲコト點とステガナとが共にあり、又、永和寫本の日本紀には、ヲコト點とステガナと返り點との三つが、共に見えて居るのです。

かやうにして傳來したものですから、古來の點法がよく傳はつて來まして、室町季世の戦亂を経た後に出來た、岐陽和尚の新註の和訓は、桂菴和尚、文之和尙を経て、そ

れから藤原愷窩先生に傳はり、遂に林道春に至つて大成して、これを道春點といつて、徳川三百年間の漢文和訓の大勢を支配したので、殊に、道春は、多少國語の事について考へがあつた人ですから、此道春點には、多く古訓がのこつて居るので、此外に、古訓の傳來して居る點は、堂上點たうじやうとて、朝廷の博士家たる清原家などに傳はつたもので、まかしながら、古代の訓法は、間々音訓共に一時に教ふる等の趣向があつたものにて、太宰春臺が、倭讀要領中ノ三左に、

倭讀ノ法ニ、毛詩、文選等ニハ、音訓兩讀ヲ用ルコトアリ、音訓兩讀トハ、音ニテ讀マデ、又倭訓ニテ讀ムナリ、關關かんかん雉鳩けいこヲ關關トヤハラキナク、雉鳩ノミサゴト讀ミ、參差さんさ苜蓿もくじくヲ參差トカタタガヒナル、苜蓿ノアサト讀ム類ノ如キ是ナリ、此法、何レノ時ヨリ始マレルトイフコトヲ知ラズ、尤無益ノ事ナリ、是ヲ止テ只常ノ如ク讀ベシ、其故ハ、毛詩、文選等ノ文ニモ、倭語ニ讀ル、處アリ、倭語ニ讀レザル處アリ、鳥獸草木ノ名モ、此方ニ無キ者ハ、倭名ナキコト多シ、然ルヲ一槩ニ倭名ヲ施サントスルトキハ、牽強ヲ免レズ、况ヤ地名、人名、宮殿ノ名ノ如キハ、元來倭名ナシ、如何ニシテ倭訓ヲ施サンヤ、古來ノ讀ニ、山ノ名ニハヤマトイフコトヲ附ケ、水ノ名ニハミ

ソトイフコトヲ附ケ、殿ノ名ニハト、トイフコトヲ附ケ、珠玉ノ名ニハタマトイフコトヲ附タル處アリ、文選ニ殊ニ多シ、皆是倭名ナキ物ニ倭訓ヲ施サントスルニヨリテ、蛇足ヲ書ケルナリ、愚昧ノ至リ、一笑ニ餘レリ

といつてありますやうに、和訓の法則には適うて居ましても、多少時勢上迂遠な事があるので、諸家又色々、其救済の目的を以て、點本を發表したので、先づ少し申せば、野中兼山の點を山子點と號し、山崎闇齋の點を嘉點と號し、三宅寄齋の點を道乙點と號し、宇野士新の點を三平點と號し、後藤芝山の點を後藤點と號し、佐藤一齋の點を一齋點と號しまして、各多少流行したので、此外に、伊藤坦庵の點、貝原益軒の點等もあるのですが、概して一二を除くの外は、和文の事に暗い博士たちの事なれば、その點法甚だ我國の語法に適はぬのです、其中、後藤點は、道春點について廣く行はれ、又比較的、に善いのですが、一齋點は、其人物が大きいだけ、これ亦比較的、に多く行はれたが、何分、其點法は甚しく國語の法則に違うて居るので、日尾荆山は訓點復古二冊を著して、主に此訓點法を駁するに至つたのです、少し煩はしけれども、其駁撃の要點二三を擧げて、卓見を附する事にします、これは極めて必要のことかと

思ふのです、即ち、

(一)ニアルの約のナルと、ト云フとの混同を正す、たとへば、『顔回者』とあるは、『顔回云ふもの』の義なるを、誤つて『顔回なるもの』と和訓してある、然るときは、『顔回にあるもの』といふ義となつて、大變意義に誤りを生ずるのであるのです、これはもと、『叔母なる人が來て』などいふ口語から誤つたものでしやう、よつて之を正してあるのは、甚だ宜し。

(二)感歎の語と反語との混同を正す、たとへば、『振々君子、歸哉歸哉』は、『振々たる君子、かへらむかな、かへらむかな』の義で、或は感歎をあらはす語ですから、日本語に譯しても、之を感歎的に讀まねばならぬのであるのを、『振々たる君子、かへらめや／＼』など、反語に訓してあるのです、由つて之を正してあるのも亦尤も宜し。

(三)不通の語を正す、たとへば、『君子哉若人』は、『君子なるかな、かくの如き人』と訓すべきものなるを、『君子なるかなし、かき人』など、訓してあるのは、不通の言である、由つてこれを正したのも甚だ宜し。

(四) 文字の有無を疎略にせし過ちを正すたとへは、『君而知禮孰不知禮』は『君にして禮を知らば、たれか禮を知らざらむや』と訓すべきを、不の字を疎略にして、これを『君にして禮を知らば、たれか禮を知らむ』と訓してあるのを正してあるのです。これ亦甚だ宜しい。

此他、『使子路問津焉』を『子路に津を問はしむ』とあるを、訓點復古は『子路をして津を問はしむ』とする方きこえよしとしてあるの類、頗る多く、概して其說醇正にして従ふべきであるが、欲勿を『なからまくほりす』、欲去を『すてまくほりす』、欲居を『居らまくほりす』などの如く復古せむと主張せし類は、私は之を以て稍々頑固かと思ひますのです。

かやうに、此訓點の事は、漢文和讀の要點にして、最も注意すべき事であるが、訓點復古の如く、無秩序に一々點本の闕所について云々するは、限りなき勞力で、餘り迂遠です。然らば、如何にすれば宜しきかといへば、これは、先づ、よく日本の文法に通ずれば、誤りなき訓法を得るに至るものであるのです。而して私の文典は、其全帙が和漢の比較文典ですから、自らこの邊のことは、其箇所々々にて分る筈であるのです。

## 第二編 詞論

### 第一編 詞論の定義

詞論の事は、前にも一寸申したれど、再び順序として申しませう。これは、一切の語を、其性質によりて、名詞とか、代名詞とか云ふやうに分類しまして、其用法を説明する學です。

### 第二章 語の分類

右の如くに、詞論に於ては、語の性質によりまして、一切の語を分類しますものですが、國語の性質と學者の觀る所とによりて、此分類が全く一樣には参りませんが、私は此分類は、是迄、我國に行はれて居ります普通の英文法の分類に従うて差支がなく、且、目下、我國の教育上の進歩の爲に、和漢洋の文法の一致併行を圖る事が、極めて必要であると云ふ事を信じて居りますのですから、その通りの分類に致しまして、乃ち、之を八種に分つのです。所謂八品詞です。八品詞は、名詞、代名詞、動詞、形容詞、副詞、前置詞、接續詞、感詞の八つです。而して、助動詞は、勿論、動詞の内にあるのです。從來の

日本文法書に助動詞を動詞に離して之を一つの品詞に立て、あるのは頗る不都合であるのです。故に私は、斷然之を改むるので、次に、又私は、從來支那の修辭書に於て唱へ來つて居つた助辭并に日本の文法書に唱へ來つて居つたてにをは等は、之を全廢して、八品詞の内に入る、事にしたので、これは、非常の苦心でして、一朝一夕の研究で出來たものではないのです。しかし、なほ不完全な點はありまじやうが、先づ一と通り夫々に納まりを附けたのです。かう致しませねば、副詞、前置詞、接續詞などを置く事は不用であるのです。何となれば、古代に於ける和漢の文法家が、既に名詞をば、實字又は隸言など、呼び、動詞、形容詞などをば、虚字又は用言など、云ひ、而して、其他の品詞をば、助辭又はてにをはなど、云つて居りますから、これが、舊來のまゝでよい事ならば、その邊の文法は、もはや成立して居ると云つても宜しいものであるからです。しかし、我國の學者は、三四十年以來、泰西諸國の文法の完全なるを見て、之に模倣する方針を執り、大凡そ其通りに致したやうですが、從來の助辭并にてにをはの内の若干だけは、之を八品詞の中に移入する事が出來ぬといふので、そのまゝになつて居るので、これは、實に國語の性質がよかるので出來ぬの

か、又は文法家の研究が届かぬのであるか、私は、一つは國語の性質が然るといふ事は承知して居りますが、一つは確かに文法家の研究も足らぬのであると、かう信じて居るのです。そこで私は、頻りに此點に向つても研究を怠らなかつたのです。所が積年非常の苦心を致した御蔭に、何時となく、一道の光明が私を導いて、大凡そ彼岸に達せしむる事が出來たやうです。てにをはの事は、既に別に世に公にしてありますが、助辭の方は、本書の各品詞の下にて御話し致します。

八品詞の外に、前添辭、後添辭等のある事は、前に御話ししたから、こゝには略します。

### 第三章 八品詞の活用

八品詞の活用といふ事を知る事が、大層大切な事です。八品詞の活用とは、名詞、代名詞が、形容詞にも立ち、副詞にも用ゐらるゝ事があり、形容詞が、名詞として用ゐられ、副詞として用ゐらるゝ等の事あるをいふのです。假令ば、『東里子産』、『斯文』の東里は名詞、斯は代名詞なれど、共に形容詞に立て居るのであり、又、『廐有肥馬、民有菜色』の廐民等は、名詞にして、副詞に立つて居るものです。又、『道在爾』の爾は、形容詞が名詞として用ゐられて居るので、又、『子早天』の早は、形容詞が副詞として用ゐられて居

るので、此他すべての八品詞が互にかやうに使用せられて始めて面白い文章が成立するので、然るに、従來の日本文法や、日本辭書では此事に注意せぬやうで、餘りこの事が説明してないから、品詞の活用と云ふ事は、全く出來ぬのです、これは何故かといへば、蓋し、これ迄は、時勢の程度が、かゝる精密なる研究の必要を感じなかつたからです、其書き方が、皆右の如くあつたのかと思ひます、私が嘗て參考の爲め、或る辭書(言海)を引いて見ましたれば、

この、(代)是斯、最モ身ニ近キ物事ヲ指シ示シテイフ代名詞云々

これ、(代)是、此、斯、之、(一)最モ身ニ近キ物事ニ用ルル代名詞云々

右の如くあるのです、このとこれとの解釋が、全く同一なのです、さて、かくの如きは、文法家が、品詞に活用といふ事あるに心附かずして、このもこれも同一の品詞で用法も同一と思つて居るより起つた所の誤かと思はるゝやうです、かゝる事にては、文法も辭書も、全く無用の長物と云はれても仕方がないのです、然り而して、聰明なる諸君は、夙にこのとこれとの區別は御存じならむも、一寸摘んで申せば、第一のこのは近稱の代名詞にして、(一)形容詞に立つて居るものである故に、其指示する所、下

の本語に在るのです、(二)又此語も、多少感歎的に用ゐらるゝ事があるので、即ち「これやこの行くもかへるも」のこのは下の行くかへるといふ二つの名詞形を指示形容して居れど、只指示形容して居るのみでなく、上のこれやといへる指示代名詞を助けて、大に感動の意を下の語に與へて居るのです、第二のこれは、近稱の代名詞にして、これ亦代名詞と感詞とに用ゐらるゝのです、即ち、(一)代名詞に用ゐられたる時には、主格、完成言、目的格、與奪格等に立ち而して、(二)主格に立つ時は、大略はもぞなむこそなどを下に附けて、其指示する所直に上に説明せられたる事柄、又は身邊にある事柄を指示し、(三)完成言にある時は、によりなどを下につけて、其指示する所は、主格の時の如き、(四)目的格に立つ時は、をを下につけて、其指示する所は、主格の時の如き、(五)與奪格に立ちたる時は、其形、完成言と同じく、指示する所も亦同じ、(六)感詞に立つ時は、「これはこれ」「これをこれ」などのこのの如くに、強く上の語を指示するものである、(七)代名の意義は第二になるのです、(八)簡單な句へばとて、人を誤る如き、説明をなすは甚だ不可なり、もし一通りの事を述べて可なり、如されば、この書に於ては、此品詞活用の事を、到處に説きますから、徒に煩雜なりとして、斥けぬやうに願ひたいのです、



### 第四章 名詞

#### 第一項 名詞の定義

名詞と申すは、有形、無形すべての物の名稱を指したもので、人名地名物名は勿論物の性質、有様、若くは動作に關する抽象的の名稱、即ち八品詞と分くる時に、形容詞動詞など云はるゝ語までも、見様によりては皆此名詞といふことが出来るのです。而して、文章を組織するに當つて、『文王』以『民力』爲『臺爲』沼（ウツク）などの文王の如くに主格となり、民力、臺沼の如くに目的格となり、又、『堯傳』位於『一農夫之子』の『一農夫』などの如くに物主格となり、又、『一農夫之子』などの如くに與奪格となり、又、『祈父子王之牙』の祈父の如くに呼格となるのであるのです。

#### 第二項 名詞の種類

英文法には、名詞を、固有名詞 (Proper noun) 普通名詞 (Common) 集合名詞 (Collection) 物質名詞 (Material) 抽象名詞 (Abstract) などゝ分類してありますが、これは、彼文法にては、冠詞 (Article) などゝ語があつて、此語が、たとへば、固有名詞には、一二の場合、河の名若軒など、大なる公會場の如き類の外は、冠詞を附けぬとか、普通名詞は、二三の場合

(慣用上冠詞を省略して差支なき場合たとへば Go to home. のホームなどの場合)の外は、冠詞を要するとか云ふ如き規則があるやうでして、主に、それ等の爲に、色々分類をするやうに見えますが、和漢文には、此冠詞と申すものがありませんから、さやうに分類する必要はないかと考へますが、しかし、固有名詞とか、普通名詞とか云ふ事は、左もなくとも、名詞の一つの意義上の分類として、知つて居る必要があるのですから、一寸茲に一言辯して置く事に致しましやう。

彼國の文法書で見ますのに、固有名詞と申すは、其物一つに限つた名の様です、それですから、人名地名は、勿論固有名詞でしやう、夫れから、商店の屋號なども、これに入るとしやう、次に、普通名詞と申すは、同種類のすべての物の通有する所の名稱とも云ふべきものゝ様です、即ち人とか、牛とか、草とか、竹とか、家とか云ふ類です、これらは、人にも幾種類もあれど、之を通じて人と申すのです、草にも深山の種類はあれど、何れの種類をも通じて草といふのです、しかし、各種類を一括して之を唱ふる名稱ではなくて、其種類の内の箇々別々に就いて其名を呼ぶ所の名稱であるのです、即ち、たとへば、草といへば、女郎花をも云ふべく、桔梗にも云はるゝのです、次に集合

名詞と申すは、物の群集した團躰を呼ぶ名の様です、即ち、一つ宛の軍人の集つた團躰の名を軍隊といひ、一つ宛の政治家の集つた團躰を政黨といふの類が、之に當るかと思ひます、次に物質名詞と申すは、材料に用ゐらるゝ名詞と云ふ事であるやうす、家を作るには、石材、木、泥、瓦、金属等が必要な材料かと思はれます、然る時は、石材、木以下は皆物質名詞でしやう、食物を作る材料には、魚類、肉類、酒類、水類、五穀、砂糖、鹽の如きものが必要でしやう、左すれば、これらは皆物質名詞で志やう、而して、此物質名詞は、數を以て數へられぬもので、量を以て量り得るものといふのです、志かし、右の内丈にても、石や材木等の如く、數で數へらるゝものが澤山見ゆる様に思はれますが、さうでないやうです、何となれば、これらは、元來物質であるから、試に之を切つて見ても、やはり、何れの切れも、石は石、材木は材木であるが、普通名詞の人とか家とか云ふものを切つて見よ、首とか、手とか、屋根とか、柱とか云ふものになつても、はや、人とか家とか云ふ形はなくなるではないか、志かし、又英文にては、此物質名詞は、普通名詞として用ゐらるゝ事もあるのです、『彼見運』一、小石コイシなどいふ時は、石は普通名詞であるのです、又、『北冥有魚、其名為鯢』の魚の如きは、『北冥に一種の魚がある』と

いふ事にて、これ亦普通名詞である、而して、魚については、日本にては、魚といへば普通名詞、着といへば物質名詞であるのです、次に、抽象名詞と申すは、すべての物の性質、有様、若くは動作を見て、これに名づけたる名でして、皆無形のもので、即ち、物の性質、有様の名と云ふは、大小、黑白、堅軟、美醜、盛衰、老幼等の類で、形容詞に屬するものです、又物の動作の名と云ふは、動止、行走、食語、思怒、喜等の類で、動詞に屬するものです、此他、以とか况とか而とかの如き、前置詞、副詞、接續詞等に立つ語もあれど、これ等は皆動詞より出でしものなれば、一切此動作の名といふ内に攝せらるゝのです、即ち、名詞代名詞以外の品詞は、いづれも、かやうに之を抽象名詞として見ることが出来るのです、其故は、人類が、人や物の性質、有様、若くは動作に向つて抱いた所の各概念は、其特有の點について、之に名を與ふることが、其自然の様であるから、名詞代名詞以外の品詞は、素より根本的に各一つの名詞であるけれど、只一切の語を八品詞として分つと、其各語の或る用法上より、之を動詞とか、形容詞とか、前置詞とか、副詞とか、接續詞とか云ふ如くに分つたものであるのです。

### 第三項 名詞の數

西洋の文法にては、名詞に、單數、複數といふ事を表はす法があるやうですが、和漢文では別に、何の規定もないのです、只單複共に定つた數を表はすには、一つとか五つとか、數字を名詞の上に冠し、不定の複數を表はすには、諸等<sup>シヨウトウ</sup>などいふ語を用ゐ、又疊字の法を用ゐる事があるばかりです、左に、その例を擧げて示しましやう、

(一) 單數の定數を表はす法

一人  
一本

(二) 複數の定數を表はす法

五本  
千冊

(三) 複數の不定數を表はす法

諸學校<sup>シヨウガク</sup> 諸<sup>シヨ</sup>の字は形容詞なり  
官省等<sup>カンシヨウトウ</sup> 等の字は後添辭なり  
人々<sup>ヒトヒト</sup> 人々は疊字の法なり

第四項 名詞を他の品詞に用ゐる事

名詞は、文章を組織するに當つて、格即ち主格、目的格、物主格、與奪格、呼格などとなる事は、名詞の定義に示せる如く、名詞の本務といふべきである、然るに、又、名詞は、第一形容詞に立ち、第二副詞に立ち、第三動詞として用ゐらるゝ事があるのです、

第一、名詞の形容詞に立つといふ事は、『隣家之丘』などいふ時の隣家といふ名詞は、丘と云ふ名詞の形容詞に立つて居る類である、

第二、名詞の副詞に立つといふ事は、『天無口』の天、『東海有國曰扶桑』の東海、若くは扶桑の類である、

第三、名詞が動詞として用ゐらるゝと云ふは、『根也慾焉得剛』の慾の如きは、名詞が完成言に立つて居る形で、一方には、これが動詞を兼ねて、文章の説明語にあるものであるのです、又、『冬十月雨雪』<sup>ホクトウシツユキ</sup>の雨の如きも、動詞として用ゐられて居るので、これは古訓には、『雪を雨ふる』とありて、雪を完成言とし、雨を自動詞と見たれど、之を他動詞と見て、『雪を雨ふらす』としても宜しからうと思ふのです、而して、雨ふるといふ時には、雪をとあつても、その時のをは感詞で、雪は目的格とはならんで、完成言となるのですが、雨ふらすといふ時には、雪をといふ語が目的格となるのです、

この差別は、日本文法の議論として、これはてにをば全廢論にくはしく説いてあります。それはとにかく、かやうな用法は、雨といふ名詞が、動詞即ち文章の説明に立つたやうな形に用ゐられて居るので、しかし、これは、外國の語にも似寄つた例がある事かと思ふのです。It rains といふ文が英語にあるかと思ひます。これは、譯して『雨ふる』といふべきで、イットといふ代名詞が主格で、レインといふ名詞がを取つて三人稱單數の動詞となつて居る形であるのです。即ち、漢文では、かゝる場合に、イットといふ助辭的代名詞を主格にする法がないから、雨といふ語が主格と動詞とを兼ねて『あめふる』といふやうに訓せらるゝのです。和文では、上の如く、ふるといふ語が主格となつて居るので、

### 第五項 名詞形の事

名詞形と申しますのは、漢文を和訓して、日本文法に支配せらるゝによりて、それがために、動詞や、形容詞や、又は一つの句が、名詞として處置せらるゝ事がある。その時の名稱であるのです。尤も抽象名詞、即ちたとへば、熱とか、美とか、動とか、飛とかいふ如き語は、其本性は素より各一つの名詞ではあれど、之を用ゐて文章を作るに當り

ては、品詞の分類により、其語を活用して、形容詞若くは動詞として用ゐるので、然るに、其形容詞や動詞が、又、或る一定の文法的式様をあらはした時には、忽ちにして之を名詞と見なす。が出来るやうになるのです。即ち、たとへば、前記の語について其例を示さまじやうならば、『熱田』といへば、アツは形容詞の語根といふ文法的式様をあらはしたものですから、これが、形容詞でありながら、名詞となつて、田といへる名詞を形容して、之と合して、一つの熟語を作つたのです。又、『熱きを覺ゆ』といへば、アツキは、『アツキ事』などいふべきを、其事といふ名詞は省略した形で、アツキは、形容詞の形容法といふ文法的式様をあらはしたものですから、これ亦一の名詞と見なさるゝのです。又、『美しといふ』の美しは、形容詞の完了形で、亦、名詞と見なさるゝものです。又、『働きが利く』の働きは、動詞の不定辭ですから、當然名詞として用ゐらるべきものであるのです。又、『雛の飛ぶを知る』の飛ぶは、動詞の分詞形容形で、形容詞の形容法と同一の文法的式様ですから、素より名詞と見なさるゝものです。又、句を名詞と見なすことは、右の形容詞や動詞が説明語に立つて居りながら、文法上名詞と見なさるゝと云ふ形をもつて居る場合の事として、たとへば、

(一)禮記九左ノ十世子曰不可君謂我欲弑君也

(二)論語五ノ十子路曰願車馬衣輕裘與朋友共敝之而無憾

(三)論語二十六ノ遠人不服略上吾恐季孫之憂不在顓臾而在蕭牆之內

右の例にて、(一)は謂といふ説明語の下に立つ名詞形の目的格は「我は君を弑せむと欲すといふ事」といふ句より成るものにて、即ち此句は名詞と見なさるべきものでしやう、(二)は願といふ説明語の下に立つ名詞形の目的格は「車馬衣輕裘を朋友と共に之を使用して惜まぬ事」といふ句より成るものにて、即ち此句も名詞と見なさるべきものでしやう、(三)は恐といふ説明語の下に立つ名詞形の目的格は「季孫の憂は顓臾にあらずして蕭牆の内にあらむといふ事」といふ句より成るものにて、即ち此句も名詞と見なさるべきものでしやう、

右の如く固有の名詞の外に、他の品詞若くは句より名詞の代用をするものがあるといふ事を知らなければならぬのです、然らざれば法の活用は出来ぬのです

### 第五章 代名詞

#### 第一項 代名詞の定義

代名詞は、名の代りに用ゐる語です、たとへば我汝彼此其等の如きものにて、即ち我といふは發言者の名の代りに用ゐる語にして、汝とは其對手者の名の代りに用ゐる語、彼といふは發言者と對手者との間に、談話の問題として捕へられたる第三者の名の代りに用ゐらるゝ語です、かく、此代名詞と申すは、全く名詞の代りに用ゐらるゝ語ですから、文章組織の上に於きまして、名詞と同じく、格即ち主格、目的格、物主格、與奪格、呼格等に用ゐらるゝものです、

#### 第二項 代名詞を他の品詞に用ゐる事

諸君は、名詞の條に於て、名詞が他の品詞に用ゐらるゝを學んだてしやう、今、代名詞は名詞の代りに用ゐらるゝ語といふのですから、これ亦名詞と同一の品詞に用ゐらるゝ事は、既に明なる事てしやう、即ち代名詞は名詞の如くに、形容詞と副詞と動詞とに用ゐらるゝのです、假令ば「此山」彼人」の此彼の如きは形容詞となりしものにて、「有人於此」「在茲」の此茲は副詞となりしものです、又、「古之人有行之者」文王是也」の是の如きは、下の也といふ助辭的副詞が、動詞を兼ねたるものともすべけれど、此場合に於ける是は、説明語に立つて居る形があつて、其用法は頗る英文法の説明

主格(Predicate Nominative)と申ものに似て居るやうです。説明主格と申すは、「彼學者也」(He is a scholar)の學者の類で、これは、主格の彼と同一物なる學者といふ名詞が説明語に立つて居ると云ふやうに見なしたので、而して、和文では、此場合に也がなくして、全く代名詞が動詞を兼ねる事もあるのです。今、代名詞のかやうに用ゐられた實例を考へて見るに、だれかの歌に「いにしへゆながれこし世の古事を、かきあつめたる書は、いざこれ」と云ふやうな歌があるが、これは「かき集めたる書はこれである」といふ義で、かき集めたる書といふ主格と同一物なるこれといふ代名詞が、全く完成言と説明語とを兼ねて居るのです。

次に、今一つ代名詞が、感動的に用ゐられて、感詞の用をなす事があるです。

〔論語朱氏序說〕程子曰、○中如讀論語未讀時、是此等人讀了後、又只是等人。  
〔論語十六〕子曰、年四十而見惡焉、其終也而

などの是、其、其などの類です。しかし、これは後に詳説しますから、茲には只名目を擧ぐるのみに止めて置きます。

### 第三項 代名詞の種類

代名詞は(一)人代名詞(Personal)とて、人の名に代はる代名詞、(二)接續代名詞(Relative)とて、語と句とを接續するの力ある代名詞、(三)疑問代名詞(Interrogative)とて、疑問若くは打消をなすに用ゐる代名詞、(四)定限形容詞(Diminishing adjectives)と同一の性質を有する代名詞、これには、又指示(Demonstratives)不定(Indefinites)配分(Distributives)と云ふ三種の種類があるのです。(五)又助辭的代名詞とて、助辭に用ゐらるゝ代名詞があり、すべからず、漢文には、五種類の代名詞があるやうです。而して、この助辭的代名詞は、予の始めて命名したるものです。

### 第四項 人代名詞

#### 第一款 人代名詞の定義

人代名詞と申すは、人名の代りに用ゐる代名詞で、予汝彼など云ふ類です。

#### 第二款 人代名詞の文法的類別

人代名詞は、之を、其文法上の用法より類別して、三つに分つのが、一つの類別法です。それは、第一は、發言者の名の代りに用ゐるもので、予とか我とか自己とか云ふものです。文法上にて、之を一人稱と申します。第二は、對手者の名の代りに用ゐるもの

て、汝爾君など云ふものです。文法上にて之を第二人称と申します。凡そ、談話しても文章を書いても、己の思想を發表する時には、之をなす人が發言者で、之を聽く人見る人が對手者です。第三はその兩者の間に談話の問題となつて現はれた人か、又は文章にては發言者が對手者に向つて示さむとする人物にて、即ち第三者の名の代りに用ゐらるゝ代名詞で、彼など云ふ語です。文法上で之を第三人稱と申します。

### 第三款 人代名詞の人為的類別

人代名詞を、文法的に、其語の用法上より分類する事は、文法の眞成の職分ですが、東洋にては、古來、階級制度が甚だしくあつて、人代名詞には、單に多くの種類があつたといふのみでなくして、此階級に應じて、自稱他稱に區別があるのです。その語の文法的用法、即ち其語固有自然の用法の外に、人為的用法、即ち慣習制度等の上から定つた用法があるので、文法を學ぶものは、よく之を會得せねば、少しも其語を解し、又之を使用する事が出来ぬのです。しかし、此事は、嘗に東洋のみでなく、西洋でも多少は此制度があるので、すから、やはりこれは、夙に古人が文法上にて説明をして置きさうな事であれど、從來等閑になつて居つたやうです。すから、私は、不肖ながら、始めてかやうなる一つの分類法を立て、此事についての説明をする事にしたので

す。

さて、此、人為的類別では、人代名詞の人称の如何に拘はらず、之れを強制的と、自由的と、一名假定的との二種に分つて、強制的とは、法律の規定を以て稱ふる所の人代名詞にて、たとへば、一人稱にては、臣、二人稱にては、陛下、殿下などの如きものを云ひ、自由的とは、法律上の制裁なきものにて、隨意に用ゐる得らるゝ人称であるので、一人稱にて、我余など、二人稱にて、汝、吾子などの類であるのです。或は、貴者が賤者に向つて、法律の規定なき限り、君とか、兄とか云ふ事がある、これ等も勿論自由の方であるのです。故に、強制的と自由的とは、一に之を法律的と、道徳的と申して宜しいのです。又、自由のものを一に假定的と申しましたのは、自由の方にては、同等のもので、互に相推尊して敬稱を用ゐる時には、自らは、其對手より、賤者の地位にある如くに假定した形で、殊に、貴者が自ら謙遜して、賤者に向つて、敬稱を用ゐるのは、尤も自己の地位を假定した形ですから、此場合を稱して、假定的と申したので、す。而して、此強制的の方は、賤者をして、尊者を敬はしむるといふ事から起つたものです。すから、此

場合に於ける一人稱と二人稱とは、大抵一時に用ゐらるゝもので、たとへば陛下といふ時には、自己の事をば臣といふ如き類であるのですが、しかし、官吏と人民との間にては、一人稱は自由的で、二人稱だけが準強制的であるのです。たとへば、今日總理大臣に向つて、『余は閣下に請ふ所あり』など用ゐる類です。

さて、茲に於て、私は、諸君に向つて、一言すべき事があるので、それは、二人稱の陛下、殿下等の敬稱を強制的といひ、法律的と申したことに、ついでに注意であるのです。これは、かやうに申せば、法律思想のなきものより考ふるときは、いかにも無理に貴人をおかしく呼び奉らするものとして説いたものかの如くに思ひ誤る事もあらうが、左様ではないのです。各國の人民が、その國の君主を尊敬する事は、一般の習ひであるのに、ましていはんや、我國の人民は、尤も皇室に忠實にして、誠心誠意皇室を尊敬する人民なれば、たとひ法律にて敬稱を定めざるも、人民は、皇室に向つては、あらゆる最高の敬稱を用ゐむとする事は、更に疑ふべき事ではなけれども、野人もと禮に<sup>マ</sup>姻はざるものなれば、如何なる敬稱を用ゐて適當なるかの問題に至つては、其指針なくては分らぬのです。法律は、即ち之を指定したもので、素より一般國民の心中

に存在して居る尊敬の意を、其外形に現はす所の方式を定めただけかりのものであるのです。しかし、かやうに方式が定つた以上は、一般に之を遵奉せねばならぬのですから、やはり他の法律と同様に強制的となるので、人々銘々に、自己の思ひのまゝの敬稱を用ゐる事は出来ぬのです。それは、たとひ陛下と呼び奉るより、遂に高等の尊敬をあらはす語があるとしても、それを用ゐる事は出来ぬのです。強制的とは、此點から云ふ詞であるのです。又、法律的と申せば、道徳はこもらぬかと思ふ人もあらむが、法律と申すものは、東洋は勿論、西洋主義の法律にても、道徳の觀念に基いたものでないものはない筈であるのです。<sup>(悪法の出づる)</sup>殊に、此敬稱二人稱の制度の如きは、全然道徳に基いたものであるのですから、決して誤解をしてはならぬのです。人代名詞人稱の分類を、かやうに致した學者は、まだ古來ないので、これが初めてあるのですから、怪訝の思ひを起す人もあらうが、元來文法をして従來の文人的文章の助にせしむるばかりでなくて、今日の活世界に應用の出来るやうにするには、倫理なり、歴史なり、法律なり、經濟なり、すべて他の學問の方面からも考へ合せて組み立てねばならぬものかと思ひますので、かやうに致したので、



第四款 人代名詞一人稱

第一節 強制的もの

第一 朕

朕と申すは、古きものには尙書の中に、非常に澤山見えて居りまして、尙書彙典の「帝曰咨四岳朕在位七十載云々」十三經疏註本ニテの朱註に「朕古人自稱之通號」とある如くに、古は、上天子より、下庶人にまで、自己の名の代りに用ゐるしに、秦の始皇帝の二十六年に、詔して、これを天子一人の自稱と定められたのです、それが支那は勿論、日本でも、一定不動となつたのです、爾雅註疏十一の「朕吾台予朕身甫余言我也」とある條の註文疏文に、

國印猶朕也、語之轉耳、書曰非台、小子古者貴賤皆自稱朕、禮記曰授政任功曰予一人、朕於鬼神曰有某甫言見詩、○印五剛切、台音怡、下同、

國我者施身自謂也、此皆我之別稱也、印者郭云印猶朕也、語之轉耳、說文云女人稱我、曰朕由其語轉故曰印、邛風匏有苦葉云人涉印否、吾者孔子曰吾自衛反魯身者我之躬也、余者邛谷風云伊余來暨、餘皆見註、國云書曰非台、小子者湯誓文云古者貴

賤皆自稱朕者、大禹謨云帝曰朕宅帝位、禹曰朕德、罔克、屈原亦云朕皇考曰伯庸、是貴賤皆自稱朕、史秦始皇二十六年、定爲至尊之稱、漢因不改、以迨於今、云禮記云授政任功曰予一人、朕於鬼神曰有某甫者、皆下曲禮文云言見詩者、周南葛覃云言告師氏、言告言歸、是也、

とあるのが此起源で、蔡邕の獨斷二には、  
朕我也古者尊卑共之、貴賤不嫌、○中屈原曰朕皇考、此其義也、至秦天子獨以爲稱、漢因而不改、

とあるのです、「屈原曰朕皇考」といふ事は、楚辭三に出て居る屈原の語です、即ち、その語に、

帝高陽之苗裔兮、朕皇考曰伯庸、

とあつて、箋註にも、「朕我也、皇美也、父死曰考、云々」など見えて居るのです、其他楚辭には、宋玉の招魂の辭一にも「朕幼清以廉潔兮」などと、宋玉自身が朕といつた事が見えて居つて、古く、朕と云ふ語が、貴賤通用の一人稱であつたことが明です、然るに、前人の説の如くに、秦の時に至尊の自稱となつて以來、漢の時にもその制

をそのまゝにせしより、隋唐と相ついで之を奉じたものであらう、日本にては、別に制度は立てないが、隋唐の制に従つたと見えて、全く陰は上一人の御自稱としてあるのです。

第二 寡人、孤、臣

寡人、孤、臣などいふ事は、もと周代にて、強制的のものであつたけれど、後世には、寡人、孤など云ふ事はあまり行はれぬやうです。しかし、臣といふ事は、凡そ臣民たるもの、其君主に對する時の定規の一人稱となつたので、現今に至るまで、和漢共に用ゐて居るのです。

さて、周代の制度を挙げまじやうならば、先づ、禮記五ノ十に、

諸侯見天子曰臣某、侯某、其與民言、自稱曰寡人、其在凶服曰適子孤、臨祭祀內事曰孝子某、侯某、外事曰曾孫某、侯某。○此外、禮記(五ノ三左以下)には、諸侯が或る場合に、自らとあつて、左傳四右ノ「且列國有凶稱孤、禮也」の註に、列國諸侯無凶則常稱寡人、

とあるのです。即ちこれによれば、寡人といふ事は、諸侯平常其臣民に對して云ふ所

の自稱にして、自己の凶服に當れば、適子孤といひ、交際國の凶服に當れば、單に孤といひ、天子に對しては、臣といふと云ふ如くに見ゆるのです。此制度が沿革して、臣といふ事は、君に對する強制的の一人稱となつたやうです。

第二節 自由的なもの

第一 序説

自由的の一人稱の代名詞とは、ワレとか、オノレとか、自己一人にて自己を指す時、若くは他の何人に向うたる時にも自己を指して云ふ事のでくる語であるのです。

第二 我、吾、余、予、台の事、ワレと和訓す

- (一) ワレと和訓する一人稱代名詞の性質
- (甲) 我と吾との事

ワレと和訓すべき一人稱の代名詞も、右の如く澤山ありまして、その各字の異同につきましましては、古人の説も色々ありますが、要するに、我は彼に對して云ふ時に用ゐるもので、吾は、主として自己一人の身の上を指す時に用ゐるもの、様です。これ等の事について、一々例を示し、又、一々古人の説を擧げて辨じまして、其上に私の説

までを提供しましては、中々一字の用法のみにも、數丁の紙を費やす次第です。甚だ不都合ですが、只必要な處に、一寸づつ、一つ二つの實例を擧げて、直に私の考を述ぶる事に致します。即ち「我」と「吾」との區別については、左の例を御覽なさい。

〔春秋二左ノ廿〕我張吾三軍而彼吾甲兵以武臨之彼則懼而協以謀我

〔春秋十八ノ三〕彼竭我盈故克之

〔孟子八十四下〕孟子曰○中食前方丈侍妾數百人我得志弗爲也般樂飲酒驅騁田獵後車千乘我得志弗爲也在彼者皆我所不爲也在我者皆古之制也吾何畏彼哉

〔荀子六右ノ〕用疆者人之城守人之出戰而我以力勝之也則傷人之民必甚矣傷人之民甚則人之民惡我必甚矣人之民惡我甚則日欲與我鬪人之城守人之出戰而我以力勝之則傷吾民必甚矣傷吾民甚則吾民之惡我必甚矣吾民之惡我甚則日不欲爲我鬪人之民日欲與吾鬪吾民日不欲爲我鬪是疆者之所以反弱也

右の如くに「我」は他に對する時に用ゐられ「吾」は單に自己の事を指す時に用ゐられるのです。「我」は他に對する時に用ゐらるゝと申すは、「人」はかく／＼あり、「我」はしかぢかあり。「人」はかく／＼あれど、「我」は然らずなど、他のものと自分とを比較する時

に「我」の字を用ゐると申すのです。「我」の字は、どこまでも其意義をもつて居るのです。それゆゑに稀には、物主格に用ゐられて、「文王我師也」などとなる事があるけれど、これも「文王は人の師でない、自分の師である」と「我」を他に對して云うてあるのですから、「吾」の字をば用ゐるのです。毛詩十三左ノに、

招招舟人涉叩否人涉叩否須我友

とある「我」友の「我」も、他の所有の友でなく、「我」の所有する友といふやうな義を含んで居るから、「吾」の字を用ゐるのであるのです。

又「吾」の字は、前述の如くに、單に自己の事を指して云ふ時に用ゐらるゝものですが、吾民とか吾三軍とか、物主格に立つのは、殆ど「吾」の字であるのです。これは、よく注意すべき事ですが、しかし、例外もなきにあらずです。即ち、前に掲げました例中、荀子の文の内に、「人之民日欲與吾鬪」とある「吾」は、「我」の字を用ゐるべき處ですが、「吾」の字を用ゐてあるのです。これは、誤字かと思へど、左様でもないやうです。而して、「吾」の字は、又、通常、自述の時には、獨立に用ゐらるゝのです。此用法は、極めて「我」の字の獨立に用ゐられたものと似て居るのです。けれど、其實は、大に違ふのです。

ら、一大注意を要するのです、即ち前の例中にて、孟子の『吾何畏彼哉』とある吾の字の如きは、一見彼と云ふ字に相對して居るやうにて、全く我の字と同一に用ゐられて居るかの如くあれど、然らず、これは、『吾は彼を畏れず』といふ意を、只自分にて單獨に述べたばかりで、他に對して、『人は畏るゝか知らざれど、我は彼を畏れず』といひしとは異なるのです、即ち左の諸例と同一であるのです。

〔春秋十六右〕師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固。

〔論語三左〕曾子曰、吾日三省吾身。

〔論語三左〕子曰、夫召我者、而豈徒哉、如有用我者、吾其爲東周乎、○右傍に圓點を附し、我の字は、他に對する

〔孟子十五下右〕他日又求見孟子、孟子曰、吾今則可以見矣、不直則道不見、我且直之、吾聞夷子墨者、墨之治喪也、以薄爲其道也、○右傍に圓點を附したる我の字は、他に對する義あり、我

などの吾の字は、皆自述の場合に用ゐたるものにて、『吾聞』は、自分がきゝし事を自ら述べたので、『吾日三省吾身』は、自分の日々の動作を自述したのである、又、『吾夫爲東周乎』は、自己の希望を自分に述べたもので、『吾今則可以見矣』も、やはり自分の

意見を自分に述べたものであつて、吾を他に對せしめて言つたのではないのです、而して左の例の如きも、亦この中に入るので、

〔論語八右〕子貢曰、我不欲人之加諸我也、吾亦欲無加諸人也、子曰、賜也、非爾所及也

右の『我不欲人之加諸我也』は、『人はいざ知らず、我は人の之を我に加ふるを欲せず』との義で、即ち我は、他に對してあれど、『吾亦欲無加諸人也』は、只、自分にて、『自分も亦之を人に加ふる事なきを欲す』と云ふ意を自述したもので、全く他に對して云ふのではないのです。

此他、我の字は、主格に立つのみでなく、完成言、目的格等に立てど、吾の字は、主格と物主格との外には用ゐらるゝ事が殆どないので、(全くなきにあらず)、其用法が、我の字に比すれば、大に狭いやうです。

然り而して、吾の字は、徹頭徹尾物主格に立つべく出来た字ですから、自述の場合に、獨立して、主格に立つて居るものも、皆吾輩とか、吾身とかいふ如き意義を具有して居るので、即ち右の諸例について見よ、『吾輩何ぞ彼を畏れむや』『吾身之を聞く』『吾身日に三たび吾身を省みる』『吾輩夫れ東周を爲さむ乎』『吾身今則ち以て見る』

べし「吾身も亦これを人に加ふることなからむ事を欲す」の義であるのです。

(乙) 余と予との事附、則といふ事。

次に余と予とは同語として其性質は我と吾とを合せた様なるものにて用處が廣くして何處にても用ゐらるるのです。

然るに余と予とは語源は全く別のヤラです即ち爾雅一左ノ廿に、

朕余躬身也。國今人亦自呼爲身。國身即我也。郭云今人亦自呼爲身舍人曰余謙卑之身也。孫炎曰余野遲之身也。僖九年左傳云齊侯曰小白余杜註云小白齊侯名余身也。邱谷風云我躬不閱。

とありて次に又同書一右ノ廿に、

台朕賈卑ト陽予也。國賈ト卑皆賜與也。與猶予也。因通其名耳。魯詩云陽如之何今巴濮之人自呼阿陽。音陽予音與。國予即與也。皆謂賜與。台者遺與也。讀與貽同。朕者我與之也。賈卑ト皆賜與也。說命云夢帝賈以良弼。肺風干旄云何以卑之。小雅天保云君曰ト爾萬壽無疆。國云與猶予也。因通其名耳。者說文云與黨與也。予推予前人也。象兩手相與之形。今經典多以與爲推予。故云。因通其名耳。云魯詩云陽如之何者。漢書藝文志。

云魯申公爲詩訓故是爲魯詩。

とあるにて余と予との語源の差は明かです。台は次に云ひまじやうが身といふ事は日本にても徳川時代の士人の口語には身がとか身共がとか申して専ら用ゐたものです。

(丙) 台

次に台は尙書の註によれば音「以之の反」です。からいです。古代の用字で後世には用ゐぬ字です。而して其用法の跡を尋ねて見るに、

〔尙書二左〕王曰格爾衆庶。聽朕言。非台小子敢行稱亂。

の如き類にて此字は台の字とよく似て居りますから混じ易いのです。正字通康熙字典等には此區別がしてなく玉函山房輯佚書第六十三に收むる分毫字様には、

台 台 上湯來反。星也。下羊支反。我也。

と區別してあれど甚だ辨別しにくいやうです。只甲は音タイにて三台など云ふに用ゐる乙は音イにて我の義に用ゐる例であるのです。尙ほ此語の語源は前條に引いてある爾雅の疏によれば予の字と同一であるのです。

(二) アレと和訓する一人稱人代名詞の用法

(甲) 序説

ワレと和訓する一人稱の人代名詞が文章の成分として用ゐらるゝ有機について述べてみすれば、これはやはり代名詞の定義の如くに何れも格に立つのです。由て、今其例少許を擧げて、尙ほ注意すべき點を示しましやう。

(乙) 主格に立つもの

〔論語九右〕子曰、我非生、而知之者、好古敏以求之者也。

〔孟子三右〕十、敢問、夫子惡長、曰、我知言、我善養、吾浩然之氣。

〔春秋六右〕廿、師服曰、吾聞國家之立也、本大而末小、是以能固。

〔論語七左〕子夏曰、略、中、與朋友交言、而有信、雖曰、未學、吾必謂之學矣。

〔孟子四右〕孟子曰、皆是也、當在宋也、予將有遠行、行者必以贖、辭曰、餽、予何爲不受。

〔春秋十一左〕冬十二月、狄人伐衛、衛懿公好鶴、鶴有乘軒者、將戰、受甲者皆曰、使鶴、鶴實有祿位、余焉能戰。

(丙) 物主格に立つもの

〔孟子一五上〕成、颺謂齊景公曰、略、中、公明儀曰、文王、我師也、周公、豈欺我哉。

右は、我師とあるは、他に對して、「自分の先生である」といふ如くに用ゐるたもので、單に所有を表はすだけならば、吾の字を用ゐる例です。

〔論語五左〕子曰、參乎、吾道一以貫之、曾子曰、唯。

〔論語四右〕十、子在陳、曰、歸與、歸與、吾黨之小子狂斐、斐然成章、不知所以裁之。

物主格には、吾の字の立つ事を以て、通常とするのです。

〔論語二左〕曾子有疾、召門弟子曰、啓予足、啓予手。

(丁) 同格に立つものと物主格に立つものとの別

〔禮記六左〕君大夫之子不敢自稱曰、余小子。

右は、疏に「天子未除喪、自稱曰、余小子、今大夫有地、雖同曰、君而其子在喪、不敢同、天子稱余小子也」とあるのです。

〔尚書二左〕王曰、格爾衆庶、悉聽朕言、非台小子敢行稱亂。

右の余小子、台小子と云ふは、余小子の方は、余と小子と何れも同等の語にて、從屬の關係はなく、やゝ英文法の同格 (Apposition) に似た所があるので、然るに、台小子の方は、ワガ小子と云ふ義にて、前條に記載せる物主格と同一であるのです。

文は、かゝる處がまぎれやすいので、只此文章の前後の關係で見分くる外ないの  
です、但し、かやうな區別のある事を預め知つて居るといふ事が、既に文法を學ば  
ぬ人に比すれば、非常に善いので、實地に臨んで大變な用をなすのです。

(戊) 完成言、副詞等に立つもの

〔論語四五〕子曰、道不行、乘桴浮于海、從我者其由與

右は、『門人の内にて、門人が我に従ふものは、それ子路ならむ』との義であつて、單  
に、『門人の内にて門人が従ふものは』とばかり云うては、文義全からぬ故に、自動  
詞の從の下に補足として、我といふ人代名詞を置いたのです。

〔毛詩四六〕東門之栗、有踐家室、豈不爾思、子不我即

右は、不は打消副詞、即が自動詞であつて、即カズといふ一つの説明語であるのです、而るに、これのみ  
にては、何に即かぬのか、それが不明なる故に、『我につかず』と、我といふ語を補足言に入れたのです  
〔毛詩二一〕右、我有旨蓄、亦以御冬

右は、有は、自動詞の説明語に立てるものにて、旨蓄といへる熟語が主格なれば、我  
といふ語は、その旨蓄のある所在をあらはす副詞です。

(己) 上 與奪格に立つもの

〔毛詩廿一〕右、我有旨蓄、亦以御冬、宴爾新昏、以我御窮、有洗有漬、既詒我粃也、粃、日給、也、  
也、君子洗々然澆々然、無溫潤之色、  
而盡遺我以勞苦之事、欲窮我。

右は、『我に勞を遺る』と云ふ義にて、我は與奪格です、尙ほくはしく云へば、與格てい

〔莊子五〕左、惠子謂莊子曰、魏王貽我大瓠之種

右は、全く前の例と同一として、『我に何々を與ふ』といふ事となるのです。

〔論語八〕右、子曰、加我數年、五十以學易、可以無大過矣

〔韓非子三〕左、荀息曰、彼不假我道、必不敢受我幣

右の二例も、やはり與奪格の一つです。

(己) 中 同上、但し下に目的格を省略せる形のもの

〔孟子九〕右、王曰、吾惛不能進於是矣、願夫子輔吾志、明以教我、我雖不敏、請嘗試之

右は、『我に或る事を教へよ』の義なるを、我の下に、目的格を省略した形で、我は與奪  
格の類であるのです。

(己) 下 同上、但し説明語の上にあるもの

〔春秋四十三〕「唯我知女、女專利而不厭、予取予求、不女疵瑕也。」

右の予の用法は、場所の副詞の「他求」「外求」など、ある他外等と同一の用法で、予が説明語の上に副詞的に置かれて、目的格は前の例の如くに省略せられて居るのですが、これ亦與奪格の一つでしやう。

(庚) 一 目的格に立つもの、内通常のもの

〔孟子一五上〕成謂齊景公曰、○中公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉、

欺といふは他動詞ですから、其下にある我は目的格であるのです。

〔孟子十四下〕高子以告曰、夫尹士惡知予哉、

知といふは他動詞ですから、予は目的格であるのです。而して、上に惡といふ疑問副詞があるので、反語をなして、知は不知の義となるのです。

(庚) 二 目的格に立つものにて、上に打消副詞あり、下に

他動詞あるもの。

〔春秋十八左〕謂上、不我知、黜而宜、乃知我矣、○註云、言今見黜而合宜、則子姑待之、

右は、まことにわかりにくき文なるが、元來、先づ第一には、打消副詞と動詞との間

に、名詞若くは代名詞のあるときは、その名詞若くは代名詞は、多くは完成言か、目的格かの内である様です。(稀には副詞もあれど)而して、それが完成言なるか、目的格なるかを判断するには、下の動詞が、自動詞ならば完成言で、他動詞ならば目的格であるといふ事を知るべしである。即ち前條に示して置いた「不我知」の即は自動詞ですから、あの處の我は完成言であるのです。然るに、こちらの方の「不我知」の知は他動詞ですから、我は目的格であるのです。但し、これも私の始めて定めました一つの概則に過ぎませんが、此概則を知つて居れば、かゝる場合に臨んで、無點の本を訓むか、又は自ら漢文を作る時かに、非常の助となるのです。

〔孟子四下十〕夫出晝而王不子追也、

右は、不は打消副詞で、予が目的格で、追は他動詞で、説明語に立つて居るものです。

〔孟子五上〕然友反命、○中今也父兄百官不我足、恐其不能盡於大事、

〔孟子九上〕父母之不我愛、於我何哉、

右の二例は、我と云ふ語の下の動詞即ち説明語に立てる所の足愛は、一は自動詞、一は他動詞であるのです。然るに、我の字が共に各目的格となつて居るのは、何故



なるかといへば、これは他動詞の愛の字を受けて我といふ語が目的格であることとは明なることなれど、足の字の方も『我を足れりとせず』といふやうに、セシスルヌレと活く爲といふ他動詞が足の字に附いて居るのを省略したと云ふやうな形で『我を足れりと云ふ事をせず』といふ意義の文で、宛も『我を愛せず』といふと同一のやうなものであるからであるのです。頗る細心して考へねばならぬものです。

(庚三) 同上、但し上の不の字が莫の字であるもの

〔論語十九右〕子曰、莫我知也。夫子貢曰、何爲其莫知子也。

右は、不の字が、只莫の字であるだけで、その他は前の例と同一であるのです。此外に、莫れと訓する禁止の副詞が、我と云ふ目的格の上にある例もあるやうですが、煩はしいから略します。

(庚四) 目的格に立つもの、内にて、ワレの下に完成言あるもの。

〔毛詩十五右〕誰謂雀無角、何以穿我屋。誰謂女無家、何以速我獄。雖速我獄、室家不足。

右は、速は他動詞にて、獄は完成言で、我は目的格です。

〔毛詩十六右〕行道遲遲、中心有違。伊邇薄送、我幾

右は、傳に、幾は門内也とあり。

〔尚書五右〕汝多修、扞我于艱。若汝予嘉。

〔孟子三左〕曾西斃然不悅曰、爾何比予於管仲。

右は、扞と比とは他動詞で、我と予とは直接目的格で、予と於とは前置詞で、艱と管仲とが完成言として補足に用ゐられて居る形です。

(庚五) 同上、但しその完成言が形容詞なるもの

〔老子七左〕功成、事遂、百姓皆曰、我自然。

右は、曰は他動詞で、我は直接目的格で、自然は完成言として補足に用ゐられて居る形である。而して、前の孟子の例と比較して見るに、孟子の方は、『予を何々に何す』とありて、これは『我を何々と曰ふ』とあるので、完成言が何々に何々と云ふ如くに、和訓にちがひのあるので、随つて意味も大に違ひますのです。即ち、前の方の完成言の何々にとある方は、直接目的格が、主格の爲に處置せらるゝ所の場所を

示すものにて、何々とある方は、直接目的格の有様を示すものです、夫れゆゑに、何々とある方は、直接目的格と、間接目的格たる完成言とが、つまり一つのものであるといふ事を表はすのです、この例にて申しますれば、『百姓が皆我を自然と曰ふ』のですから、我と自然とは同一物たる形であるのです。

(辛) 前置詞の目的格として用ゐられしもの

〔毛詩一ノ右五〕江有汜之子歸不我以不我以其後也悔也○箋云、之子、是子也、(中略)以、猶與也。

〔論語十三左〕子路曾皙冉有公西華侍坐、子曰、以吾一日長乎爾、爾母吾以也。

右は、甲は我以の以は、箋に『以猶與也』とありて、『我と共にせず』我と共にせざれば』と訓すべきものとしたれど、『我を以てせず』と訓しても同一義で差支はないのです、さて何れにても我以の我は以といへる後置詞の目的格にて、不は打消副詞にて、實はその下に、前々も云ひし事ある、セシヌスルと活く爲といへる他動詞を省略した形であるのです、乙の方も、全く同一であるが、只母は禁止の副詞で、文意が『我を以てすること勿れ』の義となるのであるのです。

(辛) 同上

〔毛詩一ノ右五〕江有汜之子歸不我與

右は、『我とともにせず』の義にて、全く前の『我を以てせず』と同一の用法であるのです、只以といへる後置詞が、與といへる後置詞とかはつて居るだけであるのです。

(辛) 三 同上

右の『我以』『我與』の前に引用せる荀子六右の文中にあつた『日欲與我闘』『日欲與吾闘』の我吾等も、與といへる前置詞の目的に立つて居るものであるのです。

第三 己 オノレと和訓す

これ亦我吾などの一類と同じく、主格完成言、目的格等に立つのです、左に二つの例を擧げて示しましやう、

〔論語四左〕子曰、何事於仁、必也聖乎、堯舜其獨病諸、其仁者、己欲立而立人、己欲達而達人、

右は、己が主格に立つて居る例です、

〔孟子七下十〕孟子曰、天下大悅而將歸己、視天下悅而歸己、猶草芥也、惟舜爲然、

右は、己が完成言に立つて居る例です、

〔論語二右〕子曰不患人不知患不知人

右は己が目的格に立つて居るのです、

第四 僕愚小弟晚生卑人老夫小人拙者等

右の外、自己の事を僕といひ、愚といひ、小弟といひ、或は晚生卑人老夫小人拙者などいふ事が、澤山ある、何れも謙遜して云ふのです、日本では、此他に、國語的のたとへばヤツガレ、オヤチなどいふ語もあるのです、

第二節 女子の一人稱

第一 強制的のもの

女子一人代名詞の強制的一人稱は、これも古く制度が定つて居るのです、即ち禮記五ノ十に

天子之妃曰后、諸侯曰夫人、大夫曰孀人、士曰婦人、庶人曰妻、公侯有夫人、有世婦、有妻、有妾、夫人自稱於天子曰老婦、自稱於諸侯曰寡小君、自稱於其君曰小童、自世婦以下自稱曰婢子、

とあつて、又論語十三ノ左にも、

邦君之妻、君稱之曰夫人、夫人自稱曰小童、邦人稱之曰君夫人、稱諸異邦曰寡小君、異邦人稱之亦曰君夫人、

とあるので、此外、男子が君に向つて臣といふ場合には、女子ならば妾といふ例です、これは二人稱の陛下の下に、大寶令が引いてあるので、を参考して宜しい、

第二 自由的なもの

前條に述べたる妾といふ語は、女子の一人代名詞自由的一人稱にも専ら用ゐるので、此外に、賤妾とか、婢とか、賤婢とか云ふ類は、枚擧に遑あらずです、而して、古へは、印妹など云ふ語もあつたのです、印妹の事は、古書を見る爲めに、一言して置く必要があるかと思ふのです、先づ、此語の事は、毛詩十三ノ左に、

招招舟子、人涉卬否、人涉卬否、須我友、

などとありて、此は、衛の宣公夫妻の淫亂を刺る所の詩にして、その大意は、一人の貞女を設け、その貞女の述懐に托して、『他の女即ち衛の夫人は、禮によらずして妾りに衛公と淫すれば、妾は否らず、妾は禮を具へて我匹と婚せむと欲す』との義であるので、卬は即ち女子自身を指示して居るので、而して、此語は、毛詩の箋十三ノ左に、『卬、

五郎反、我也、本作仰」とありて、爾雅十一右の仰台等の下の註に、  
仰猶、缺也、語之轉耳

とあるのです、然らば、仰は缺と同一と見るべきものです、缺の事は、段説文解字註二  
廿五右に、

淵、女人自稱、缺、我也、各本、我、上、春、缺、今、補、後、漢、書、四、夷、傳、注、廣、韻、三、十、三、卷、从、女、央、聲、按、後、漢、書、胡、朗、反、廣、韻、鳥、朗、切

とあるのですから、二字同義で古代に於ける婦人の一人稱であつた事が知らるゝ  
のです。

#### 第四款 人代名詞二人稱

##### 第一節 人代名詞二人稱の種類

人代名詞の二人稱は、私は、之を、對稱、卑稱、敬稱又は尊稱の三種に分つて説明をする  
事に致したのです、委細の事は、次々に説きます。

##### 第二節 對稱、卑稱

##### 第一 序説

對稱とは、文章上、主客同等の地位をたもつて居るものゝ間に用ゐる二人稱で、主に、  
ナンヂ、子など云ふ語であるのです、しかし、或る場合には、ナンヂ、子などと云ふ事は、  
尊者より卑者に向つて用ゐる事があり、又、子といふ語は敬稱にもなるのです、然り  
而して、其人品は、たとひ同等にても、口語にては、必ず敬稱を用ゐるのが和漢の習慣  
であるのです。

##### 第二 汝、女、爾、爾、乃、若

##### (一) 主格に立つもの

##### (甲) 汝

〔尙書四左〕父義和、汝克紹乃顯祖、汝肇刑、文武用、會紹乃辟、追孝于前文人、

右は「汝は克く乃の顯祖を昭にし、汝は肇めて文武に刑り」と云ふ義にて、二つの汝  
の字、共に主格に立つて居るのです、刑はノットルと訓す。

##### (乙) 女

〔論語四左〕季氏旅於泰山、子謂冉有曰、女弗能救與、

〔論語二左〕子貢問曰、賜也、何如、子曰、女器也、曰、何器也、曰、瑚璉也、

右の如く論語には、主格に多く女の字を用ゐてゐるのです。

(丙) 而を、主格に立てる人代名詞とするは、誤にはあらざるかの説

〔禮記十三右〕歲旱、穆公召縣子而問然、之謂也、然曰天久不雨、吾欲暴尪、尪而奚若、曰天則不雨、而暴人之疾子虐、母乃不可與、然則吾欲暴巫而奚若、曰天則不雨、而望之愚婦人、於以求之、母乃已疏乎、

〔論語五十八右〕長沮、桀溺耦而耕、孔子過之、使子路問津焉、桀溺曰子爲誰、曰爲仲由、曰是魯孔丘之徒與、對曰然、曰滔滔者天下皆是也、而誰以易之、且而與其從辟人之士也、豈若從辟世之士哉、

右の禮記と論語との而字を、古來の點本には、なんじと和訓してあり、又、論語の朱註四ノ二には、右の且而の而を『而、汝也』と註してゐるので、故に、何人も、これに疑を挾んだものはないやうですが、私は大に之に不審を抱いて居るので、其故は、先づ禮記の而、奚若の方から申せば、右は、檀弓下の文にて、これは、旱歲に、穆公が、之を救はむために、尪、即ち瘡病の人を暴して、雨を天に請はむと欲し、縣子に向つ

て、其意を告げたのであるが、かやうな時に、『天久しく雨ふらず、吾尪を暴さむと欲す、而はいかん』といふやうに、汝といふ語を入れ得べきもの乎、これが第一の疑問である。若し、汝といふ語を入らば、これは『而の意見はいかん』の義であるてしやうが、まかし、和漢の文では、かゝる問答の時には、『予はまかく欲す、いかん』といふやうに云ふのが、通常であるやうであるから、こゝにある而字を、人代名詞とする事は、大に疑ふべき事であるので、第二に、吾といふ語は、必ず他に相對して用ゐるものでなき事は、前の吾の字の下に説明した通りであるのに、今、こゝには、『吾尪を暴さむと欲す』といふて、吾の字を用ゐてゐるのに、『汝はいかん』といふ事は、斷じてあるべからざる事と思はるゝのです。私は、此二つの有力な證據にて、右の而を、人代名詞とせし古人の説をば、殆ど信用せぬので、而して、私は、此文を、『天久しく雨ふらず、吾尪を暴さむと欲す、而していかん』と訓するので、即ち、此而しては、而るにの義をなすものにて、『吾はまかく思ふが、まかし、此事はいかゝあらう』といふ義であるのと思ふのです。次に、論語の方は、微子第十八の文ですが、これは疏六十八ノには、『且而、皆語辭』とあるのです。然るときは、疏は、而を人代名詞とは見て居

らぬやうですが、私は、これをよいと思ふのです。即ち、私は、これを『かつ而して』とか、『かつや』とか云ふ如くに和訓すれば、甚だこゝの場合に適當して居ると思ふのです。何となれば、こゝにては、樂淵が、子路に向つて、單に、子路一人を指して、『辟人の士に従ふよりは、辟世の士に従ふ』と云うたのではなくて、子路等を廣く指したものであるから、直に、汝というたと見るよりは、而をば、一つの接續詞又は感詞と見る方がよいかと思ふのです。『且而して』といへば、『其上に』左様にして、汝等は、辟人の士に従ふよりは、『の義となつて、語勢が緩んで、その語に、對手(子路)の心を感動せしむる力が生ずるのです。又、『且や』と訓すれば、『其上に』と感歎の意があらはれて、これ亦對手の注意を喚起する事が出来るかと思ふのです。而の字を助辭に用いた例は、毛詩や、論語等を始め、處々に見えて居るので、助辭的副詞の下をかし、以上は、私の卑見です。から、強ひて従ふには及ばぬ事、兩様に御記憶あるやうに願います。

(丁) 爾

〔孟子十三下右〕故曰、爾爲爾、我爲我。

右は、上の爾は主格、下の爾は完成言て、爲は上下共に自動詞にて、各其文の説明語です。

(戊) ナンヂといふ語の接續代名詞的句の主格に立つもの

〔春秋廿四左〕夜夢之曰、余而所嫁、婦人之父也。○註云、而、女也。

〔孟子五下左〕王曰、姑舍女、所學而從、我則何如。

右は、所は接續代名詞、嫁學は説明語にて、而と女とはその接續代名詞の主格に立つて居るので、共になんぢがと和訓する例であるのです。而して此而女は、或は一見しては物主格や形容詞の如くに誤認せられ易い憂のあるものです。から、特に注意を要するので、尙ほ接續代名詞の下を見るべし。

〔孟子九上右〕公明高曰、是非爾所知也。

右は、爾の字をなんぢのと和訓する例ですが、なんぢがと和訓すると、其意義は同一ですが、のととは同一ですが、下の動詞の音によりて、がと訓する方のさしよき事と、のと訓する方のふさはしき事とがあるのです。

(二) 物主格に立つもの

(甲) 序説

人代名詞二人稱の内、物主格に立つ語は、大凡そ定つて居るやうです。即ち主として、爾と乃との二語で、その内に、乃は殆ど物主格のみに用ゐらるゝものゝやうです。

(乙) 爾

〔尙書九左〕茲予大享于先王爾祖其從與享之

〔禮記二右〕十 虛坐盡後、食坐盡前、坐必安、執爾顏、○註云、執、猶守也。

〔論語四左〕十 顏淵季路侍子曰、盍各言爾志、

(丙) 乃

〔尙書十右〕古我先王暨乃祖乃父胥及逸勤、

〔春秋廿五左〕王曰、舅氏余嘉乃勳、應乃懿德、謂督不忘、往踐乃職、無逆朕命、

(丁) 而

〔禮記十七左〕三 歲且更始、專而農民、毋有所使、○註云、而、猶女也。

右は、古來「なんぢ農民」と訓する例ですが、「而の農民」といふ義かと思はるゝので

す、而と農民とを同格と見ては、意が通ぜぬのです。それ故に、而の農民の義と見る外はないのです。もしよからば、私は、此而をなんぢと訓むよりは、そのと訓む方が適當かと思ふのです。即ち、これは、月令の文で、十二月の處ですから、押しつまつた節季の事なれば、その農民をして、稼穡に心を専らにせしめて、徭役に使用するなといふ事と解くが宜しいと思ふのです。要するに、文章は、意義の通ずるやうに、文法的に考へて讀めば、決して誤りはないのです。古訓古註は、素より大に遵奉すべきものです。が、悉く取るに及ばぬのです。

(三) 完成言に立つもの

〔孟子二下〕左 曾子曰、戒之戒之、出乎爾者、反乎爾者也、

右は、出反共に自動詞にて、爾はその下に意義補足のために完成言として置かれ

たものです。

(四) 與奪格に立つもの

〔荀子十三〕右 吾語汝學者之鬼、

右は、語は他動詞にて、汝の下に學者之鬼といふ目的格があるのです。故に、汝と

「吾語は與奪格の形になつて居るのです。」

〔孝經三右〕子曰、夫孝、德之本也、教之所由生也、復坐、吾語汝。

右は、「吾汝に此事を語らむ」の義であるのを、その「此事」といふ目的格は既に云ひ表はさずとも明白なることですから、省略した形であるのです。

(五) 目的格に立つもの

(甲) 汝

〔尚書三左〕朕不食言、爾不從誓、言予則孥戮汝、罔有攸赦。

(乙) 爾

〔孟子十四上〕武王之伐殷也、革車三百兩、虎賁三千人、王曰、無畏、寡爾也、非敵百姓也。

右は、通常、爾が他動詞の賓(ヤスンス)の目的格に立つて居る例です。

〔毛詩四十二左〕大車檻檻、轟衣如裳、豈不爾思、畏子不敢。

右は、不は打消副詞、思は他動詞です、打消副詞が他動詞を形容する場合には多く目的格がその打消副詞と動詞との間に置かるゝ例であるのです。

(六) 前置詞の目的格に立つもの

〔論語四左〕子謂顔淵曰、用之則行、舍之則藏、惟我與爾有是夫。

右は、與は前置詞で、爾はその目的格に立つて居る形です。

〔尚書三八右〕夏王率遏衆力、率割夏邑、有衆率怠、弗協、曰、時日害喪、予及汝皆亡。

〔孟子六上〕簡子曰、我使掌與女乘。

右は、及も與と共にトと和訓する前置詞です、女は汝と同一ですから、前置詞の目的格には、常に汝の字を用ゐて宜しいのです。

第三 子 吾子

(一) 子といふ語の性質

子といふ事は、禮記五右ノ十の『列國之大夫入天子之國曰某士、自稱曰陪臣、某於外曰子』の註に、

子、有德之稱、魯春秋曰、齊高子來盟、

とあつて、齊の高侯を高子と稱してある事を例に引いたのです、又論語一右の『子曰、學而時習之、不亦說乎』の註に、

馬曰、子者男子之通稱、謂孔子也。



とあつて、論語には、孔子の門人が孔子に對して之を子と呼んだ例が見えて居るの  
てす、其一を擧ぐれば、同書十九右に、

子曰莫我知也夫、子貢曰、何爲其莫知子也、

とある類です、されば子と云ふことは、素より之を輕蔑する人に用ゐるものではないので、君子夫子の子の字も皆此意義をもつて居るもので、これと同一であるので、す、しかし二人稱の代名詞として用ゐる所の子といふ語は、之を古來の實例に徴するに、却て尊稱に用ゐるものは少なく、對稱若くは卑稱のものが多いのです、次の實例を見るべし、

(二) 子 吾子の用例

〔莊子六左〕惠子謂莊子曰、吾有大樹、人謂之樗、其大本擁腫而不中繩墨、其小枝卷曲而不中規矩、立之塗、匠者不顧、今子之言大而無用、衆所同去也、莊子曰、子獨不見狸狌乎、卑身而伏、以候敖者、

右は、同等のもの互に呼んで子といふ、

〔孟子十一上〕孟子之平陸、謂其大夫曰、子之持戟之士、一日三失伍、則去之否乎、曰、不待三

子之失伍也亦多矣

右も孟子が大夫を指して云ふのですから、子と云うたのです、孟子は處士ではあれど、大夫と同等と見て差支ないのです、

〔禮記九右〕士訃於同國、大夫曰、某死訃於士、亦曰、某死訃於他國之君、曰、君之外臣某死、訃於大夫、曰、吾子之外私某死、訃於士、亦曰、吾子之外私某死、

右は、士より他國の大夫と士とは吾子と云うて、君をば君と云うてある例でず、これも、吾子を對等に用ゐた例でず、

〔禮記十五右〕或問於曾子曰、曾子曰、吾子不見大饗乎、夫大饗、既饗、卷三牲之俎、歸於賓館、父母而賓客之所、以爲哀也、子不見大饗乎、

右の或る人は、身分の卑しきものか、又は同等のもの乎は明かならざれど、大夫か士かの内にて、やはり同格の人ではあるが、少しは曾子より下目に見らるゝ人のやうです、この例は、初に吾子といつて、後には子と呼んで居る、これは、元來、吾子といふ語は、わがこといふ事で、親密を表する場合に用ゐるやうな傾のある語です、か

ら、こゝも初にはその意義にて呼びしも、後には語勢を急にせし爲め、單に子と呼びしものと思はる、

〔春秋十三〕宋穆公疾、召大司馬孔父而屬焉、公曰、先君舍與夷而立寡人、寡人弗敢忘、若以大夫之靈、得保首領、以沒先君、若問與夷、其將何辭、以對請子奉之以主社稷、寡人雖死亦無悔焉、對曰、群臣願奉馮也、○註云、馮、穆公也、公曰、不可、先君以寡人爲賢、使主社稷、若棄德不讓、是廢先君之舉也、豈曰能賢、光昭先君之令德、可不務乎、吾子其無廢先君之功、

右は、君より臣に向つて子若くは吾子と呼ぶやうに書いてある、これらは貴者より卑者と呼ぶ一つの例でしやう、

而して、こゝの例にては、初には子と呼び、後には吾子と呼んで居る、即ち、後には、一層親密の意を表して居る心が明に分るので、此筆法は、素より同等のものに向つて澤山あるのですが、念の爲に、今一つ類例を左に示す事にしやう、即ち、

〔孟子十二下〕白圭曰、丹之治水也、愈於禹、孟子曰、子過矣、禹之治水、水之道也、是故禹以四海爲壑、今吾子以隣國爲壑、水逆行謂之降水、降水者洪水也、仁人之所惡也、吾子過矣、

とある白圭は、周の人にて、孟子と同格の人と見て宜しいのですが、これに向つて、孟子が初には子と呼び、後には吾子と呼んで居るのは、議論が段々進んで來たによつて、親密の意を表して、之を日本現時の俗語にて云はゞ、「ノ一君サウデハナイカ、君ノ説ガマテガツテ居ルノダ」といふやうなる有様であるのです、

### 第三節 敬稱

#### 第一 敬稱の定義并に其二大別

敬稱とは、貴者と賤者との相對せし時、賤者より貴者を稱する二人稱です、而して、二人稱にては、此敬稱の内に、強制的と自由的とがあるのです、即ち、強制的のものとは、法律を以て其名稱を定めたるものにて、陛下殿下などいふ類である、自由のものとは、別に法律にて強制せらるゝにあらざれど、賤者より貴者を尊稱するに用ゐる代名詞并に同等のものゝ互に相推尊して用ゐる代名詞であるので、此他此自由の方、又貴者より賤者に向つて用ゐる事もあるのです、

#### 第二 強制的二人稱の例

強制的二人稱の例とは、至尊の敬稱を陛下と呼び奉り、皇族の敬稱を殿下と呼び奉

る如きものです、先づ、こは實用を主としますにより、説明の順序を逆まにして、現時に於ける日本の例から申します、事に致しませしやう、即ち、我皇室典範第四章敬稱の條に、

第十七條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱は陛下とす、

第十八條 皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の敬稱は殿下とす、

とあるので、此淵源は、大寶令の儀制令<sub>右一丁</sub>に、

陛下上表所稱<sub>略</sub>○中

とあつて、其次<sub>右一丁</sub>に、

皇后皇太子於太皇太后皇太后率士之内於三后皇太子上啓稱殿下、自稱皆臣妾對揚稱名<sub>ニハ、セロナ</sub>

とあるので、に基づくのです、而して、此制度は、素より支那の制に則つたものですが、其起源は、漢の葵邕の獨斷に、

漢天子正號曰皇帝、自稱曰朕、臣民稱之曰陛下、其言曰制<sub>略</sub>○下

陛下者、陛階也、所由升堂也、天子必有近臣、執兵陣於陛側、以戒不虞、謂之陛下者、群臣與天子言、不敢指斥天子、故呼在陛下者而告之、因卑達尊之意也、上書亦如之、及群臣士庶相與言曰、殿下、閣下、執事之屬、皆此類也

とあるやうな理由に基いたものでしやう、而して、陛下といふ事を、至尊の御配偶に稱し奉るやうになつた起源は、やはり支那にて、漢の時代に始つたものであると、古人も申して居ります、即ち事物紀原<sub>八左ノ廿</sub>に、

陛下 周以前天子無陛下之呼、史記、秦李斯議事始呼之耳<sub>略</sub>○中 則此號、秦禮也、漢霍光奏、太后亦曰陛下也

とあるのは、信すべきことと思はれます、又殿下と申す事も、漢にては、皇太子以下、皇族に對して申した事があるので、唐に至つて、段々沿革して、皇太后をもかく呼び奉りし事があるので、彼是かやうな事が一つになつて、大寶令の儀制令の基礎となつたものと見えます、左に又古人の説を引きて、參考に供せむ、

〔事物紀原<sub>五左ノ</sub>〕殿下

漢以來、皇太子諸王稱殿下、漢之前未聞、唐初百官於皇太后亦稱之、百官泊東宮官對<sub>レ</sub>

皇太子亦呼之、今雖親王亦避也、始於漢、續事始曰、漢以前未有此呼、魏志太祖定漢中、杜襲始呼之、時操封魏王、故襲呼殿下、按此、自杜襲始也、西陽雜俎曰、秦漢以來於天子言陛下、皇太子言殿下、將言殿下、使者言節下、轅下、二千石長吏言閣下、父母言膝下、通類相呼言足下、

此外に、日本にて、中古以來、徳川時代の終まで、藤原氏の棟梁たる家の人にて、攝政、關白を拜命して居る人を、必ず殿下と唱へた事の如き、又大名を、其臣下のものが御前(ゴゼン)と唱へた事の如きは、別に成文法で定めた事はないが、これらは何時となく慣習法で定つたもので、これ亦強制的のものといつて宜しいでしやう。

此外、外交上にては、此邊の事が入釜しいので、維新の後、我國にては、法律を以て規定した事があるので、たとへば、官吏が、自分の事は拙者と云ひ、各國の公使をば閣下といひ、書記官をば貴下といふの類です。

第三 自由的二人稱の例

(一) 閣下、執事、足下

自由的二人稱の例は甚だ多いが、此内、閣下と執事と云ふ事は殆ど強制的であるや

うに見えます、先づ、其出典は、通俗篇によれば、

二十四 閣下、因話錄、古者三公開閣、郡守比古諸侯、亦有閣、故皆稱閣下、

一十八 執事、○中因話錄、前輩與大官書、多呼執事、與足下、劉子之與宰相書曰、足下、韓

退之與張僕射書曰、執事、即其例也、執事本謂從列與事之人、致書者謙不斥尊、若云陳

其左右者耳、○予ノ本ハ、終ノ方一行辭リ、

とあるので、さすれば、漢唐時代には、郡守以上を閣下、執事、足下などといひしものやうです、郡守は漢にては郡刺史といひ、隋にては郡太守と云ひ、唐にては高祖の武徳元年に郡を改めて州を置き、太守を改めて刺史といつたものである、多少の沿革はあれど、手近く申せば、日本中古の國司、現今の府縣知事は、之に當て、宜しいかと思はるゝのです、さればにや、現時、閣下といふ事は、日本にては、習慣法で、半ば強制的になつて、府縣知事以上は勿論、郡長位のものをも、かやうに申すやうです、而して、執事といふ事は、今日我國では全く行はれぬやうで、足下といふ事は、自由的に同等者の間に行はれて居るのです、次に、なほ足下といふ事について一言したきは、

史記左本紀三十一に、